
墨田区地域福祉計画

～みんな(協治)でつくる人にやさしい福祉のまち～

(平成 23(2011)年度～平成 32(2020)年度)



平成 23(2011)年 3 月

墨 田 区

はじめに

近年の地域福祉を取り巻く状況は、大きく変化してきており、平成20年3月には、厚生労働省が設置した「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」において、「地域における『新たな支え合い』を求めて一住民と行政の協働による新しい福祉―」がまとめられ、平成22年8月には、全国各地で発生したいわゆる高齢者の所在不明問題を受け、住民参加のもと、地域住民が安心して生活できる地域づくりのための計画を策定することが求められています。

こうした状況を踏まえながら、この度の「墨田区地域福祉計画」を策定いたしました。

この計画は、墨田区基本構想によって示された協治(ガバナンス)の考え方にに基づき、区民の皆様と区との協働による地域福祉の推進を目指して、平成23年度から10年間の地域福祉推進の指針を示すものです。

計画の中では、区民、地域の関係団体・機関の皆様と区が力をあわせて本計画を推進する上での基本となる考え方として、「個人の尊厳を守る」「共に生きる地域をつくる」「協治(ガバナンス)を実行する」という基本理念を掲げています。

また、総務省が行った「生涯学習に関する世論調査」の結果から、ボランティア活動に参加してみたいと考えている人は6割を超えている一方で、きっかけがないために、実際には活動に参加していない人が多いと言われている状況を踏まえ、本計画ではボランティア活動のさらなる促進に向けた施策を多く取り入れています。

計画の策定にあたりましては、福祉関連の各分野で活躍されている方々で組織する「墨田区地域福祉計画推進協議会」で検討を重ねるとともに、区民参加のワークショップ等を開催し、多くの皆様のご参加を得て、精力的にご議論いただきました。

今後、区民の皆様が地域で支えあいながら、いきいきと暮らせますよう、区民の皆様や地域の関係団体・機関の皆様のご協力を得ながら、本計画の着実な推進を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成23年3月

墨田区長 山崎 昇

墨田区地域福祉計画に寄せて

「地域福祉」は古くて、新しい福祉の考え方です。しかも地域に対する夢と希望、理想をも含んでいます。「地域」が今の時代の福祉の考え方の基本になりました。その目指す所は、分野を超えた課題を解決するための協働であり、専門機関や行政機関内部の連携はもとより、町会、自治会、あらゆる民間の団体、個人の参加を得て福祉を進めるというものです。協治（ガバナンス）の、福祉分野における具体的な取り組みといえます。

計画策定はかなりハードルの高いものでした。策定には三つの難しさがありました。①カバーする分野が広いこと、②地域福祉計画に児童・高齢・障害者など各分野の福祉を推進する共通基盤の計画としての実質を持たせること、③各分野の対象からはずれた新しく困難な課題を対象とすること、です。そのため計画の策定には、未経験、検討不十分、未知の部分と取り組むことが求められました。そうした中で、この計画が目指したものは、あらゆる福祉課題を視野に入れること、協働することによる問題解決の理念と方法を提示すること、各分野の行動計画の指針となる内容を示すことでした。

広い視野を得るには、各分野に精通した人の目が合わさることが必要です。計画策定にあたっては、種々の会合が持たれましたが、民にも官にも人材に恵まれたと思います。その方々の協力姿勢、墨田区住人への責任感と愛着には教えられること大でした。

策定して終わりではなく、書かれたものを実践し、修正し次の計画策定までの道を歩むことが必要です。昨今、新しい公共ということが言われています。「新しい公」を作り出すために、役所も住民も変わってゆくことが求められます。役所は縦割りによる合理性追求からさらに進歩した、包括的要素を各部門が持ち合う、そうした仕組みへの変化が求められます。民間に求められることは、行政サービスに頼りすぎず、自ら愛する家族と友人が暮らす近隣の福祉のために、あらゆる機関、団体、個人と協働してゆくことです。合意形成のための努力と経験の積み重ねをしてゆくことです。ボランティアズムから発した人々、団体の協働が行われる墨田区の福祉を次世代に伝えてゆきたいと思います。

平成23年3月

墨田区地域福祉計画推進協議会会長 野原 健治

目 次

第1章 計画策定の背景と目的	1
<hr/>	
1. 計画策定の背景と目的	2
2. これまでの地域福祉計画の成果と本計画の方向性	4
(1) これまでの地域福祉計画の歩み	4
(2) 前計画(第二次後期)の成果と課題	4
(3) 本計画の方向性	5
3. 地域福祉推進の考え方	6
(1) 地域福祉とは	6
(2) 地域福祉計画とは	6
4. 計画の性格と位置づけ	7
5. 計画期間	8
6. 計画の策定体制	9
7. 区民参加による計画づくり	10
(1) ワークショップの開催	10
(2) 拡大作業部会の設置・開催	11
(3) 中間のまとめの報告及びワークショップの開催	13
(4) パブリック・コメントの実施	13
第2章 地域福祉を取り巻く状況	15
<hr/>	
1. 社会情勢の動向	16
2. 墨田区での地域福祉を取り巻く状況	18
(1) 人口と世帯の状況	18
(2) 高齢者の状況	20
(3) 障害者の状況	21
(4) 子ども・家庭の状況	22
(5) 生活に困難を抱えている人の状況	23
(6) 住まい環境の状況	24
(7) 町会・自治会活動の状況	25
(8) ボランティア・NPOの活動状況	26

第3章 計画の基本的考え方	27
<hr/>	
1. 計画の基本理念	28
2. 計画の基本目標	29
3. 計画の基本的視点	30
4. 取り組みの体系図	31
第4章 計画の推進主体	33
<hr/>	
1. 協働による計画の推進	34
2. 各主体の役割	35
(1) 区民	35
(2) 町会・自治会等	35
(3) ボランティア・NPO	35
(4) 民生委員・児童委員	35
(5) 福祉施設(事業者)	36
(6) 企業・商店・事業所・医療機関	36
(7) 社会福祉協議会	36
(8) 区	37
第5章 取り組み内容	39
<hr/>	
1. 優先的取り組み	40
(1) 地域における見守り活動の推進	40
(2) 福祉教育の推進と地域福祉の担い手の育成・支援	41
(3) 地域福祉プラットフォームづくり	41
(4) 地域福祉活動に関する情報の周知、理解・参加の促進	41
2. 取り組み内容	42
基本目標1 区民が安心して暮らせる福祉のまちをつくる	42
(1) 地域の中で共に生きる意識を高める (ソーシャル・インクルージョンのまちづくり)	42
(2) 誰もが移動しやすいまちをつくる (ユニバーサルデザインのまちづくり)	44
(3) 要援護者を守る防犯・防災体制を整備する	46
基本目標2 区民が安心して利用できる福祉サービスを提供する	48
(1) 地域の相談支援体制を充実する	48
(2) 支援が必要な人の権利を守る	50
(3) 福祉サービスの量と質を確保する	52

(4)生活に困難を抱えている人の自立を支援する	54
基本目標3 区民の積極的な地域活動を進める	56
(1)福祉の施策や活動に関する情報を伝える	56
(2)地域福祉に関する学びあいを推進する	58
(3)地域福祉の担い手を育成・支援する	61
(4)地域活動を活性化する	64
基本目標4 区民が地域で支えあい・助けあうしくみを確立する	66
(1)日ごろからの地域のつながりをつくる	66
(2)地域における見守り活動を推進する	68
(3)地域をつなぐ協働のしくみをつくる	73
3. 主な事業・活動の事業目標一覧	76
◆ 優先的取り組み ◆	76
◆ 取り組み内容 ◆	78
基本目標1 区民が安心して暮らせる福祉のまちをつくる	78
基本目標2 区民が安心して利用できる福祉サービスを提供する	82
基本目標3 区民の積極的な地域活動を進める	86
基本目標4 区民が地域で支えあい・助けあうしくみを確立する	90
第6章 計画の推進体制	93
<hr/>	
1. 計画の周知、理解・共有の推進	94
2. 計画の進捗管理と評価	95
3. 評価方法	96
4. 前期計画の達成状況の評価と後期計画への反映	97
資 料	99
<hr/>	
1. 計画の検討体制・検討経過	100
(1)墨田区地域福祉計画推進協議会	100
(2)墨田区地域福祉計画推進本部	104
2. ワークショップ・拡大作業部会の結果概要	107
3. 用語解説	109
4. 付属資料①ー第5章「取り組み内容」体系表	110
5. 付属資料②ー墨田区地域福祉計画関係年表	124

第1章

計画策定の背景と目的

1. 計画策定の背景と目的

墨田区は昔から下町らしい人情のあふれたまちとして、隣近所での相互扶助が日常的に行われてきたまちです。また、家族や親族で支える中小企業が多いことから、家族・親族間のつながりも強く、互いに助けあってきたまちです。しかしながら、経済構造の変化、人々の活動範囲の広域化、高層住宅や新しい住民の増加、家族や地域に対する人々の考え方の変化等の中で、そうした助けあい、支えあう地域や家族のきずなが、墨田区においても徐々に希薄になり、家族や地域コミュニティは大きく様変わりしてきています。

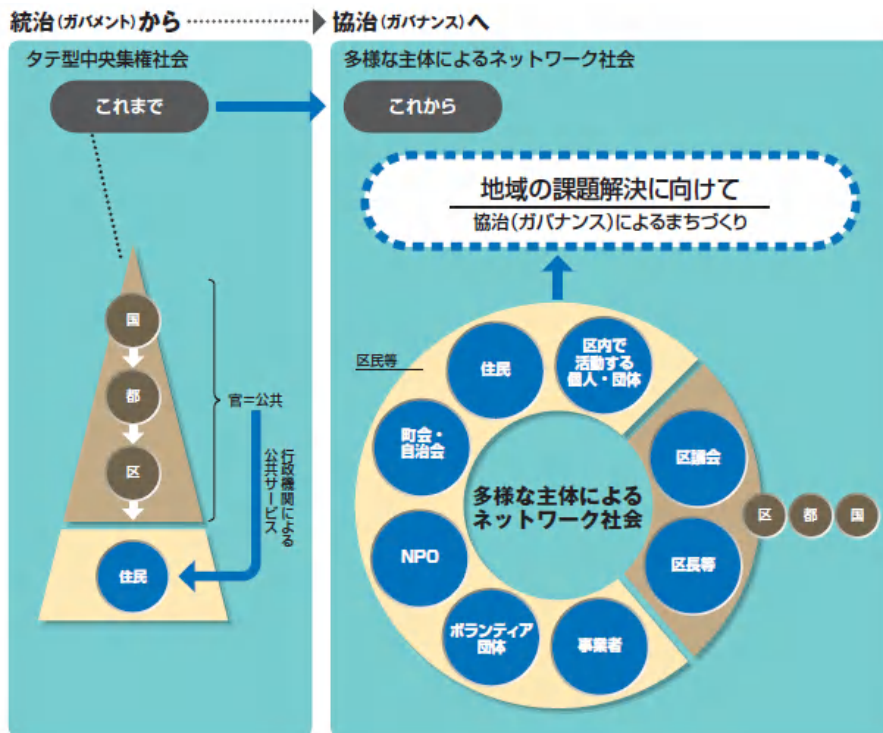
そのため、少子高齢化や世帯の核家族化・単身化が急激に進行する中で、墨田区においても、高齢者の孤立死や子どもの虐待をはじめ、さまざまな問題が多くなってきています。

こうした地域の諸問題の解決や防止には、区が各種の福祉保健の施策や施設の充実を図っていくとともに、区民、地域団体、社会福祉法人等の地域に存在する多様な主体が、それぞれ自らできることと果たすべき役割を明らかにし、区とともに、お互いに連携・協力して、行動していくことが必要です。

そこで区では、区と区民・区内団体等との協働の考え方を、平成17年度に改定した墨田区基本構想において、協治（ガバナンス）として区政運営の基本として打ち出しました。平成22年度には、全国に例のない「墨田区協治（ガバナンス）推進条例」を制定し、平成23年4月1日からの施行により、より広範に区民や区内団体・事業者等との協働による地域運営を推進しようとしています。

本計画は、区が平成12年度に行った「すみだ やさしいまち」宣言に基づき、人と人のふれあいを大切にしてお互いを支えあう「人にやさしいまち」の実現をめざして、協治（ガバナンス）の考え方にに基づき家族や地域社会のきずなの再生や孤立死・虐待などが発生しない福祉のまちづくりを進めていく、今後10年間の墨田区の地域福祉の方向を示すものです。

[すみだの協治(ガバナンス)とは？]



資料：「墨田区協治（ガバナンス）推進条例パンフレット」より
墨田区区民活動推進課（平成 23 年 2 月）

●協治に必要な3つの力
知る力、つながる力、行動する力

協治に必要な3つの力があります。これは、区民、地域団体、NPO、企業、区などそれぞれが持っているものです。みんなが協治によるまちづくりの主役なのです。

協治

知る力 **つながる力** **行動する力**

協治によるまちづくりは、まずなにが地域の課題なのかを一緒に考えることから始まります。そのためには、一人ひとりがさまざまな方法で、正しい情報を**知る力**、**知らせる力**をもつことが大切です。

そして、必要な情報が共有されていることが前提となるため、多くの情報を持っている行政機関や団体、組織などに**知らせる力**が求められています。

みんなが協治によるまちづくりの主体になるためには、だれかに役割が与えられるのではなく、それぞれの思いと力を合わせて活かせるような仕掛けづくり、すなわち**つながる力**が大切です。

また、それを支援する行政機関や地域のリーダーには、コ・ディネーターとしての**つなげる力**が求められています。

地域の課題と仲間をみつけ、できることから行動する。**行動する力**で、より**知る力**がアップする。このサイクルを人もまちも元気になります。

そのためには、だれもが行動できるより参加の機会が与えられていることが重要です。

資料：「3つの力ですみだを変える 協治（ガバナンス）ガイドブック」より
墨田区区民活動推進課（平成 19 年 10 月）

2. これまでの地域福祉計画の成果と本計画の方向性

(1) これまでの地域福祉計画の歩み

墨田区においては、高齢化の進展にむけて、区民の誰もが住み慣れた地域に必要な福祉・保健サービスが受けられるシステムづくりをめざし、平成5(1993)年9月に第一次墨田区地域福祉計画(平成5(1993)年度から平成12(2000)年度)を策定し、推進してきました。その後、福祉の社会構造改革が行われ新しい社会福祉制度が始まった平成12(2000)年度に第二次地域福祉計画(平成13(2001)年度から平成22(2010)年度)を策定し、中間年度の平成17(2005)年度には、第二次地域福祉計画(後期)(平成18(2005)年度から平成22(2010)年度)として見直しを行い、推進してきました。

(2) 前計画(第二次後期)の成果と課題

前計画の第二次地域福祉計画(後期)においては、将来目標に「福祉コミュニティの創造」を掲げ、「生涯にわたる人間性の尊重」「自己決定と自立の促進」「生きがいと自己実現の確立」「参加・共生による地域の連帯」の基本理念のもと、地域福祉推進にむけた方向性として、「1 生涯を通じて健康な生活を送れるしくみをつくる」「2 子育て・子育てを支えるしくみをつくる」「3 障害のある人が地域で共に暮らせるしくみをつくる」「4 高齢者が安心して暮らせるしくみをつくる」「5 学びあい・ふれあい・支えあいのしくみをつくる」「6 地域福祉推進のためのしくみをつくる」の6つの方向を示し、施策の推進を図ってきました。

このうち、「1 生涯を通じて健康な生活を送れるしくみをつくる」「2 子育て・子育てを支えるしくみをつくる」「3 障害のある人が地域で共に暮らせるしくみをつくる」「4 高齢者が安心して暮らせるしくみをつくる」に関しては、健康、次世代育成、障害者、高齢者の各部門ごとの個別計画を継続的に策定し、着実に推進してきました。

一方、「5 学びあい・ふれあい・支えあいのしくみをつくる」に関しては、区民と区が連携・協働して身近な課題の解決にむけて取り組んでいく地域づくりをめざし、誰もが地域活動に参加し活躍できる環境づくりや、地域のつながりの構築にむけたしくみづくり、地域福祉を推進する関係者・団体間のネットワークづくりを進

めてきました。この5年間で区内のボランティア団体、NPO団体数は増加し、また社会福祉協議会が推進する小地域福祉活動など、さまざまな地域活動が推進されてきましたが、反面、ボランティアなどの地域活動者が固定化していること、地域のつながりが弱くなり、地域で孤立している人が増えている状況が生まれています。

「6 地域福祉推進のためのしくみをつくる」に関しては、計画に基づき推進されているものの、少子高齢化や核家族化等が進行する中で、利用者が適切な福祉サービスを利用できるしくみづくりや誰もが暮らしやすい地域環境づくりの重要性は高まっており、地域福祉の基盤として、区や社会福祉協議会を中心に、さらに整備を進めていく必要があります。

(3) 本計画の方向性

墨田区において策定・推進してきた、第一次・第二次の地域福祉計画は、区の福祉施策の基本計画的な要素と地域福祉を支えるしくみづくりの二つの側面をもっていました。しかし、区の福祉施策については各個別計画としても定めているため、本計画においては、各分野に共通する基本的な課題となっている、地域での支えあいの意識醸成や実践の推進、地域福祉推進のしくみづくりに焦点をあてて検討・計画化し、実践の道筋を示していくこととします。

また、第二次地域福祉計画（後期）では、区民、関係機関、区、社会福祉協議会の連携・協働の重要性を指摘しているものの、それぞれの活動指針を定めているものではありませんでした。そこで本計画においては、計画の策定・実行・評価の各プロセスにおいて協治（ガバナンス）を推進し、区のみならず、区民や地域の関係団体・機関にとっても活動の指針となる計画としていきます。

3. 地域福祉推進の考え方

(1) 地域福祉とは

行政の福祉サービスは、児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉など対象ごとに分かれた制度のもと、分野ごとに充実が図られてきました。しかしながら、地域に暮らす人々のニーズが多様化・複雑化する中、公的サービスだけでは対応することが難しい課題や、制度をまたがる複合的な課題、制度の谷間になっている課題などが生じています。

こうした課題を解決するためには、地域の人と人とのつながりが欠かせません。地域で暮らす住民同士の支えあい・助けあいを推進するとともに、地域に存在する多様な主体が連携・協働することにより、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、区民の誰もが自分らしく、安心して暮らし続けることのできる地域をつくっていくこと、それが「地域福祉」です。

(2) 地域福祉計画とは

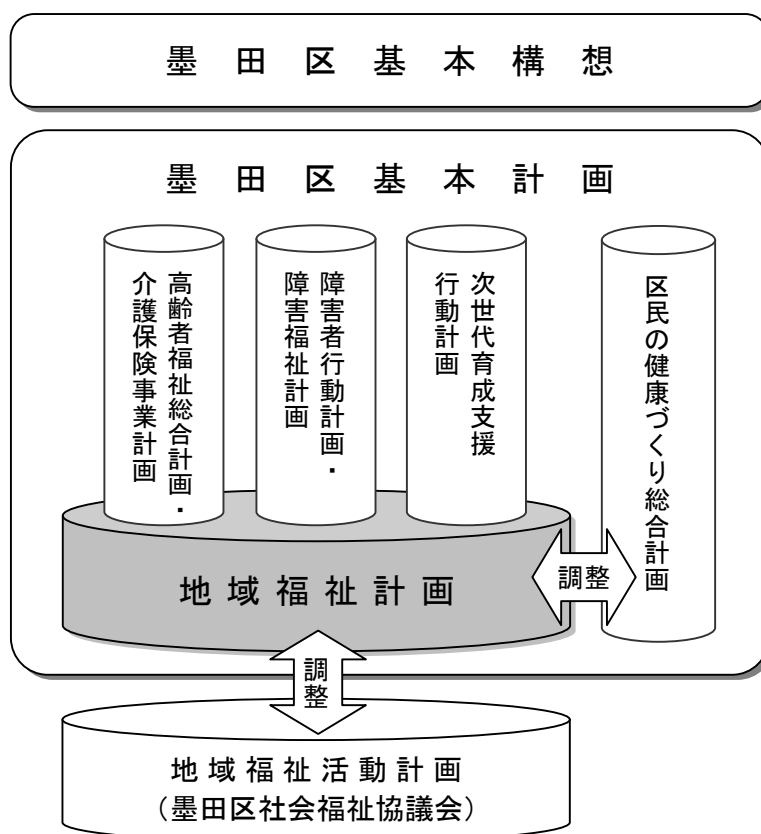
「地域福祉計画」は、地域のさまざまな課題の解決にむけて、地域福祉を推進するためのしくみをつくる計画です。

区民、地域の関係団体・機関、区が、それぞれの役割の中で、お互いを「知り」、お互いが「つながり」つつ、ともに「行動する」ための方策について、方向性を示していきます。

4. 計画の性格と位置づけ

本計画は、次の(1)から(3)の性格と位置づけをもつ計画として策定します。

- (1) 墨田区基本構想及び基本構想に基づく墨田区基本計画との整合性を保ちつつ、区民、地域の関係団体・機関、区がそれぞれの役割を明確に認識し、互いに協働しながら地域福祉を推進するための基本指針を示す計画
- (2) 墨田区における福祉分野の部門別に策定している各個別計画の基礎となる福祉計画であるとともに、これら個別計画や区民の健康づくり総合計画、及び墨田区社会福祉協議会の地域福祉活動計画間を総合調整し、計画相互の有機的連携を図る計画
- (3) 社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として、次に掲げる内容を一体的に定める計画
 - ①福祉サービスの適切な利用の促進に関すること
 - ②社会福祉事業の健全な発達に関すること
 - ③地域福祉活動への住民参加の促進に関すること



5. 計画期間

本計画は、平成 23（2011）年度からの 10 年間、平成 32（2020）年度までを計画期間とします。

このうち、平成 23（2011）年度から平成 27（2015）年度の 5 年間を前期計画期間、平成 28（2016）年度から平成 32（2020）年度までを後期計画期間とし、前期計画期間が終了する平成 27（2015）年度までに、計画の見直しを行います。

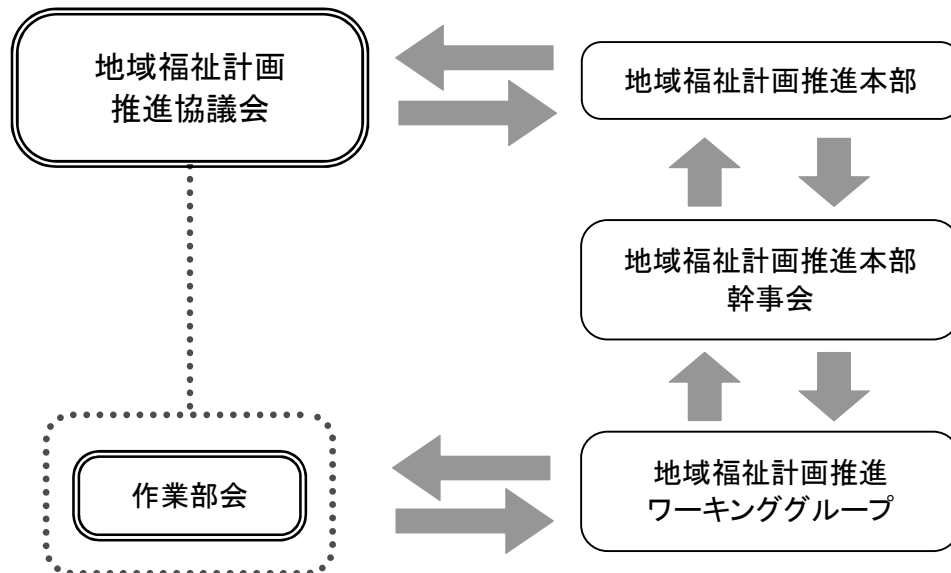
また、本計画は、同時に改定している障害者行動計画及び区民の健康づくり総合計画と内容の整合性を図っています。さらに、平成 23（2011）年度以降に策定予定の各計画の内容に反映させていきます。

年度	2010 平成 22	2011 平成 23	2012 平成 24	2013 平成 25	2014 平成 26	2015 平成 27	2016 平成 28	2017 平成 29	2018 平成 30	2019 平成 31	2020 平成 32
墨田区基本計画	現計画						後期計画				
地域福祉計画	前計画	本計画					後期計画				
高齢者福祉総合計画・介護保険事業計画	第 4 期	後期計画									
障害者行動計画	第 3 期	第 4 期（前期計画）									
障害福祉計画	第 2 期	後期計画									
次世代育成支援行動計画	後期計画										
区民の健康づくり総合計画	前期計画	後期計画									
地域福祉活動計画（社会福祉協議会）	後期計画										

6. 計画の策定体制

本計画は、地域福祉を推進している団体の代表や区民等から構成される「墨田区地域福祉計画推進協議会」及びその下部組織として設置した「墨田区地域福祉計画推進協議会計画改定作業部会」における協議・検討を通じて、策定を行いました。

庁内においては、「墨田区地域福祉計画推進本部」「墨田区地域福祉計画推進本部幹事会」「墨田区地域福祉計画推進ワーキンググループ」を設置し、関連部署間の連絡調整等を密にし、全庁をあげた取り組みを進めました。



7. 区民参加による計画づくり

本計画は、策定の過程において協治（ガバナンス）の考え方を重視しました。

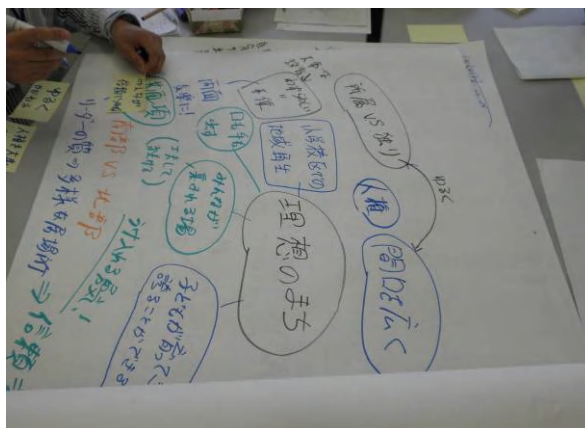
ワークショップの開催や、拡大作業部会の設置・開催、「墨田区地域福祉計画 中間のまとめ」の公表とパブリック・コメントの募集などを通じ、実際に地域福祉を担う区民や地域の関係団体・機関の方の参画を得て、区との協働のもと、計画の策定を進めました。

（1）ワークショップの開催

墨田区に対する想いを語りあうことを通じて、地域の課題の解決にむけて区民、関係機関、区がともに考えていくきっかけをつくること、新たな地域福祉計画のコンセプトづくりの参考とすることを目的として、平成22年6月12日（土）、『地域について語り合おう』と題したワールド・カフェ方式によるワークショップを開催しました。

[ワorkshopの開催概要]

開催日時	平成22年6月12日（土） 13時開場 13時30分～16時30分
会場	墨田区役所13階 131会議室
対象者	地域福祉推進協議会委員、作業部会（拡大作業部会）委員、 区の職員など
参加者数	36人



(2) 拡大作業部会の設置・開催

地域福祉について、地域の関係者、区がともに考える場として、平成22年6月～8月にかけて、拡大作業部会を開催しました。

拡大作業部会では、地域福祉にかかわるテーマを5つ取り上げ、テーマごとに関心の高い地域の関係者の参加のもと、現状に関する認識の共有や課題解決のために必要な取り組みなどについての検討を行いました。

[拡大作業部会の開催概要]

第1回	<ul style="list-style-type: none">・開催日時：平成22年6月28日（月） 18時30分～20時30分・会場：すみだボランティアセンター・テーマ：高齢者を見守る地域ネットワークについて・参加者数：17人
第2回	<ul style="list-style-type: none">・開催日時：平成22年7月5日（月） 18時30分～20時30分・会場：区役所12階 121会議室・テーマ：青少年の市民教育～地域の担い手育成をめざして・参加者数：26人
第3回	<ul style="list-style-type: none">・開催日時：平成22年7月20日（火） 18時30分～20時30分・会場：区役所13階 131会議室・テーマ：コミュニティワークと福祉プラットフォーム～ 地域で福祉課題に取り組む区民のネットワークづくり・参加者数：30人
第4回	<ul style="list-style-type: none">・開催日時：平成22年8月2日（月） 18時30分～20時30分・会場：区役所12階 121会議室・テーマ：墨田区のホームレスと生活保護の現状について・参加者数：20人
第5回	<ul style="list-style-type: none">・開催日時：平成22年8月16日（月） 18時30分～20時30分・会場：区役所13階 131会議室・テーマ：墨田区の障害者（児）の自立支援の現状について・参加者数：21人

第1回拡大作業部会の様子



第2回拡大作業部会の様子



第3回拡大作業部会の様子



第4回拡大作業部会の様子



第5回拡大作業部会の様子



(3) 中間のまとめの報告及びワークショップの開催

平成 22 年 11 月にまとめた「墨田区地域福祉計画 中間のまとめ」について報告し、内容に対する区民の意見を把握すること、今後の墨田区地域福祉推進について考え、意見や情報の交換・交流を図ることを目的として、平成 22 年 12 月 11 日(土)に、地域福祉推進ワークショップ『みんな(協治)で考える人にやさしい福祉のまち』を開催しました。

[中間のまとめの報告及びワークショップの開催概要]

開催日時	平成 22 年 12 月 11 日 (土) 13 時 30 分開場 14 時 00 分～16 時 30 分
会 場	墨田区役所 13 階 131 会議室
参加者数	76 人



(4) パブリック・コメントの実施

「墨田区地域福祉計画 中間のまとめ」をホームページ等により公表するとともに、パブリック・コメント[※]を実施し、計画内容等に対する区民の意見の把握と計画内容への反映に努めました。

※パブリック・コメントとは、区の基本的な施策等を策定する過程において、事前にその案を広く公表し、区民等が意見を述べるができる機会を設け、それに対する区の考え方を公表していく一連の手続きのこと。

第2章

地域福祉を取り巻く状況

1. 社会情勢の動向

平成 18 年 3 月に第二次地域福祉計画（後期）を策定した後、社会情勢は大きく変化しており、地域福祉のあり方に影響する以下のような、さまざまな状況が生じています。

日本の人口動向

日本の総人口は、平成 17 年に初めて減少に転じ、本格的な人口減少社会に突入しています。一方、高齢者人口は増え続けており、総人口に占める割合（高齢化率）は平成 21 年 10 月には 22.7%と、5 人に 1 人が高齢者という状況です。平成 18 年 12 月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口」によると、今後も高齢化率は上昇を続け、平成 25 年には高齢化率は 25.2%と約 4 人に 1 人、平成 47 年には 33.7%と約 3 人に 1 人の割合になると推計されています。

高齢者を取り巻く状況

平成 12 年に創設された介護保険制度は、要介護者を社会的に支えるしくみとして定着してきました。しかしその一方で、サービス利用が大幅に伸び、介護給付費が急速に拡大しているため、制度をどのように持続していくかが課題となっています。また、今後、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者が急速に増加することが予測される中、介護サービスのみならず、医療的ケア、見守りや配食といった生活支援サービス、住まいの確保を一体的に提供する地域包括ケアシステムを構築していくことが課題となっています。

障害者を取り巻く状況

平成 15 年 4 月に導入された支援費制度に変わり、平成 18 年 4 月に障害者自立支援法が施行されました。同法により、身体障害、知的障害、精神障害の障害の種別ごとに提供されていた福祉サービスの一元化、施設や病院から地域生活への移行や就労への移行に重点を置いた施設・事業体系の再編が進められており、障害者の地域生活を支える支援の強化が課題となっています。

さらに現在、障害者権利条約の締結（批准）に必要な法整備をはじめとするさらなる障害者制度改革として、障害者基本法の改正、障害を理由とする差別の禁止に関する法律の制定、障害者自立支援法に変わる障害者総合福祉法（仮称）の制定にむけた検討が進められているところです。

子どもと子育て家庭を取り巻く状況

平成22年1月に、新たな子ども・子育て支援の総合的な対策である「子ども・子育てビジョン」が策定されました。子どもが主人公（チルドレン・ファースト）という基本的考え方のもと、少子化対策から子ども・子育て支援に視点を転換し、社会全体で子どもと子育てを応援する社会を実現することが大きな課題であり、同ビジョンを受け、現在、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築にむけた議論が進められているところです。

生活困窮者を取り巻く状況

生活保護制度が、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を図っており、平成17年度からは自立支援プログラムを導入し、各自治体を受給者の状況に応じて、経済的自立、社会生活自立、日常生活自立をめざす取り組みを進めてきました。しかし、現在の厳しい雇用情勢のもとで、就労を希望しても就職に結びつかずなかったり、求職活動が長期化する中で働く意欲を失い、社会から孤立する人が増えています。厚生労働省が設置した「生活保護受給者の社会的な居場所づくりと新しい公共に関する研究会」は平成22年7月に報告書を取りまとめ、こうした支援には「社会的な居場所づくり」を進めることが有効であるとし、各自治体の取り組みを促す具体的な方策について提言しています。

地域福祉の推進に関する状況

厚生労働省が設置した「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」が、平成20年3月に「地域における『新たな支え合い』を求めて－住民と行政の協働による新しい福祉－」とする報告をまとめました。この中で、制度の狭間にある人々や地域から孤立した人々の問題など、既存の制度やサービスでは対応できない生活課題が広がっている現状を踏まえ、地域におけるつながりを再構築し、「新たな支え合い」（共助）を創り出すことを提唱しています。

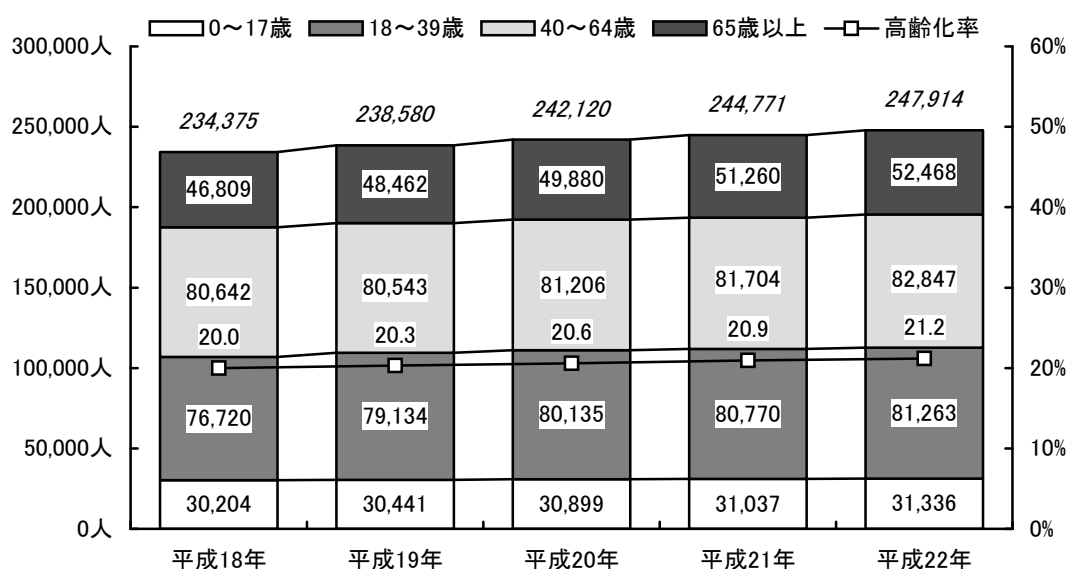
また、地域福祉計画の策定・見直しに関して、厚生労働省は、平成19年8月に「要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」として、「要援護者の把握に関する事項」「要援護者情報の共有に関する事項」「要援護者の支援に関する事項」の3点を示しました。さらに、平成22年8月には、全国各地で発生しているいわゆる高齢者の所在不明問題を受け、住民参加のもと、地域住民が安心して生活できる地域づくりのための計画を策定することを求めています。

2. 墨田区の地域福祉を取り巻く状況

(1) 人口と世帯の状況

日本が本格的な人口減少時代を迎える中、東京など都市部への人口集中が続いています。墨田区においても、地下鉄等の開通による都内へのアクセス性の向上や、再開発によるマンション建設等を背景とする転入増などにより、総人口は平成18年の234,375人から、平成22年には247,914人へと増加しています。さらに平成22年7月には人口が25万人を超え、平成23年1月1日現在では250,182人となっています。この傾向は、今後もしばらく続くことが予測されています。

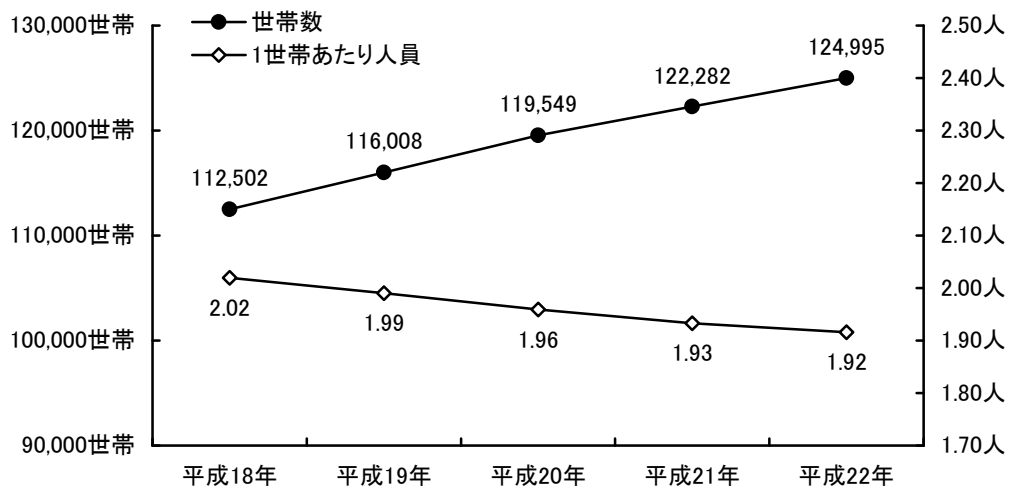
[総人口の推移]



資料：住民基本台帳及び外国人登録人口（各年1月1日現在）

世帯数が年々増加傾向にある一方、一世帯あたりの人員は平成18年の2.02人から平成22年には1.92人に縮小しており、核家族化・単身化が進んでいることがわかります。

[世帯数と1世帯あたり人員の推移]



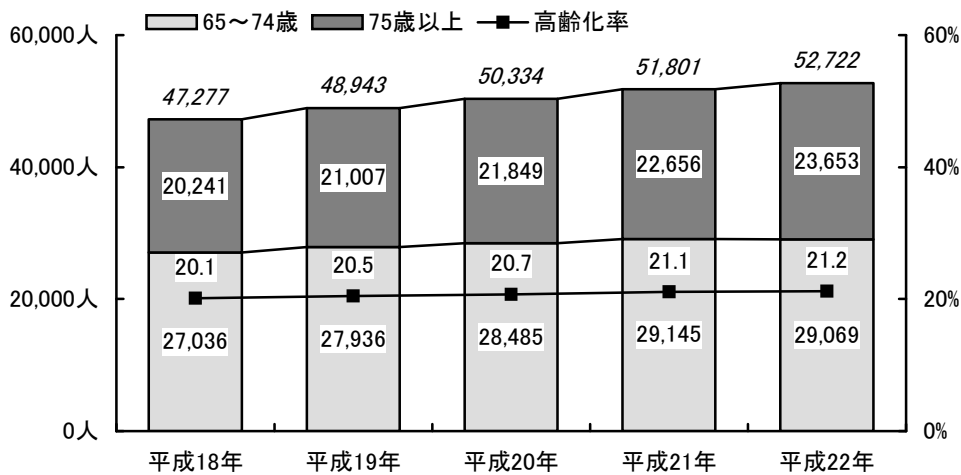
資料：住民基本台帳人口（各年1月1日現在）

(2) 高齢者の状況

65歳以上の高齢者人口は年々増加しており、平成22年4月現在52,722人、高齢化率は21.2%となっています。なかでも支援や介護が必要な状態につながりやすい75歳以上の高齢者が増加し、高齢者の中で後期高齢者の占める割合は、平成18年の42.8%から、平成22年には44.9%となっています。

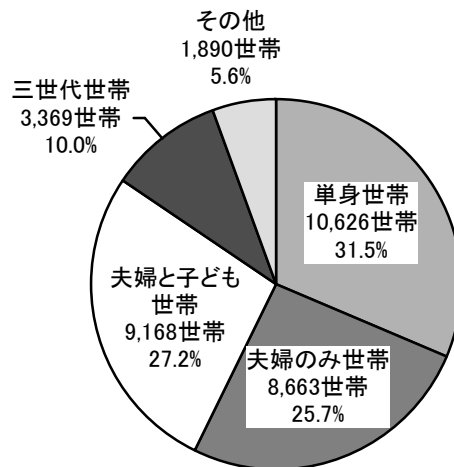
平成17年の国勢調査結果によると、墨田区の高齢者がいる世帯のうち6割近くが、単身または夫婦のみ世帯であり、年々ひとり暮らしや夫婦のみの世帯が増えている状況にあります。

[高齢者人口の推移]



資料：住民基本台帳及び外国人登録人口（各年4月1日現在）

[高齢者がいる世帯の家族構成]



資料：総務省統計局「平成17年国勢調査」

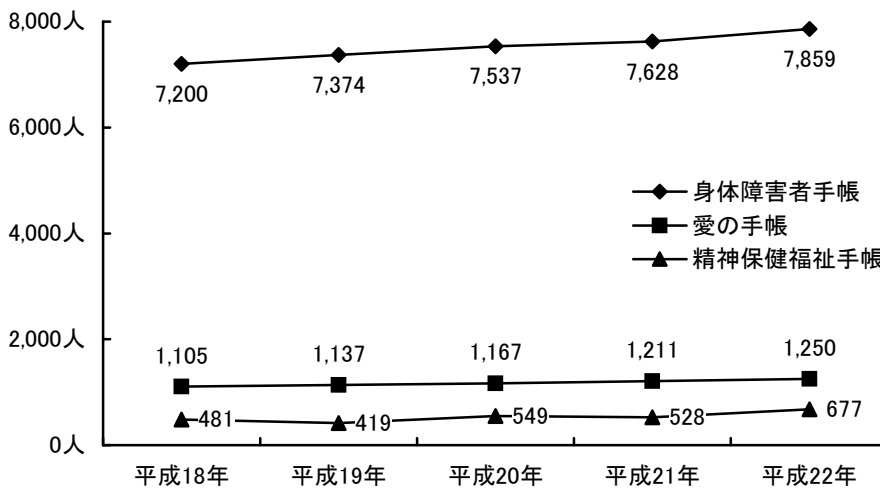
(3) 障害者の状況

障害者数を障害者手帳交付者数からみると、平成22年3月31日現在、身体障害者手帳が7,859人、愛の手帳（知的障害者の手帳）が1,250人と、年々増加の傾向にあります。精神障害者保健福祉手帳交付者は677人となっています。

身体障害者の半数以上は1～2級の重度の障害者であり、特に、生活習慣病等に起因する内部障害者が増えています。また、身体障害者、知的障害者ともに、65歳以上の人の割合が増えており、高齢化の傾向にあります。

一方、精神障害者は、精神に障害があっても手帳の交付を受けていない人が多く、精神疾患のために通院治療を受けている自立支援医療利用者を含めると、3,609人となります。

[障害者手帳交付者数の推移]



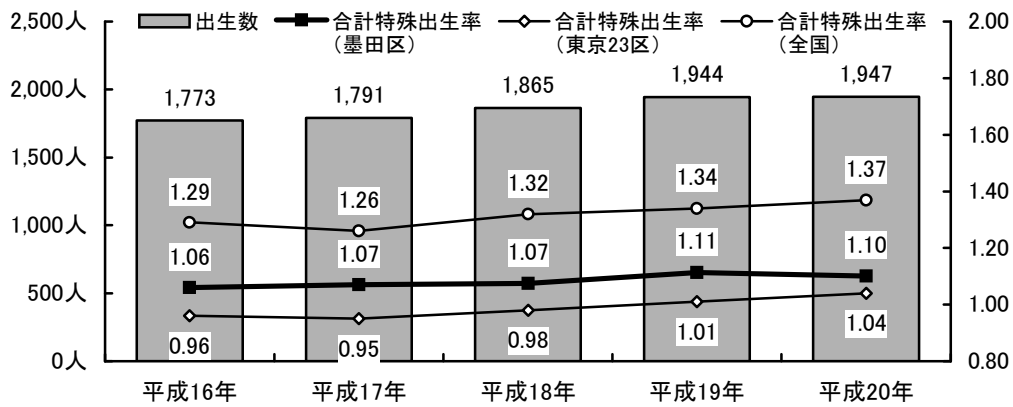
資料：福祉保健部障害者福祉課・保健衛生担当保健計画課（各年3月31日現在）
※身体障害者手帳と愛の手帳の重複交付者は、それぞれに計上している

(4) 子ども・家庭の状況

再開発によるマンション建設等を背景に、子育て世代の転入が増えていることなどにより、墨田区における出生数は近年増加傾向にあります。また一人の女性が生涯に生む平均子ども数を表す合計特殊出生率は、依然として全国平均を大きく下回っているものの、平成19年には6年ぶりに1.1台に回復しました。

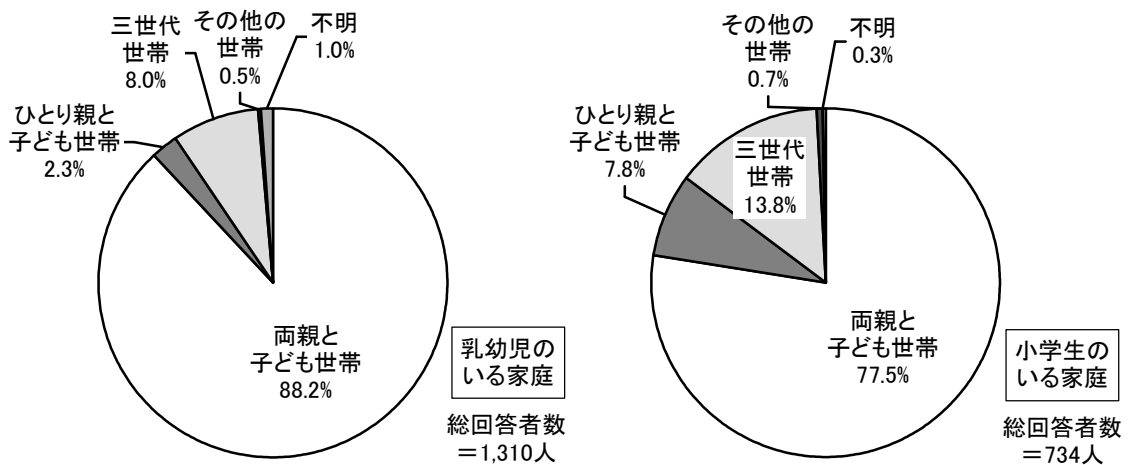
子育て家庭の世帯形態をみると、就学前の乳幼児のいる家庭の90.5%、小学生のいる家庭の85.3%は、「両親と子ども世帯」または「ひとり親と子ども世帯」の核家族世帯となっています。

[出生数と合計特殊出生率の推移]



資料：墨田区及び東京23区：東京都福祉保健局「東京都の衛生統計」
 全国：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

[子育て家庭の世帯形態]



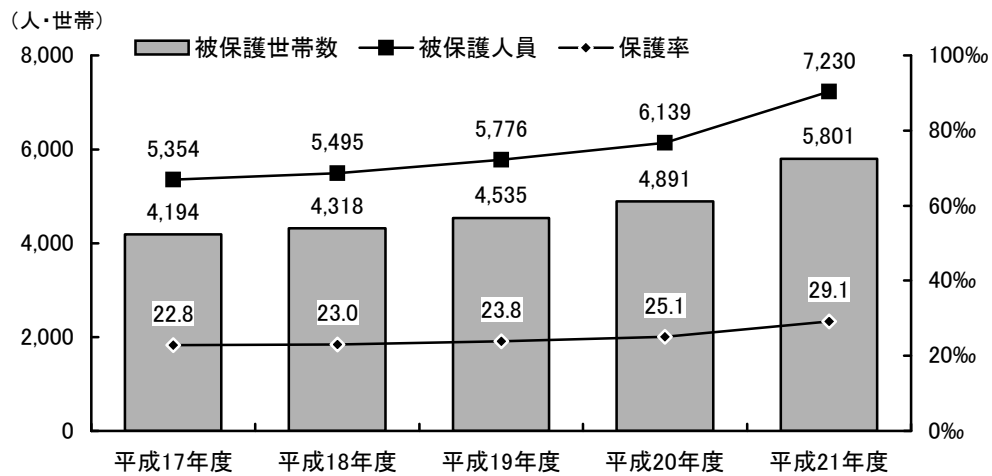
資料：「墨田区次世代育成支援行動計画策定のための調査報告書」(平成21年3月)

(5) 生活に困難を抱えている人の状況

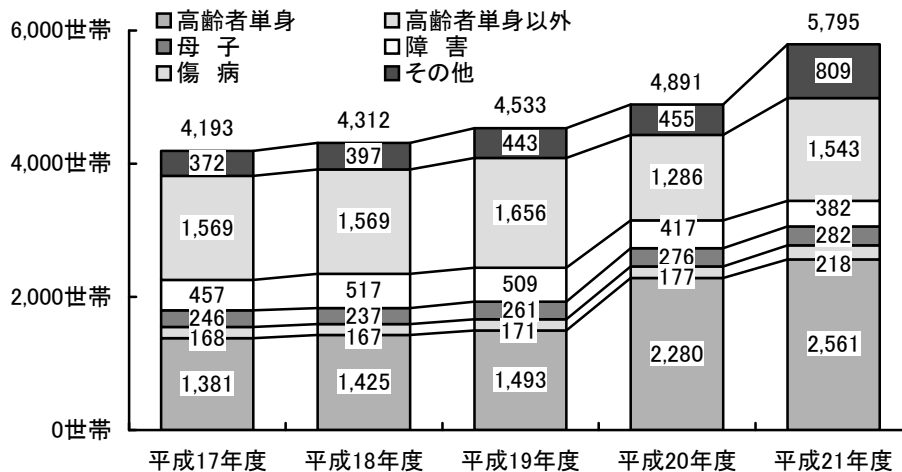
生活保護の被保護世帯数・被保護人員は増加傾向にあります。特に、平成20年秋以降の急激な雇用情勢の悪化に伴い、平成21年度末の被保護人員は対前年同月の17.8%増、保護率は29.1‰（パーミル：人口1,000人に対する被保護人員の割合）となっています。

被保護世帯の約半数は高齢者世帯です。推移で見ると、高齢者単身や稼働能力を有する人が多いと考えられるその他の世帯が増加していることがわかります。

[被保護世帯数・被保護人員・保護率の推移]



[被保護世帯の世帯類型の推移]



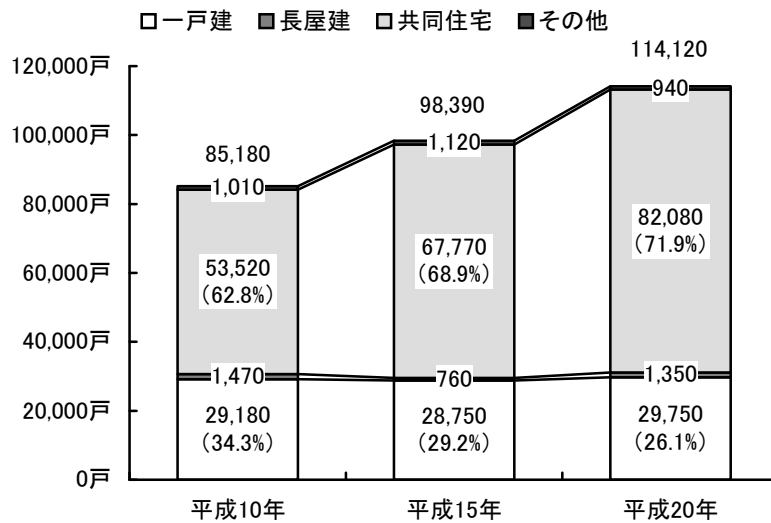
資料：福祉保健部保護課（各年度末現在）

(6) 住まい環境の状況

近年、押上・業平橋駅周辺地区のスカイツリーの建設や、曳舟駅周辺等の再開発などにより、これまでの下町色が色濃く残る町並みは大きく変わろうとしています。

平成20年の住宅数は平成10年の1.3倍に増加していますが、増えているのはマンション等の共同住宅です。平成20年には、区内の住宅の7割強が共同住宅となっており、こうした状況はすみだの地域コミュニティに大きな影響を与えています。

[住宅の建て方別住宅数]



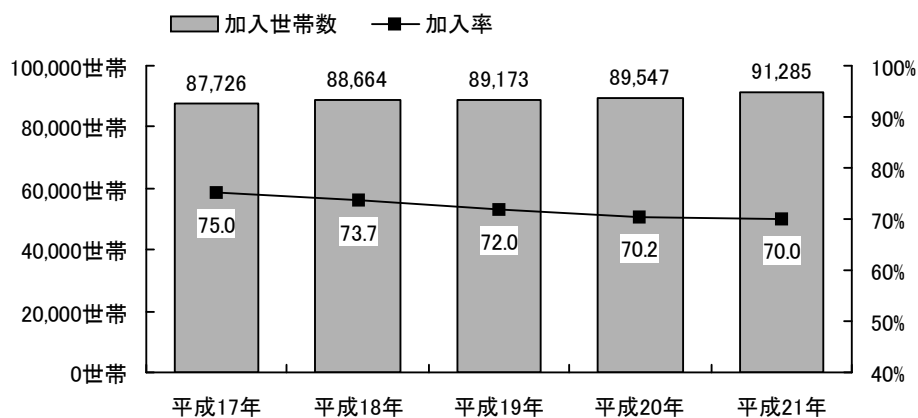
資料：総務省統計局「住宅・土地統計調査」

(7) 町会・自治会活動の状況

高齢化や核家族化・単身化、ライフスタイルや価値観の多様化などにより、地域コミュニティにも変化が生じてきています。

墨田区における町会・自治会数の加入率は70.0%（平成21年8月現在）であり、都内の他地域に比べると高いものの、マンションの増加等もあって年々減少傾向にあります。

[町会・自治会加入世帯数と加入率の推移]



資料：区民活動推進課（各年8月1日現在）

(8) ボランティア・NPOの活動状況

区内のボランティアやNPO活動は、福祉分野のほか、国際協力、環境、教育と活動分野が広がっており、平成21年度末現在、すみだボランティアセンターに登録されているボランティア団体数は65団体、東京都の認証を受け墨田区内に主たる事務所を置くNPO法人数は76団体と、5年前と比べて増加しています。

一方で、個人ボランティア登録者数は406人と、登録者数が伸び悩んでいる現状にあります。

[ボランティア登録数の推移]

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
団体数	56団体	64団体	64団体	63団体	65団体
個人登録者数	1,195人	531人	653人	752人	406人
団体加入者数・ 個人登録者数の合計	3,123人	2,360人	2,711人	2,747人	2,387人

資料：すみだボランティアセンター（各年度末現在）

※平成18年度から、死亡や転居などの減少数を把握・反映させたため、平成18年度に人数が減少した。

※登録の見直しは3年ごとに行うため、平成21年度の見直しで人数が減少した。

[墨田区内に主たる事務所を置くNPO法人数(東京都認証団体)の推移]

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
特定非営利活動法人数	44団体	57団体	60団体	74団体	76団体

資料：区民活動推進課（各年度末現在）

第3章

計画の基本的考え方

1. 計画の基本理念

区民、地域の関係団体・機関、区が力をあわせて本計画を推進する上での基本となる考え方として、次の3点の基本理念を掲げます。

◆ 基本理念1 個人の尊厳を守る ◆

すべての区民が、住み慣れた地域で、その人らしい生き方をまっとうすることができる地域社会をつくれます。

◆ 基本理念2 共に生きる地域をつくる ◆

すべての区民が、地域から疎外・差別されることなく、地域の一員として差異や多様性を認めあいながら、共に生き、支えあう地域社会をつくれます。

◆ 基本理念3 協治（ガバナンス）を実行する ◆

すべての区民が、主体的に地域に参画し、活躍できるとともに、区民、地域の関係団体・機関、区が、身近な地域の課題の解決にむけ、ともに考え、行動していく地域社会をつくれます。

2. 計画の基本目標

本計画は、基本理念のもと、次の4つの基本目標に基づき、区民、地域の関係団体・機関、区の協治（ガバナンス）による取り組みを推進します。

1 区民が安心して暮らせる福祉のまちをつくる

区民の誰もが地域から疎外・差別されることなく、互いに認めあいながら地域の中で共生していこうという心の育成、誰もが自由に移動できる地域環境づくり、要援護者の防犯・防災対策など、区民が安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進します。

2 区民が安心して利用できる福祉サービスを提供する

利用者の立場に立った相談支援体制や自分で福祉サービスを選択・決定して利用することが難しい人の権利を守るしくみの整備・充実、福祉サービスの量と質の確保、生活に困難を抱えている人の自立支援など、区民が安心して利用できる福祉サービスを提供します。

3 区民の積極的な地域活動を進める

地域福祉に関する施策や活動についての情報の周知や、地域の課題の解決にむけて行動する力を育む福祉教育、地域福祉の担い手の育成、地域活動の活性化等を通じて、地域の一員としての区民の積極的な地域活動への参加を推進します。

4 区民が地域で支えあい・助けあうしくみを確立する

区民が地域で支えあい・助けあうしくみの確立にむけて、日ごろから地域のつながりを育むとともに、地域の課題に連携・協働して対応するネットワークの構築、地域内のニーズや課題を把握・共有し、その解決にむけて行動するための協働の場（プラットフォーム）づくりを推進します。

3. 計画の基本的視点

基本目標を推進する上での、計画の基本的視点は次のとおりです。

地域生活を支えるしくみづくり

区民の誰もが安心して地域で暮らせる環境をつくるためのしくみづくりを推進します。

地域生活を支えるサービスづくり

小さな子どもから高齢者まで、区民の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるサービスづくりを推進します。

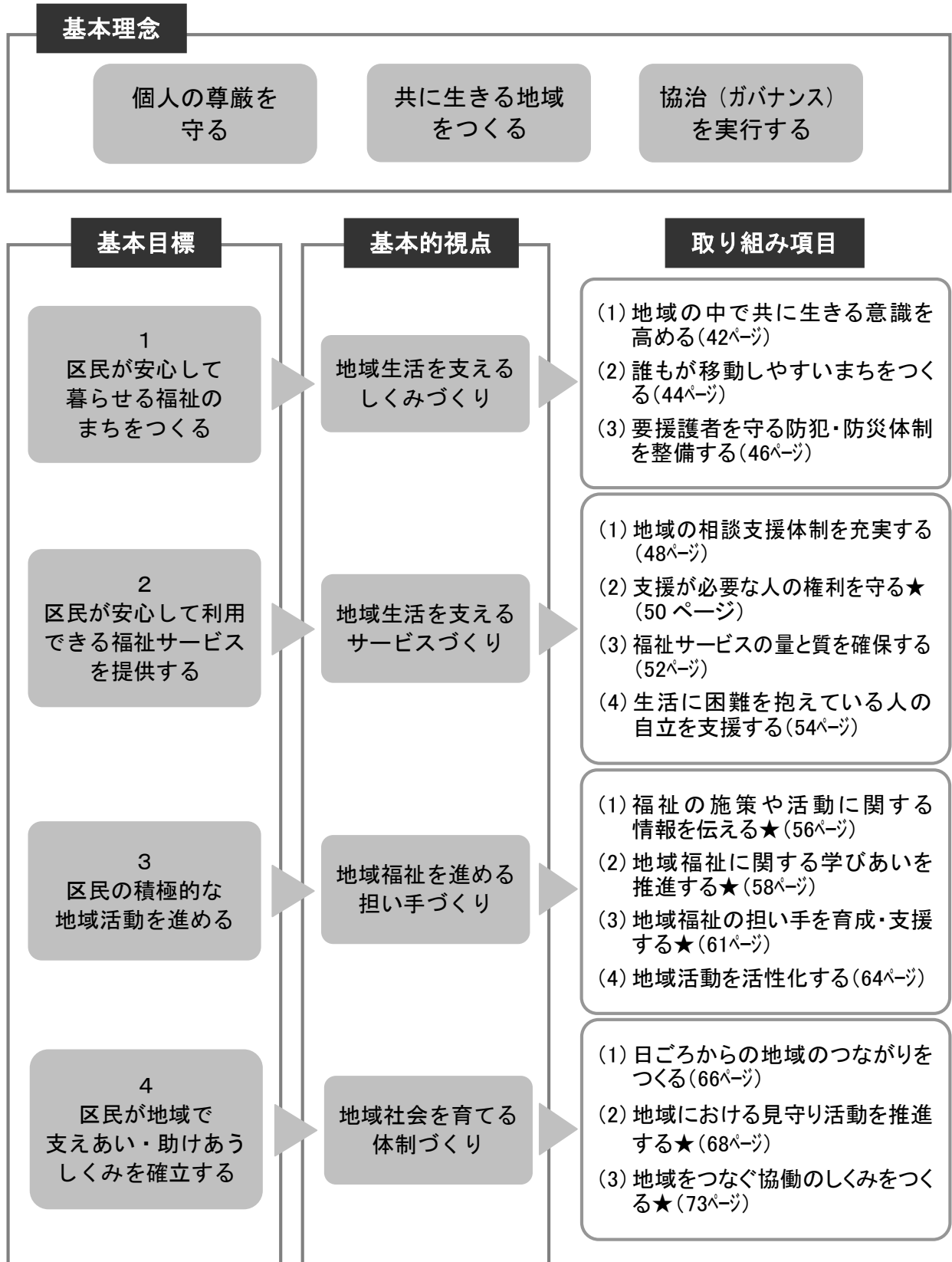
地域福祉を進める担い手づくり

地域福祉推進の要となる担い手づくりを推進します。

地域社会を育てる体制づくり

地域で共に支えあい・助けあいながら暮らす社会をつくるための体制づくりを推進します。

4. 取り組みの体系図



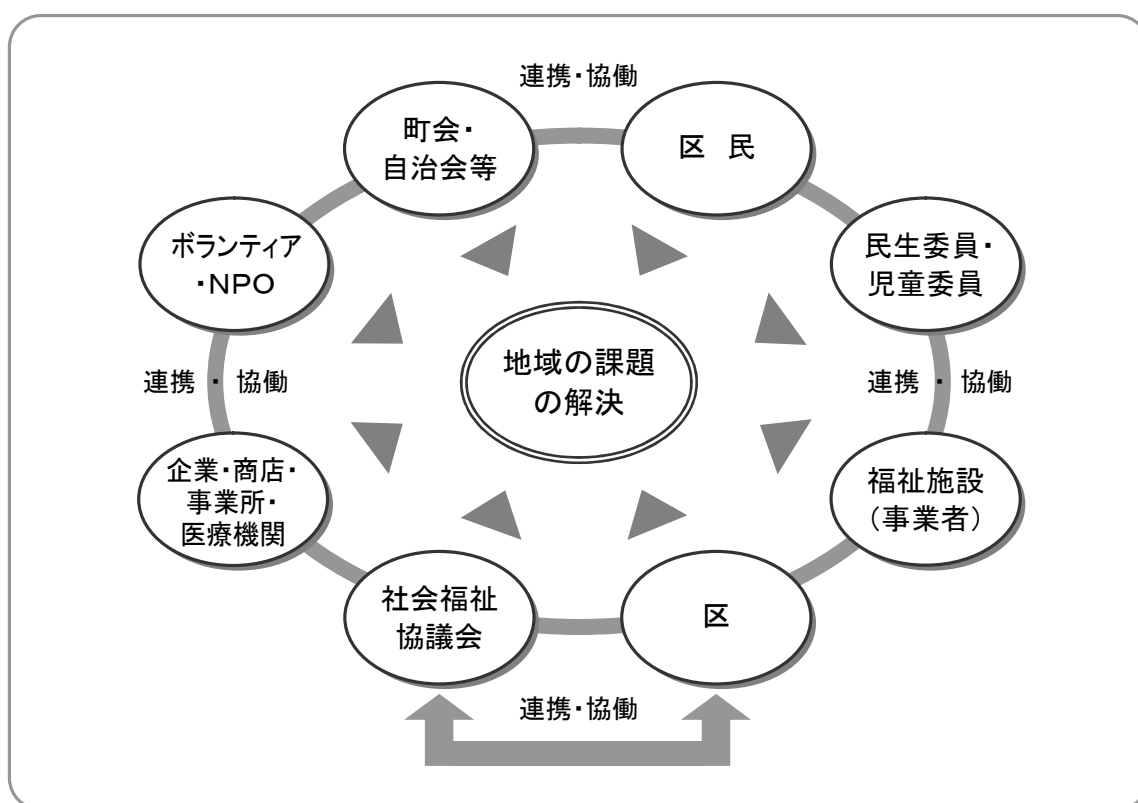
★印は、優先的取り組み

第4章

計画の推進主体

1. 協働による計画の推進

地域に暮らす人々のニーズが多様化・複雑化する中、そうした課題に対応し、地域福祉を推進していくためには、区民、町会・自治会等、ボランティア・NPO、民生委員・児童委員、福祉施設（事業者）、企業・商店・事業所・医療機関、社会福祉協議会、区それぞれが、地域福祉の重要な担い手であることを認識するとともに、その役割を果たしながら、互いに連携・協働していくことが重要です。



2. 各主体の役割

(1) 区民

地域の主役は、その地域に暮らす区民一人ひとりです。

地域の一員として、自分の暮らすまちに関心を持ち、少しずつ地域に目をむけて、日ごろから声をかけあう、見守りあう、地域の行事や活動に参加するなど、身近にできることから暮らしやすい地域づくりを心がけていくことが期待されます。

(2) 町会・自治会等

町会・自治会や老人クラブ、PTA等の地縁に基づく組織は、もともと区民に近い存在であり、地域活動の基盤となる組織です。区民の地域生活を支える活動を推進するとともに、支援が必要な人の情報や地域の課題を把握し、専門機関や区等と連携して必要なサービス・支援・活動につなげていくことが期待されます。

(3) ボランティア・NPO

ボランティア・NPOには、地域の課題解決に主体的に取り組む担い手として、活動内容を充実していくとともに、地域住民や地域のさまざまな活動者・活動団体、関係機関、社会福祉協議会、区等と連携・協働し、地域福祉活動を主体的に実践・推進していくことが期待されます。

(4) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域福祉の推進役として、常に住民の立場になって相談に応じ、必要な支援を行う地域のボランティアです。地域の身近な相談役、地域住民と区をはじめとする地域の関係機関・団体との橋渡し役や、住民同士の支えあい・助けあい活動の核として活動を推進していくことが期待されます。

(5) 福祉施設（事業者）

子ども、障害者、高齢者等と直接かかわり、支援を行う地域の福祉施設（事業者）には、専門性を活かして、利用者の立場に立った質の高いサービス提供を推進することとあわせて、地域に必要な新たなサービスを創出すること、地域住民や地域のさまざまな活動者・活動団体、関係機関、社会福祉協議会や区等と連携・協働しながら地域福祉活動を推進していくことなどが期待されます。

(6) 企業・商店・事業所・医療機関

企業・商店・事業所・医療機関には、普段の仕事を通じて地域の住民とかかわる中で気づいた地域の課題を専門機関や区等につなげることや、課題の解決にむけてできることに取り組むことなどが期待されます。

また、地域の一員として企業の社会的責任（CSR）を果たし、有するノウハウや人材を活かした活動を推進していくことが期待されます。

(7) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法により地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置づけられており、地域住民、社会福祉の関係者などの参加・協力を得て組織され、活動することを大きな特徴とする組織です。

そのため、区民の地域福祉に対する関心や意識を高め、住民主体の活動を促進するとともに、地域のニーズや課題を明らかにし、地域住民、地域団体等、福祉施設（事業者）などの参加・協力のもと、その解決にむけた住民同士の助けあい活動やサービス事業を企画・開発し、実施するなどにより、地域福祉を推進していく役割が求められます。

また、本計画を区と共に推進し、その推進を通じて、区民、町会・自治会、ボランティア・NPO、民生委員・児童委員、福祉施設（事業者）、企業・商店・事業所・医療機関、区などの間を調整し、ネットワーク化する役割が期待されます。

(8) 区

区は、地域福祉に関するさまざまな施策を総合的に推進し、公的な福祉サービスを適切に運営する役割を担います。

また、区民が地域福祉活動を積極的に推進できるための基盤整備や、区民、町会・自治会等、ボランティア・NPO、民生委員・児童委員、福祉施設（事業者）、企業・商店・事業所・医療機関、社会福祉協議会が連携・協働していくためのしくみづくりなどを担っていく必要があります。

さらに、区の各分野の施策に対して、本計画と整合性をもって展開されるように調整を図っていきます。



第5章

取り組み内容

1. 優先的取り組み

今日、ひきこもり、孤独死、自殺、家庭内の虐待・暴力などの社会的孤立や孤独、そして、ホームレス、路上死、外国人とのあつれきなどの社会的な疎外、排除や摩擦の問題が地域社会において進行しています。しかしながら、これらの問題は普段は見えにくいいため、これまでの行政対応では限界となっており、問題が極端な形になったとき大きな問題として顕在化することが多くなっています。その背景には、地域の無関心、対立、地域が相互に支えあう力の不足などがあるとされています。

こうした見えにくい問題を地域の中で見える形とするためには、地域福祉の課題として緊急に取り組むことが求められます。具体的には、住民の一人ひとりがあらゆる人々を疎外・排除せず、自らの地域に包み込み、お互いに支えあうという価値を共有し、行動することが必要となっています。そして、行政と住民の自発的な活動を連動しながら、緊急課題の解決を図っていかねばなりません。

こうした緊急課題の解決にむけて、本章の「2. 取り組み内容」の中から、特に次の取り組みを本計画の優先的取り組みとし、区や社会福祉協議会を中心に、重点的に事業や活動の展開を図っていきます。

(1) 地域における見守り活動の推進 (⇒68 ページ)

地域のさまざまな主体が参加・連携して、多くの区民等が参加できる地域見守り活動を推進します。

【 主な事業・活動 】

- 高齢者みまもり相談室の全区展開 (高齢者福祉課)
- 小地域福祉活動実践地区の拡大促進 (社会福祉協議会・厚生課)
- 地域福祉施設等の見守り活動 (地域福祉施設、企業・商店・医療機関等)

※ () 内は主な推進主体

(2) 福祉教育の推進と地域福祉の担い手の育成・支援

(⇒50・58・61 ページ)

福祉ボランティア活動への参加を促進する福祉教育を推進するとともに、地域福祉活動を推進する地域人材の育成や支援を強化していきます。

【 主な事業・活動 】

- 各世代ごとの、段階的・継続的な福祉教育プログラム体系の整備
(社会福祉協議会、学校・教育委員会)
- 地域福祉活動コーディネーターの発掘・育成 (区民、社会福祉協議会)
- 社会貢献型後見人(市民後見人)の育成 (社会福祉協議会・厚生課)
- 民生委員・児童委員やボランティアグループなどへの支援強化
(社会福祉協議会・厚生課)

(3) 地域福祉プラットフォームづくり (⇒73 ページ)

地域の課題に応じて、地域福祉の担い手や関係者・機関が集まり、課題解決にむけた情報交換や話しあいを行いながら連携・協働していく場(プラットフォーム)づくりを推進します。

【 主な事業・活動 】

- 課題別プラットフォームの形成促進 (課題に応じた関係機関・団体等)
- 区内相談機関と地域住民活動との連携強化
(区関係各課、社会福祉協議会、各相談機関、民生委員・児童委員等)

(4) 地域福祉活動に関する情報の周知、理解・参加の促進

(⇒56 ページ)

地域福祉の活動が、広く区民、区内の各地区、諸団体に取り組みられるように、地域福祉に関する情報の周知、理解・参加の促進を、多様な方法で図っていきます。

【 主な事業・活動 】

- (仮称)地域福祉・ボランティアフォーラムの開催 (厚生課・社会福祉協議会等)
- 地域福祉に関する情報の発信 (厚生課・社会福祉協議会)
- 民生委員や社会福祉協議会、地域包括支援センター等相談・支援機関のPR強化
(区関係各課・社会福祉協議会等)

2. 取り組み内容

基本目標 1 区民が安心して暮らせる福祉のまちをつくる

(1) 地域の中で共に生きる意識を高める

(ソーシャル・インクルージョンのまちづくり)

区民の誰もが安心して暮らし続けることができる地域をつくるためには、ひとり暮らし等の高齢者や障害児・者、ひとり親、外国籍の人、ひきこもりやニート等の若者、ホームレスなど、年齢や障害の有無、文化などの違いによって社会から疎外されやすい、孤立しやすい人と地域とのつながりを再構築していくことが重要です。

あらゆる機会を通じて、そうした人を疎外・差別することなく、地域の一員として認め、共に生き、支えあっていこうという（ソーシャル・インクルージョンの）意識の普及・啓発を進めるとともに、相互の理解やつながりを深めていける、多様な交流の機会や場づくりを推進します。

目標（平成 32 年度の姿）

地域の中で共に生き、支えあっていこうという意識が地域に根付き、誰もが疎外・差別されることなく暮らしています。

取り組み内容と各主体が担う役割

人それぞれの個性を互いに尊重し、誰もが地域社会の一員として共に支えあう意識を高める各種の啓発や、交流・支援活動を実施します。

◆区民

○区や地域団体等が実施する啓発活動やイベントに積極的に参加し、交流を広げます。

◆地域団体、福祉施設（事業者）

○交流活動を自ら実施するとともに、区や他の団体・施設・事業者が実施する活動にも参加します。

◆区、社会福祉協議会

○人権意識、共生意識を高める事業やさまざまな交流・支援事業を実施していきます。
○区や地域団体等が実施する啓発活動やイベントに、区民が参加しやすい体制づくりに努めます。

平成 27 年度までの到達目標

- ◆ 人権啓発事業や障害児・者等に対する理解を促進する活動が盛んに行われています。
- ◆ 障害者の自主生産品等の常設の販売コーナーが設置され、地域との交流が広がっています。
- ◆ 地域の中で共に生き、社会的自立をめざす意識が高まり、ソーシャル・インクルージョンの考え方に基づく交流・支援活動が展開されています。

主な事業・活動

主な事業・活動		主な推進主体
人権の啓発	冊子や情報誌の作成、講演会等を通じて、人権を考え男女共同参画の意識を高めるための啓発を行います。	区（人権同和・男女共同参画課）、地域団体、福祉施設（事業者）
障害や障害者への理解の促進	冊子や情報誌の作成、講演会等を通じて、障害に関する正しい知識の普及と障害者に対する理解を深めます。	区（障害者福祉課、向島・本所保健センター）、地域団体、福祉施設（事業者）
障害者の自主生産品等の共同販売	区施設等において、障害者が福祉作業所等で自主生産した品物を販売します。	区（障害者福祉課）、福祉施設（事業者）
障害者の就労支援	障害者の一般就労の機会拡大を図るとともに、安心して働き続けられるよう身近な地域で支援します。	区（障害者福祉課）、福祉施設（事業者）
精神障害者への退院促進支援	区内の社会資源を活用し、退院可能な長期入院中の精神障害者が地域で自立し、安定した生活を送ることができるよう支援します。	区（保護課、保健計画課）、福祉施設（事業者）、地域団体
障害児の社会参加と家族への支援	おもちゃサロン（おもちゃ図書館）を通じて障害児の社会参加を促すとともに、その家族同士の情報交換や交流の場を提供する等の支援をします。	区民、地域団体、社会福祉協議会
ソーシャル・インクルージョンの考え方の普及・啓発	あらゆる人を地域の一員として受け入れ、共に生きていこうというソーシャル・インクルージョンの理念・意識の普及・啓発を図ります。	区（関係各課）、社会福祉協議会

<活動事例 障害者の自主生産品等の共同販売>

区の施設等を使って、障害者が福祉作業所等で自主生産した品物を販売することにより、障害児・者の社会参加、就労訓練、生きがいつくりなどを進めるとともに、協働意識を高めます。

- ◆ 区民、地域団体等：積極的に販売コーナーを訪れ、販売されているものの購入や販売支援を行うことで、障害者との交流を深め、誰もが共に生き、社会的自立をめざしていることへの理解を深めます。
- ◆ 福祉施設（事業者）：積極的に自主生産品の共同販売事業に参加し、交流等を進めます。
- ◆ 区：区の施設を積極的に提供して、販売コーナーの設置等を進めます。



(2) 誰もが移動しやすいまちをつくる

(ユニバーサルデザインのまちづくり)

すみだを安心・安全で快適に生活できるまちにしていくためには、まちに存在しているさまざまな障壁（バリア）をなくし、誰もが自らの意思で自由に行動し、趣味やスポーツ・レクリエーション活動、ボランティア活動など、あらゆる分野の活動に参加できる環境づくりを、さらに進めていく必要があります。

そのために、引き続き道路や交通機関、公共施設、民間施設のバリアフリー化を進めます。あわせて、はじめから誰にとっても利用しやすいように配慮した施設や設備を整備する、ユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりを推進します。

また、移動に困っている高齢者や障害者等に声をかけ、積極的に手助けしたり、路上に自転車を放置しない、歩道に看板などの障害物を置かないといった、区民一人ひとりの「心のバリアフリー」の取り組みを、まちをあげて実践していきます。

目標（平成 32 年度の姿）

誰もが移動しやすい墨田区内になっています。

取り組み内容と各主体が担う役割

公共施設や民間施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進するとともに、移動に困難を抱えている人に対して積極的に支援をする地域をつくります。

◆区民

○まちで困っている人をみかけたら声をかけ・手助けをする、自転車は自転車置き場に止めるなど、誰もが外出しやすい環境となるよう、できることから取り組みます。

◆商店・事業所

○店舗等のバリアフリー整備を行います。整備ができない場合は、お困りの方に手を貸すなどの行動を行います。

◆区

○道路や交通機関、公共施設、民間施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進・支援するとともに、誰もが暮らしやすい生活環境の整備にむけた区民の意識啓発やまちのバリアフリー情報の発信を行っていきます。



平成 27 年度までの到達目標

- ◆ユニバーサルデザインによる対応が、公共施設及び大規模民間施設で広く進んでいます。
- ◆中小規模の民間施設において、区の助成金制度の活用などにより、バリアフリー化対応の整備が進んでいます。
- ◆まちで移動に困っている人に積極的に声をかける人や障害物の除去に配慮する人の割合が高まっています。
- ◆バリアフリーに関する情報が広く共有されています。

主な事業・活動

	主な事業・活動	主な推進主体
福祉のまちづくり施設整備への助成	不特定多数の方が集まる店舗や医院等に、一定の基準に基づきスロープやエレベーターなどの整備を行う場合、その費用の一部を助成します。	区（厚生課）、商店・事業所
バリアフリーマップの作成・運営	公共施設や区内店舗のバリアフリー情報が掲載されたバリアフリーマップを作成し、区ホームページで閲覧できるようにします。	区（厚生課）、地域団体、福祉施設（事業者）、商店・事業所
公共サインの整備	誰もが安全に、安心して移動できるよう、わかりやすい公共サイン（区内施設等の案内・誘導標識）の整備を行います。	区（都市計画課）
道路のバリアフリー整備	高齢者や身体障害者、子ども連れの人等が安心して移動できる人にやさしい道づくりを推進します。	区（道路公園課）
公園等の公衆トイレの整備	公園等の公衆トイレを高齢者や身体障害者、子ども連れの人等も利用しやすい「だれでもトイレ」に改築していきます。	区（道路公園課）
公園出入口のバリアフリー	車いす利用者、高齢者、乳幼児を連れた人等も安全・安心して利用できるよう、公園や児童遊園の出入口の段差や急勾配を解消します。	区（道路公園課）
歩道の新設・拡幅	道路幅員 11m以上の道路への歩道の新設や、幅員の狭い歩道の拡幅をすすめます。	区（道路公園課）
心のバリアフリーの普及・啓発と実践	区民一人ひとりが、福祉の心をもってまちで困っている方の手助けを行ったり、障害物を撤去するなどといった心のバリアフリーの取り組みを実践します。また、区ではそのような取り組みを普及・啓発していきます。	区民、区（関係各課）

(3) 要援護者を守る防犯・防災体制を整備する

近年、高齢者や障害者を狙った詐欺被害や、子どもを狙った犯罪が後を絶たないのが現状です。

こうした犯罪から高齢者や障害者、子どもを守るため「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを目標に、警察署や消防署、区等による防犯・防災対策とあわせて、区民一人ひとりの防犯・防災意識の啓発や、地域住民の助けあいによる防犯・防災活動を推進し、区民、関係機関、区の連携・協働による取り組みを充実させていきます。

また、地震などの災害時にひとりで避難することが難しい、高齢者や障害者、子どもなどの災害弱者の安全確保も大きな課題です。平成19年度に区が策定した「墨田区災害時要援護者総合支援プラン」に基づき、災害が起きる前から災害時に手助けが必要な要援護者の情報を把握・共有して災害時の避難や避難生活を支える地域の支援体制を整備していきます。

以上の取り組みとともに、区内の各地域における日常的な取り組みの中から、要援護者の情報を把握し、区や関係機関と情報を共有していくことが重要です。

目標（平成32年度の姿）

要援護者が犯罪にあわず、災害時に救助される地域の支援体制が確立されています。

取り組み内容と各主体が担う役割

高齢者や障害者、子どもなどの要援護者が犯罪にあわないよう、また、災害時に救助されるように、地域の支援体制を整備します。

◆区民	<ul style="list-style-type: none">○町会・自治会で実施している防犯・防災活動に参加します。○日ごろの取り組みの中から、地域の高齢者や障害者、子どもなどの要援護者の把握に努め、犯罪の抑制にむけた取り組みを実施するとともに、災害時には救助等の支援を行います。
◆町会・自治会等	<ul style="list-style-type: none">○防災訓練や防犯パトロールを実施し、地域住民の参加を促します。○災害時要援護者サポート隊の結成・活動に努めます。○住民が参加しやすい体制づくりに努めます。
◆区	<ul style="list-style-type: none">○災害時要援護者支援体制の整備や、高齢者や障害者、子どもなどが犯罪にあわないための支援体制を整備します。

平成 27 年度までの到達目標

- ◆ 日ごろの取り組みを通じて、要援護者が犯罪や災害の被害にあわないよう行動していく意識が地域で高まっています。
- ◆ 災害時に要援護者を救助できるように、「墨田区災害時要援護者総合支援プラン」に基づく支援体制が整備され、多くの人に周知されています。

主な事業・活動

	主な事業・活動	主な推進主体
防犯パトロール用品の配布	地域における自主防犯活動組織の育成・支援を目的に、防犯パトロール用品を支給し、地域防犯力を高めます。	区（安全支援課）
地域安全マップの作成	区民が自分の住む地域の安全マップを作成し、地域を防犯の観点から点検することにより、地域がもつ犯罪発生要因の分析を行い、地域安全に対する意識を高めます。	町会・自治会、区（安全支援課）
要援護者への災害時支援体制の整備	災害時要援護者の名簿を作成し、消防署、警察署、消防団、民生委員（協定を締結した者）で情報を共有します。また、「墨田区災害時要援護者総合支援プラン」に基づき、関係機関における要援護者の災害時の支援体制を整備します。	区（防災課）、民生委員・児童委員、災害時要援護者サポート隊
災害時要援護者サポート隊の結成・活動支援	町会・自治会を単位に「災害時要援護者サポート隊」の結成を進めるとともに、救助等に必要な資器材を交付するなど、その活動を支援します。	町会・自治会、民生委員・児童委員、区（防災課）
災害ボランティア活動体制の整備	地震や台風などの大規模災害が発生した際のボランティア活動の拠点となる「災害ボランティアセンター」を、いつでも設置できる体制を整えます。	社会福祉協議会、地域団体、福祉施設（事業者）、区（厚生課・防災課）

防犯パトロール用ワッペン



地域安全マップの作成風景



基本目標 2 区民が安心して利用できる 福祉サービスを提供する

(1) 地域の相談支援体制を充実する

区内には、子どもと家庭、障害者、高齢者と、それぞれ対象者ごとの拠点があり、相談支援を行っています。近年、相談内容が複雑かつ多岐にわたってきていることから、こうした状況に対応し、さまざまなサービスや資源を組み合わせることで総合的に支援できる体制を整備することが求められています。

引き続き、地域包括支援センター（高齢者）、障害者福祉課及び保健センター（障害者）、子育て支援総合センター（子ども）における対象者ごとの相談支援体制や、民生委員・児童委員をはじめとする身近な地域における相談機能の充実を図るとともに、相談機関間の連携・協働を強化し、多様な地域の課題に迅速に対応・解決にあたることができるようにしていきます。

将来的には、地域ごとに、高齢者、障害者や生活困窮者及びその家族、子育て家庭など、区民の誰もが利用できる福祉相談窓口体制を整備し、区民にとって利用しやすい相談支援体制の確立をめざします。

目標（平成 32 年度の姿）

身近な窓口でさまざまな問題に関する相談が気軽にできるようになっており、また、迅速に対応・解決できる体制が確立されています。

取り組み内容と各主体が担う役割

さまざまな地域の問題について、誰もが利用しやすい相談体制と問題に迅速に対応・解決するシステムの整備を推進します。

◆区民	○問題について、どこへ、誰に相談すればよいか、地域の相談窓口や民生委員・児童委員について理解を深めます。
◆民生委員・児童委員	○地域の相談支援機関や民生委員・児童委員等の活動を周知します。 ○地域で支援を必要としている人を相談支援機関に速やかにつなぎます。

- ◆福祉施設（事業者）、社会福祉協議会
 - 相談機関における相談機能の充実を図ります。
 - 地域の関係機関間の連携や職員の資質向上を図り、多様な地域の課題に迅速に対応・解決にあたります。
- ◆区
 - 区民が利用しやすい、総合的な福祉相談窓口体制を整備します。

平成 27 年度までの到達目標

- ◆区、社会福祉協議会をはじめとする各相談機関間の連携が強化されています。
- ◆区民が利用しやすい、総合的な福祉相談窓口体制が検討され、整備が進められています。

主な事業・活動

	主な事業・活動	主な推進主体
区内の相談機関相互の連携強化	区、社会福祉協議会をはじめとする各相談機関間の連携を強化し、多様な地域の課題に迅速に対応・解決にあたることのできる体制を整備します。	区、社会福祉協議会、各相談機関、民生委員・児童委員
地域包括支援センター	区内 8 か所に設置され、高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、保健師や主任ケアマネジャー、社会福祉士等が相談業務や包括的なケアマネジメント体制の支援を行います。	区（高齢者福祉課）
高齢者みまもり相談室	認知症やひとり暮らし高齢者等の相談支援や、高齢者の見守り等の支援を行う高齢者みまもり相談室を、地域包括支援センターの区域（8 区域）ごとに整備します。	区（高齢者福祉課）
子育て支援総合センター	在宅での子育てを支援する拠点施設として、子育て支援サービスの提供・調整、総合相談など、総合的な子育て支援事業を行い、安心して子育てができる環境の充実を図ります。	区（子育て支援総合センター）
精神保健相談（こころの健康相談）	精神科専門医等による相談や、保健師による相談・訪問指導及び家族へのサポートを通じて、精神疾患や認知症に関する相談支援を行います。	地域団体、福祉施設（事業者）、区（向島・本所保健センター）

(2) 支援が必要な人の権利を守る

介護保険制度や障害者自立支援法が施行され、福祉・介護サービスは利用者が自ら選択し、事業者との契約に基づき利用する制度になりました。認知症高齢者や身寄りのない高齢者等が増加する中、こうした人の権利を守るしくみがますます重要になっています。

そのため、利用者が安心してサービスを利用できるための支援や、成年後見制度を必要とする人に対する相談・利用支援体制を充実していきます。また、費用負担能力や身寄りのない人も成年後見制度を利用できるよう周知等を通じて制度の活用促進に取り組み、認知症高齢者や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人も、住み慣れた地域で安心して暮らせるようにしていきます。

また、高齢・障害・児童に対する法令等に基づき、虐待の防止、早期発見に努め、迅速な対応で当事者の権利を守ります。

目標（平成 32 年度の姿）

福祉サービスを必要とする区民の権利が守られ、適切なサービスを利用して地域で安心して暮らしています。



取り組み内容と各主体が担う役割

福祉サービスを必要とする区民の権利を守ります。また、適切にサービスが利用できる支援体制を整備します。

◆区民

○認知症高齢者や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人の権利を守る、成年後見制度についての理解を深めます。

◆民生委員・児童委員、福祉施設（事業者）

○判断能力が不十分な人を必要な支援につなぎます。

◆社会福祉協議会

○福祉サービスの利用支援「地域福祉権利擁護事業」や身体・知的・精神の障害により、自分で財産の保全が困難である方などの「財産保全サービス」、「成年後見制度利用支援事業」、福祉サービス利用に関する「苦情対応」などの支援を総合的・一体的に行います。

◆区

○区民の権利が守られるよう、適切な政策を立て、各主体者の活動の支援等に努めます。

平成 27 年度までの到達目標

- ◆判断能力が不十分な人の権利擁護事業や成年後見制度について、多くの区民が理解し、必要な人が利用しています。
- ◆社会貢献型後見人(市民後見人)が育成され、活動しています。
- ◆社会福祉協議会(すみだ福祉サービス権利擁護センター)が実施している苦情相談、苦情調整委員会が、よく知られ、適切に利用されています。
- ◆高齢者・障害者・児童における虐待防止ネットワークの機能強化により、虐待防止・早期発見・当事者の支援等に迅速な対応が行われ、高齢者・障害者・児童の権利が擁護されています。

主な事業・活動

	主な事業・活動	主な推進主体
成年後見制度の利用支援	成年後見制度に関する相談や後見等を引き受けてくれる団体の紹介、申立人がいない場合の区長による申立て、申立て費用等の助成や貸付など、成年後見制度を必要とする人が利用できるよう支援します。	社会福祉協議会、区(厚生課)、地域包括支援センター
社会貢献型後見人の育成・支援	成年後見制度を必要とする人が、適切な後見人を得ることができるよう、後見業務を担う意欲のある区民を社会貢献型後見人として育成し、活動を支援します。	社会福祉協議会、区(厚生課)
権利擁護相談	認知症や障害がある等により判断能力の不十分な人の、権利の侵害に関する相談支援を行います。法律等の専門的対応が必要な場合は、弁護士が相談に応じます。	社会福祉協議会、地域包括支援センター
地域福祉権利擁護事業	判断力が不十分なために、自らの選択等により適切なサービスを利用することが困難な人に、サービスの利用援助等を行います。	社会福祉協議会、地域包括支援センター、区(関係各課)
福祉サービスに関する苦情受付	福祉サービス等に関する苦情対応・再発防止に取り組み、利用者の権利の保護、サービスの質の向上につなげます。	社会福祉協議会、地域包括支援センター
精神障害者への退院促進支援(再掲)	区内の社会資源を活用し、退院可能な長期入院中の精神障害者が地域で自立し、安定した生活を送ることができるよう支援します。	区(保護課、保健計画課)、福祉施設(事業者)、地域団体
高齢者に対する虐待防止	高齢者虐待の防止・早期発見・養護者支援等に迅速な対応を行い高齢者の権利を擁護します。	地域包括支援センター、区(高齢者福祉課等)、社会福祉協議会
障害者に対する虐待防止	介護者、障害者福祉施設従事者、使用者による障害者虐待の防止、早期発見、迅速な障害者保護、介護者の支援等を行い障害者の権利を擁護します。	施設・事業所、区(障害者福祉課等)、社会福祉協議会
児童に対する虐待防止	要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関との連携のもと、児童虐待の防止、早期発見に努めます。	要保護児童対策地域協議会、関係機関、区(子育て支援総合センター等)

(3) 福祉サービスの量と質を確保する

利用者が自らサービスを選択し、利用できるようにしていくためには、必要なサービスの量と質を確保する必要があります。

良質な福祉サービスの安定的な供給を確保するため、福祉サービス事業への企業やNPO等の新規参入・サービスの拡大を促進します。あわせて、企業、社会福祉法人、NPO法人、ボランティア団体等のさまざまな地域福祉の担い手と区との協働により、多様化・複雑化する地域のニーズや課題に対応した、柔軟かつきめ細かなサービスの創出・提供を推進していきます。

また、東京都福祉サービス第三者評価システムの受審勧奨や事業者の研修や相互の交流、情報交換などを通じて、福祉サービスの質の確保・向上を図ります。

目標（平成 32 年度の姿）

福祉サービスの利用者がサービスを適切に選択し、利用しています。

取り組み内容と各主体が担う役割

福祉サービスの利用者がサービスを適切に選択できるよう、サービスの質と量を確保し、適切に選択・利用できるようにします。

◆区民	○地域の課題を解決するための活動に協力・参加します。
◆地域団体	○得意分野を活かし、区との協働のもと、地域のニーズや課題に対応した活動・サービス提供を推進します。
◆福祉施設 （事業者）	○専門性を発揮して、質の高い福祉サービス事業を提供します。 ○区との協働のもと、地域のニーズや課題に対応した活動・サービス提供を推進します。 ○サービスの担い手の研修や活動・サービスに対する評価を通じて、活動・サービスの質の確保に取り組みます。
◆社会福祉 協議会	○地域のニーズや課題に対し、住民参加によるサービス提供を推進します。 ○地域の課題を解決するために必要な新たな活動やサービスの研究・開発に取り組みます。
◆区	○福祉サービスが適切に選択・利用できるように、サービスの質と量の確保及び適切に選択できるシステムの整備に努めます。

平成 27 年度までの到達目標

- ◆ 福祉サービス事業者が、福祉サービス第三者評価制度等の外部評価を受けています。
- ◆ 第三者機関による評価制度がよく知られており、サービスの選択に適切に利用されています。

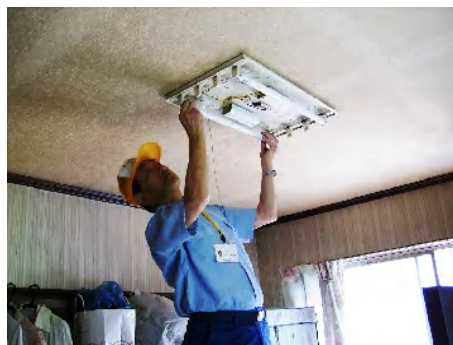
主な事業・活動

	主な事業・活動	主な推進主体
すみだハート・ライン 21	住民同士の助けあい活動として、在宅福祉サービスを提供するすみだハート・ライン 21 の事業の拡大を図るとともに、高齢者や障害者のニーズに対応したサービス提供体制を整えます。	区民、社会福祉協議会
ミニサポート事業	電球の交換など日常生活でのちょっとした困りごとに、地域の協力員が訪問してサービスを提供します。	区民、社会福祉協議会
ファミリー・サポート・センター	地域のサポート会員を育成し、会員同士で子育てに関する相互支援活動を行います。	区民、社会福祉協議会、区（子育て支援総合センター）
福祉サービス第三者評価制度の推進	福祉サービス事業者、利用者以外の第三者機関によりサービス进行评估・点検するしくみである「福祉サービス第三者評価制度」を推進します。	区（厚生課）、福祉施設（事業者）

<活動事例 ミニサポート事業>

高齢者や障害者が地域で自立した生活を続けられるよう、日常生活でのちょっとした困りごとに、地域の協力員が訪問して対応するサービスです。

電球や蛍光灯の交換、ブレーカー落ちの復旧、小さな家具の移動、季節の衣替え、体調を崩した時の近所への買い物、火災警報器の取付けや入退院時の荷物の介助などの困りごとをお手伝いしています。利用者からは「部屋が明るくなって嬉しかった」「重い家具が動かして助かった」と喜ばれています。



(4) 生活に困難を抱えている人の自立を支援する

雇用情勢が厳しさを増す中、生活に困難を抱えている人が増加しています。区民が生活困難に直面した際に、生活に困窮する前に生活を立て直すことができるよう、再就職の支援と生活安定のための支援を一体的に行っていきます。

また、生活困窮者の最低限度の生活を保障する制度である生活保護の受給者に対しては、DV（ドメスティック・バイオレンス）、元ホームレス、精神疾患等による社会的入院など多様な問題を抱え、社会的に孤立している場合も多いことから、就労による経済的自立への支援の強化とともに、社会生活の自立支援も充実していきます。

公園や河川敷等を生活の場としているホームレスは、都と区が共同で実施してきた対策の効果もあり減少しましたが、一方で、知的障害や発達障害、精神疾患があるなど、従来の支援では自立が困難な人がホームレス生活を続けていると考えられます。そこで、就労支援や住宅支援とあわせて、日常生活や社会生活の支援も充実し、ホームレスの自立支援、再ホームレス化の防止を進めます。

あわせて、ホームレスに対する偏見や差別意識を解消し、人権意識を高める教育・普及・啓発や、ホームレスになるおそれのある人の家族や地域からの孤立を防止し、ホームレスを生み出さない地域づくりを推進していきます。

目標（平成 32 年度の姿）

貧困により日常生活に支障をきたすことがなく、誰もが自立した生活を送り、また、自立をめざして前向きに暮らしています。

取り組み内容と各主体が担う役割

地域のあらゆる社会資源を活用し、生活困窮者を支援します。

◆区民	○区民一人ひとりが、自立した生活を継続できるよう努力するとともに、家族や近隣の人々を見守り・支援し、お互いに助けあって生活していきます。
◆地域団体、福祉施設（事業者）	○生活困窮者が自立した地域生活に戻れるよう、もしくは続けられるよう支援します。
◆区、社会福祉協議会	○生活に困窮している区民への生活相談を実施し、生活保護や貸付等、必要とする支援を実施していきます。

平成 27 年度までの到達目標

- ◆ 地域団体等と区との連携・協働のもと、生活保護受給者が地域の一員として充実した生活を送ることをめざす、社会生活の自立支援の充実が図られています。
- ◆ ホームレスや経済的に困窮している人が、孤立することなく生活をしています。

主な事業・活動

	主な事業・活動	主な推進主体
療養資金・高額療養費の貸付	医療費の支払いにお困りの人で、一定の要件に該当された場合に、医療費の貸付を行います。	区（厚生課）
私立高等学校等入学資金の貸付	私立高等（専門）学校に進学する際の入学資金等の支払いにお困りの保護者に、資金の貸付を行います。	区（厚生課）
生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム・就労支援相談員活用プログラム	ハローワーク及び就労支援員の活用により、稼働可能者の就労を支援し、被保護者の経済的自立を支援します。	区（保護課）
被保護世帯の高校進学等支援プログラム	中学3年生のいる被保護世帯の、進学への動機付けを高めるとともに、進学等への支援を行い、子どもの社会的自立を促します。	区（保護課）
元ホームレス被保護者自立支援プログラム	元ホームレスの被保護者が安定した居宅生活・地域生活を送れるようにするため、経済的・社会的自立にむけた計画的な支援を行います。	区（保護課）
母子自立支援プログラム	児童扶養手当受給世帯の母親を対象に、状況やニーズに応じ職業訓練校への紹介等、経済的自立にむけた支援を行います。	区（保護課）
生活福祉資金貸付事業	低所得世帯、障害者世帯及び高齢者世帯に、生活資金を貸し付け、必要な援助指導を行い、経済的自立と生活意欲の助長促進を図ります。	社会福祉協議会、民生委員・児童委員

基本目標 3 区民の積極的な地域活動を進める

(1) 福祉の施策や活動に関する情報を伝える

より多くの区民が地域福祉について理解し、地域活動に参加していくためには、地域福祉や地域福祉に関する施策や活動が広く区民に知られていること、情報を必要とする人に対して必要な情報が確実に届くことが必要です。

そこで、区をはじめ、社会福祉協議会などの地域福祉を推進する機関や団体等が連携し、区報や区や各機関・団体のホームページ、ミニコミ紙、各種の会合や事業・活動の実施の機会、口コミなど、あらゆる機会を捉えて、地域福祉に関する施策や地域活動についての周知を推進していきます。

あわせて、地域活動を推進する上で必要な情報を、活動にかかわる区民、地域団体等を含む関係者・機関間で共有できるしくみづくりを進めていきます。

目標（平成 32 年度の姿）

誰もが地域福祉に関する施策や活動についての情報を、必要に応じて得ることができるようになっています。また、知ってもらいたい人に情報が伝わっています。

取り組み内容と各主体が担う役割

地域福祉に関する施策や活動についての情報が、その情報を必要とする人や、それを知れば活動に参加したいと考えている人に届くよう、各主体が多様な手段で伝達に努めます。

◆区民	○地域福祉に関する施策や活動についての情報を積極的に入手し、地域福祉についての理解を深めます。
◆地域団体、福祉施設（事業者）、社会福祉協議会	○自身もつ情報発信手段を活用して、地域福祉に関する施策や地域活動についての周知活動を推進します。
◆区	○区民や地域団体等が地域福祉活動を行っていくために必要な情報を積極的に提供していきます。

平成 27 年度までの到達目標

◆必要な人や知ってもらいたい人に、地域福祉に関する施策や活動の情報が概ね周知されています。

主な事業・活動

	主な事業・活動	主な推進主体
区の施策情報の発信	高齢者福祉サービスのしおり「たんぽぽ」のほか、「フレフレマイペース」や「いきいき子育てガイドブック」等を発行・配布します。	区（関係各課）
社会福祉協議会の活動情報の発信	墨田社協だより、すみだボランティアだより、ハート・ライン 21 会報、ミニサポート事業会報などを発行・配布します。	社会福祉協議会
民生委員・児童委員活動の発信	墨田区民児協だより「いずみ」を発行・配布します。	民生委員・児童委員協議会
(仮称)地域福祉・ボランティアフォーラムの開催	地域福祉の推進及び「すみだ・ボランティアの日」の啓発を兼ねた(仮称)地域福祉・ボランティアフォーラムを開催します。	区（厚生課）、社会福祉協議会、地域団体等
地域福祉に関する情報の発信	地域福祉活動に参加し、さまざまな活動主体と連携を図っていく手引きとなる情報をまとめ、提供していきます。	区（厚生課）、社会福祉協議会
「すみだ・ボランティアの日」の啓発	「すみだ・ボランティアの日」（毎年 7 月 1 日）を中心に、区民のボランティア活動への啓発と活性化を図るためのキャンペーンを展開します。	社会福祉協議会、地域団体



(2) 地域福祉に関する学びあいを推進する

より多くの区民が地域活動に参加していくためには、必要な情報を伝えることとあわせて、区民の地域福祉に対する理解や関心を高め、身近な課題の解決のために取り組んでいこうという意欲を育んでいくことが重要です。

そのために、学校、地域、企業（事業所）、社会福祉協議会、区が連携し、ボランティアなどの体験学習や地域との交流等を通じて、子どもの福祉教育を推進していきます。

また、あらゆる世代の区民が、身近な地域の課題に気づき、その解決にむけて取り組むこと等を通じて、区民同士が学びあう機会・場（福祉教育プラットフォーム）づくりを進め、区民一人ひとりが地域福祉の担い手として、主体的に行動する力を育成していきます。

目標（平成 32 年度の姿）

地域福祉への理解と関心が各世代において高まっており、ボランティア活動などに参加する人が多くなっています。

取り組み内容と各主体が担う役割

地域、企業、社会福祉協議会、教育委員会などの各主体が連携を図り、子どもから高齢者までの各世代において、さまざまなテーマで福祉教育を推進し、区民の地域福祉への理解・関心とボランティア活動などへの参加を促進していきます。

◆区民	○福祉教育の機会に積極的に参加し、地域の福祉に対する理解と関心を深めるとともに、地域福祉の担い手として、地域の課題を解決する行動力を養います。
◆地域団体	○活動を通じて、区民の福祉意識の啓発や体験を通じた学習機会の提供を進めます。
◆福祉施設 （事業者）	○施設の地域開放など、区民が福祉を身近に感じられる機会を積極的につくります。 ○地域のボランティアや小・中学生等の体験学習等の受け入れを促進し、体験を通じた学習機会を提供します。
◆社会福祉 協議会	○学校との連携を強化し、小学校から高校まで、学校における福祉教育を推進します。 ○各種講座や体験プログラムの開催等を通じて、区民の福祉に対する理解と関心を高めます。

- ◆ **社会福祉協議会** ○ 地域の関係機関・団体等との連携・協働により、福祉教育プラットフォームの形成を推進します。
- ◆ **区** ○ 区立学校の教育プログラムにおいて、社会福祉協議会などと連携して、福祉教育を推進します。
○ 福祉教育プラットフォームの形成を支援します。

平成 27 年度までの到達目標

- ◆ 地域福祉への関心が各世代を通じて高まっています。
- ◆ 身近な福祉課題について、関係する区民や機関が集まり、解決にむけて取り組むことにより、区民同士が学びあい、地域福祉の担い手として成長していける場（福祉教育プラットフォーム）が設けられています。
- ◆ 各世代を通じた段階的、継続的な福祉教育プログラム体系の構築により、年齢層や経験に応じて、多様な福祉教育が受けられるようになっています。

主な事業・活動

	主な事業・活動	主な推進主体
小・中・高等学校での「福祉教育」プログラムの実施	福祉教育を推進する学校で、多様な福祉教育プログラムを実施します。	社会福祉協議会、学校・教育委員会
小・中・高等学校での「ボランティア協力校」の推進	関係機関の連携のもと、協力校におけるボランティア体験学習等の実施体制を充実するとともに、協力校拡大のための取り組みを推進します。	社会福祉協議会、学校、PTA、地域団体
小地域福祉活動への区民の理解促進	講習会や学習会への講師の派遣や、広報紙等による情報提供を通じて、小地域福祉活動への区民の理解と参加を促進します。	社会福祉協議会、町会・自治会、民生委員・児童委員
ボランティア育成プログラムの充実	入門講座をはじめ、地域のニーズに対応した各種講習講座を充実し、ボランティアの育成を推進します。	区民、社会福祉協議会
課題別プラットフォームの形成促進	地域の課題について、区民や課題の関係者、課題解決における専門家などが集まり、解決方法を話しあうこと等を通じて、お互いが学びあえる場づくりを促進します。	区民、福祉施設（事業所）、NPO、民生委員・児童委員、社会福祉協議会など

<活動事例 夏！体験ボランティア事業>

保育園での活動



夏！体験ボランティアは、夏季期間を利用して高齢者・障害者・児童の各施設や団体、医療機関やボランティア団体などの活動に参加することを通して、その体験の中から自分や家族の住んでいる地域社会や国際社会への関心を深め、社会に参加することの意義を学ぶことを目的としています。

毎年、受け入れ施設・団体から 100 以上のバラエティに富んだ活動メニューが提供され、小学生から社会人まで幅広い人たちが参加しています。

参加者にはボランティア活動が初めての人も多く、活動を通じて「地域福祉を身近に感じた」「ボランティア活動を継続してみたい」などの声が聞かれています。

<活動事例 ボランティアスクール活動>

ボランティアスクールは、小・中学校、高校の多感な時期にボランティアを体験することにより、地域福祉への関心やボランティア活動への興味をもつことを目的としています。

そこで、ボランティアスクール活動では、福祉教育の一環として、区内の小・中学校及び都立高校にボランティアが訪問し、車いす・アイマスク・点訳（点字）・手話・要約筆記等の体験や、障害のある方を講師にお招きしての講話などの活動を実施しています。

すみだボランティアセンターでは授業内容の目的に沿って、相談や指導ボランティアの紹介、必要機材や資料の貸し出し、提供などを実施しています。

都立高校での手話体験



(3) 地域福祉の担い手を育成・支援する

地域福祉の担い手として、地域では、町会・自治会からの推薦に基づく民生委員・児童委員をはじめ、ボランティアセンターに登録しているボランティアなどが活発に活動しています。それぞれの活動は積み重ねられ、充実が図られていますが、一方では、民生委員の欠員の増加や個人ボランティア登録者の伸び悩みなどの状況が生じています。

地域の民生委員・児童委員の活動の支援を充実するとともに、ボランティアなどの地域福祉活動に興味をもちつつも実践に結びついていない区民を掘り起こし、サラリーマンや団塊・シニア世代などを含む幅広い世代が、地域福祉の担い手として活躍できるようにしていきます。また、地域の支えあい・助けあい活動を推進し、地域づくりの核となる人材を地域福祉活動コーディネーターとして育成し、その活動を支援していきます。

目標（平成 32 年度の姿）

地域福祉活動に継続的に携わる人が地域に豊富にいます。

取り組み内容と各主体が担う役割

民生委員・児童委員やボランティアセンターの登録者などが十分に活動できるように、地域全体で支援します。また、町会・自治会などの小地域で福祉活動を担う人材を育成・支援します。

◆区民	<ul style="list-style-type: none"> ○自らの知識や経験を活かして、できることから地域福祉活動に取り組みます。 ○民生委員・児童委員について理解を深め、その活動に協力します。
◆地域団体	<ul style="list-style-type: none"> ○イベントや講座、地域の行事の開催などの活動を通じて、地域福祉の担い手となる区民を発掘し、活動につないでいきます。
◆福祉施設（事業者）	<ul style="list-style-type: none"> ○事業や活動へのボランティア受け入れなどを通じて、ボランティア等の地域福祉人材を発掘・育成します。
◆社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○各種講習講座等の開催を通じて、幅広い世代のボランティア確保・育成を推進します。 ○学校と連携して、次代の地域福祉の担い手となる生徒・学生のボランティア活動を促進します。 ○小地域福祉活動に取り組むグループを育成します。 ○小地域福祉活動を実践する人の中から、その活動の核となる小地域福祉活動のリーダーを育成します。
◆区	<ul style="list-style-type: none"> ○民生委員・児童委員に関する支援やPRを行うとともに、社会福祉協議会をはじめとする地域団体の事業・活動を支援します。

平成 27 年度までの到達目標

- ◆ 地域における民生委員・児童委員の存在意義や重要性が広く周知されています。
- ◆ ボランティア活動の参加促進が図られ、地域福祉の担い手が増えています。
- ◆ 地域で福祉活動を担う人など地域福祉の推進役となる地域福祉活動コーディネーターが育成され、地域で活躍しています。

主な事業・活動

	主な事業・活動	主な推進主体
民生委員・児童委員活動の支援	地域の重要な福祉ボランティアである民生委員・児童委員の活動を支援するため、活動能力の向上に資する研修や、その存在や重要性のPRなどを充実します。	区（厚生課）
ファミリー・サポート・センター（再掲）	地域のサポート会員を育成し、会員同士で子育てに関する相互支援活動を行います。	区民、社会福祉協議会、区（子育て支援総合センター）
子育てサポーターの育成	地域の子育て経験豊富な区民を、子育て支援サービス事業や区のさまざまな事業で活躍する子育てサポーターとして育成します。	区民、区（子育て支援総合センター）
学校内のコーディネーターの養成	教員やPTA会員など、学校内でコーディネーター的な役割をもつ人を養成します。	区民、社会福祉協議会
ボランティア育成プログラムの充実（再掲）	入門講座をはじめ、地域のニーズに対応した各種講習講座を充実し、ボランティアの育成を推進します。	区民、社会福祉協議会
シニア世代のボランティア活動の参加促進	シニアむけのボランティア育成プログラムを開発・実施し、シニア世代がそれまで培ってきた技術等が発揮できる地域活動の場づくりを推進します。	区民、社会福祉協議会
コミュニティワーカーの配置	小地域福祉活動等を支援する地域福祉活動の専門職員であるコミュニティワーカーを配置し、活動の拡大と定着を図ります。	社会福祉協議会
地域福祉活動コーディネーターの発掘・育成	地域の福祉活動等に積極的に参加し、地域づくりの核となる地域福祉活動コーディネーターを発掘・育成します。	区民、社会福祉協議会

<活動事例 民生委員・児童委員の活動>

「すみだまつり」の民生委員・児童委員協議会PRブースにて



民生委員は民生委員法により住民の中から選ばれ、厚生労働大臣の委嘱を受けて、地域で活動している相談・支援のボランティアです。それぞれの担当地域が決められており、その地域の高齢者や生活にお困りの方からの相談に応じ、そのニーズにあった福祉サービスにつなげるなど、地域の皆さんが安心して暮らせるようさまざまな活動をしています。

また、民生委員は児童福祉法により児童委員を兼ねることになっており、担当区域内の児童等に関する相談に応じています。さらに児童委員の中から児童福祉問題を専門に担当する主任児童委員が指名され、区域担当の児童委員と協力し、児童の健全育成に努めています。

民生委員・児童委員は常に住民の立場に立って、地域包括支援センター、子育て支援総合センター等と連携し、安心して暮らしやすい地域社会をつくるために活動しています。民生委員・児童委員の存在を多くの方に知っていただくため、平成18年度からは「すみだまつり」に出展し、ゲーム等を行う中でアンケートを実施するなど、区民の皆さんに広く民生委員・児童委員をPRしています。

<活動事例 手話・音訳・点訳等の講習事業>

障害者に対するボランティア活動では、さまざまな技術を身に付けることが活動への第一歩です。聴覚障害者とのコミュニケーション手段としての手話、視覚障害者には録音テープを作成することや文字を点字に変換して情報提供をするなど、その技術を習得しないとできない活動があります。ボランティアセンターでは、その技術を学ぶための講習会を毎年開催しています。

手話講習会



(4) 地域活動を活性化する

墨田区は町会・自治会活動やボランティア等の地域活動が活発な地域ですが、近年は組織が高齢化し、活動する人も固定化するなどの課題が生じてきました。

また、近年、マンション建設等により転入者が増えていますが、こうした地域では、マンション内あるいは地域とのコミュニティ形成が十分に行われていない場合もあるようです。

区民にとって、もっとも身近なコミュニティである町会・自治会を基盤とする地域づくりを強化・推進するとともに、ボランティア・NPO等の活動を支えるしくみづくりを推進します。また、今後は、地域の一員としての企業（事業所）の社会貢献活動を積極的に促進し、地域や区との連携・協働を進めていきます。

目標（平成 32 年度の姿）

より多くの区民が地域活動に参加し、地域で活躍しています。

取り組み内容と各主体が担う役割

地域活動に多くの区民が参加するよう、地域全体で推進していきます。

◆区民	<ul style="list-style-type: none">○町会・自治会活動など、地縁型の活動への理解を深め、積極的に参加します。○ボランティアやNPO等が行う地域活動に協力・参加します。○活動の場の提供、募金や寄付等により、地域活動を支援します。
◆町会・自治会等、地域団体	<ul style="list-style-type: none">○地域の住民に町会・自治会の意義を伝え、加入を促進し、自治活動の強化に取り組みます。○町会に属している住民とマンション等の自治会に属している住民間の交流や情報交換を推進します。○さまざまな地域活動を主体的に実践・推進します。○地域団体間や福祉施設等の関係機関との交流や連携を促進します。
◆福祉施設（事業者）	<ul style="list-style-type: none">○施設の専門性を活かして、地域活動に取り組みます。○活動の場の提供や施設備品の貸し出しなどにより、地域活動を支援します。
◆社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">○ボランティアのコーディネート機能を充実し、住民活動やボランティア活動を促進します。○地域団体、福祉施設等が交流や連携できる機会をつくります。○それぞれの地域の実情にあった活動プログラムの提案や、活動の場の提供等を通じて、地域福祉活動を支援します。
◆区	<ul style="list-style-type: none">○地域活動に多くの区民が参加するよう支援・促進事業を推進します。

平成 27 年度までの到達目標

- ◆ 町会・自治会活動に参加している人が多くなっています。
- ◆ 地区ごとに町会とマンションなどの集合住宅との交流・相互支援が進んでいます。
- ◆ お祭りなどの地域イベントや地域の防火・防犯活動などの活動が活発になっています。

主な事業・活動

	主な事業・活動	主な推進主体
町会・自治会活動の支援	地域住民の連帯意識を醸成するとともに、地域の課題解決を自主的に担う町会・自治会の日常的な活動を支援します。	区（区民活動推進課）、町会・自治会
町会・自治会における地域福祉活動の推進	町会・自治会が独自に行う地域福祉活動を支援し、町会・自治会における地域福祉活動を推進します。	社会福祉協議会、町会・自治会
ボランティア活動に対する支援	ボランティア活動に必要な基盤整備のほか、活動の啓発・普及、活動に関する相談、ボランティアの養成など、ボランティアに関するさまざまな取り組みを支援します。	区民、社会福祉協議会、区（厚生課）
NPO活動の支援	NPOに対し、アドバイザーの派遣を行うなどの育成・支援を行います。	区（区民活動推進課）、NPO
区民活動センター（仮称）の整備	既存のボランティアセンターの機能・あり方などを見直し、ボランティア・NPOなどの区民活動団体・事業者等の交流・ネットワークの拠点を整備します。	区（区民活動推進課）、ボランティア・NPO、社会福祉協議会
企業のボランティア活動の参加促進	区内の企業に対しボランティア活動への参加を積極的に働きかけていきます。また、企業退職者の地域活動促進にむけたしくみづくりを進めます。	区民、企業・商店・事業所、社会福祉協議会
介護支援ボランティアポイント制度	65歳以上の介護サービスを利用していない区民が区内介護施設で行うボランティア活動にポイントを付与し、高齢者のボランティア活動を促進します。	区民、福祉施設（事業者）、区（介護保険課）
魅力ある公園花壇づくり	身近な公園を、花とみどりにあふれ誰もが憩える魅力ある公園にするため、区民と区のパートナーシップによる公園の花壇整備を推進します。	区民、区（道路公園課）

基本目標 4 区民が地域で支えあい・ 助けあうしくみを確立する

(1) 日ごろからの地域のつながりをつくる

墨田区は、昔ながらの下町人情が生きており、人々がきさくで、隣近所の関係も密な地域ですが、近年の少子高齢化や核家族化・単身化、マンション居住者やプライバシーを重視する人の増加などにより、次第に地域のつながりが希薄になりつつあります。このため、家庭や地域における助けあい機能が弱まり、地域で孤立している人・家庭が増加しています。

誰も地域から孤立しない、疎外・差別されない、共に支えあい・助けあいながら暮らすことのできる地域づくりにむけて、区民一人ひとりが日ごろから地域とのつながりを大切にし、互いに知りあい、交流しあう中で、何かあったときに協力しあえる関係づくりを進めます。

目標（平成 32 年度の姿）

困ったときに相談したり助けてくれる人が地域にいるような、縁のある社会を取り戻しています。

取り組み内容と各主体が担う役割

あいさつや声かけなど、日常の行いを通じて近隣 住民との関係を築き、その輪を広げていくことで、地域とつながりがある人を増やしていきます。

◆区民	○あいさつや声かけを積極的に行って、困ったときに助けあえる隣人関係を築きます。
◆町会・自治会等	○小地域福祉活動等、地域の実情にあった福祉活動を推進します。
◆福祉施設 (事業者)	○地域の方々が気軽に集まれるようなイベントを実施します。
◆区、社会福祉 協議会	○近隣住民がつながりをつくる取り組みを支援します。

平成 27 年度までの到達目標

- ◆ 地域においてあいさつや声かけが、より広く、頻繁に行われるようになっていきます。
- ◆ 小地域福祉活動がより多くの地域に広がっています。
- ◆ 新しい住民と従来からの住民の交流が進んでいます。
- ◆ 学校や児童館など地域の身近な施設を中心にした小地域の交流が進んでいます。

主な事業・活動

	主な事業・活動	主な推進主体
「すみだ やさしいまち宣言」の推進	「やさしさ」や「おもいやり」の心を大切にして、「人と地域と環境にやさしいまちづくり」を実現するため、一人ひとりが運動の主役として実践活動に取り組めるよう支援します。	区民、地域団体、区（区民活動推進課）
ふれあいサロン	地域の交流拠点として、また地域からの孤立や孤独を未然に防ぐため、地域住民が主体的に設置する、高齢者、障害者、子育てのサロンづくりを推進します。	区民、地域団体、社会福祉協議会
おもちゃサロン	おもちゃ遊びを通じて、障害児をはじめとする子どもに遊ぶことの楽しさを伝えるとともに、交流の場、子育て中の親同士の情報交換の場として運営します。	区民、地域団体、社会福祉協議会
小地域福祉活動推進地区の拡大	町会・自治会を範囲とする小地域での住民主体の助けあい活動を広く普及させるため、小地域福祉活動実践地域に対して、必要な支援を行います。	区民、町会・自治会、民生委員・児童委員、地域団体、社会福祉協議会
小地域福祉活動の実施マニュアルの活用	小地域福祉活動の普及活動の拡大を図るため、実施マニュアルを活用し、積極的に町会・自治会への働きかけを行います。	社会福祉協議会



● 私たちの行動指針 ●

人にやさしいまち

- 1 大人も子どもも進んで「あいさつ」し、人と人とのふれあいを大切にしよう。
- 2 家庭、地域社会、学校の連携で、健全で心豊かな青少年を育てよう。
- 3 地域の行事に参加しよう。
- 4 おとしよりや体の不自由な方などを思いやり、お手伝いしよう。
- 5 誰にでも、おもてなしの心で接しよう。

(2) 地域における見守り活動を推進する

家庭や地域における助けあい機能が弱まっている中、地域で孤立している高齢者や障害者、子育てをしている親などが増え、虐待や孤立死などが社会問題となっています。

こうした問題を未然に防ぐため、地域、社会福祉協議会、区の連携・協働による重層的な地域見守りネットワークを構築します。地域においては、町会・自治会、民生委員・児童委員、ボランティアやNPO、新聞配達員等の事業所、福祉施設（事業者）、医療機関などの連携により、地域で孤立している要援護者の発見・見守り・支援活動を推進していきます。また、地域包括支援センターの区域ごとに高齢者みまもり相談室を設置するとともに、子育て支援総合センターの機能強化により、地域の見守り活動との有機的連携を図り、要援護者の情報を集約し、関係者間で共有して、地域の見守り・支援活動を支援するとともに、専門機関による支援が必要な場合の対応を行っていきます。

目標（平成32年度の姿）

区内の全地域で、高齢者や子どもなどの要援護者などに対する見守りネットワークが構築され、地域で孤立している人や家庭がいなくなっています。

取り組み内容と各主体が担う役割

地域包括支援センターの区域ごとに高齢者みまもり相談室を整備し、その活動内容を地域住民に周知します。また、町会・自治会などの小地域での地域見守り活動を推進し、重層的な地域見守りネットワークを構築していきます。

◆区民	○手助けや支援を必要とする方を認識した場合は、日常生活の範囲で見守りを行います。 ○異変を感じた場合は、高齢者みまもり相談室やその他の福祉関係施設に情報提供を行います。
◆福祉施設等（事業者）	○区民から情報提供を受けた場合は、高齢者みまもり相談室や区への橋渡しを行います。
◆区、社会福祉協議会	○区は社会福祉協議会と連携を図り、見守りネットワークを構築します。

平成 27 年度までの到達目標

- ◆ 地域包括支援センターの区域ごとに、高齢者みまもり相談室が整備されています。
- ◆ ふれあいサロン活動や小地域福祉活動が、多くの地区で行われています。
- ◆ 高齢者みまもり相談室や子育て支援総合センターと小地域福祉活動などの地域活動との連携により、全区的に地域の見守りネットワークが整備されています。
- ◆ 区民の見守り意識が高まっています。

主な事業・活動

	主な事業・活動	主な推進主体
高齢者みまもり相談室(再掲)	認知症やひとり暮らし高齢者等の相談支援や、民生委員をはじめ地域の町会・自治会、老人クラブ、介護事業者等と連携して、高齢者の見守り等の支援を行います。	区(高齢者福祉課)、地域団体、福祉施設(事業者)
子育て支援総合センター(再掲)	在宅での子育てを支援する拠点施設として、子育て支援サービスの提供・調整、総合相談など、総合的な子育て支援事業を行います。	区(子育て支援総合センター)
要保護児童対策地域協議会の機能強化	子どもにかかわる地域の関係機関による代表者会議、実務者会議、分科会を開催し、地域の要保護児童を早期に発見し、解決にむけて適切な支援につなげます。	区(子育て支援総合センター)、地域団体、福祉施設(事業者)
閉じこもり・うつ予防	閉じこもりがちな高齢者を対象に、閉じこもり・うつに関する講演会を実施し、支援と交流の場を提供します。	区(向島・本所保健センター)
ふれあいサロン(再掲)	地域の交流拠点として、また地域からの孤立や孤独を未然に防ぐため、地域住民が主体的に設置する、高齢者、障害者、子育てのサロンづくりを推進します。	区民、地域団体、社会福祉協議会
ミニ・デイサービス	外出機会の少ない高齢者等の出かけ先として、ミニ・デイサービスを拡充・定着させていきます。	区民、町会・自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会
会食	高齢者等の会食の機会づくりを推進し、孤立・孤独を解消し、外出するきっかけや地域とのつながりをつくります。	福祉施設(事業者)、地域団体
多様な小地域福祉活動の展開	町会・自治会での活動のほか、福祉施設や商店街の空き店舗などを活用した「地域拠点型」などの多様な小地域福祉活動を展開していきます。	区民、地域団体、福祉施設(事業者)、社会福祉協議会
小地域福祉活動間のネットワークづくり	小地域福祉活動に参加する区民の連携を図り、活動を広域化するため、小地域間で定期的に連絡会を実施します。	区民、町会・自治会、民生委員・児童委員、地域団体、社会福祉協議会
障害児の社会参加と家族への支援(再掲)	おもちゃサロン(おもちゃ図書館)を通じて障害児の社会参加を促すとともに、その家族同士の情報交換や交流の場を提供する等の支援をします。	区民、地域団体、社会福祉協議会

<活動事例 高齢者みまもり相談室>

墨田区は、平成22年7月に人口が25万人を超え、65歳以上の高齢者人口は約5万3千人で、高齢化率も21%に達しています。単身や高齢者のみで暮らす高齢者は約3万4千人で、全体の64%に上ります。

高齢者の増加や核家族化の進展に伴い、『老々介護』や『認知介護』という言葉で表現されるように、高齢者が高齢者を、認知症のある人が認知症の人を介護する状態も起きてきています。また、家族や地域とのつながりが希薄化する中、地域社会から孤立しやすい高齢者も増えており、悪徳商法や振り込め詐欺の被害を被ったり、孤立死などの問題も発生しています。

その一方で、「安心して住み続けられるまちづくり」をめざして、町会・自治会、老人クラブによる見守り活動や、社会福祉協議会による小地域福祉活動・ふれあいサロン活動が区内各地で展開され、民生委員、介護保険相談員、地域包括支援センター等がさまざまな相談・支援を行っています。

このような中、高齢者みまもり相談室を平成21年度に文花、22年度に緑に開設しました。高齢者みまもり相談室では、高齢者本人や家族、地域からの相談や通報に対応するほか、地域とのつながりが薄く、何らかの支援が必要でありながら支援の手が届いていない高齢者を発見し、必要なサービスの提供や関係機関につながるよう支援していきます。

また、町会・自治会、老人クラブ、小地域福祉活動団体をはじめとする地域組織が行っている見守り・声かけ運動を支援したり、あるいは地域の福祉力の創出にむけて働きかけたりし、高齢者を支える地域と社会資源を結びつけるネットワークづくりに取り組んでいます。



みどり高齢者みまもり相談室と「江東橋四丁目ふれあい福祉委員」の皆さんと社会福祉協議会の方との交流



文花高齢者みまもり相談室が地域住民にむけて、みまもり講座を開催

<活動事例 小地域福祉活動～住民同士の支えあい活動～>

地域には、高齢者や障害者、お子さんをはじめ、何らかの手助けを必要としている人が暮らしています。そういった方が地域で生活する上で頼りになるのは、家族であり、友人であり、そして近隣の人ですが、核家族化や人間関係の希薄化などで、助けを求めるSOSを出せない人がいます。そこで今、地域全体で支えあい助けあう、「小地域福祉活動」が注目されています。



<活動事例 おもちゃサロン>

おもちゃサロンはおもちゃで遊ぶことを通じて、障害のあるお子さんをはじめとする地域の子どもたちに、遊ぶことの楽しさを伝えるとともに、子ども同士の交流の場として、また子育て中のお父さん・お母さんの情報交換の場として、地域の皆さんが一緒につくっていく「地域の支えあいの場」です。運営やおもちゃの修理、会場へのおもちゃの運搬などは、地域のボランティアによって行われています。

子ども同士が仲良くなるのはもちろん、親同士が子育てに関する情報交換をしたり、また子育て経験のあるボランティアと話をすることで悩みを軽減する機会となっています。

会場には安全性の高い木のおもちゃをはじめ、人気のあるおもちゃが多数そろっており、毎回子どもたちの楽しそうな笑い声が響いています。



(3) 地域をつなぐ協働のしくみをつくる

地域ではさまざまな人や団体が活躍していますが、それぞれが個別に活動していると、相互のつながりや連携が確保されない場合があります。地域の横のつながりをつくり、地域の課題の解決にむけて協力して行動していく「しくみ」をつくっていく必要があります。

そのために、地域の課題に応じて、町会・自治会、民生委員・児童委員、ボランティアやNPO、福祉施設（事業者）、社会福祉協議会など、課題にかかわる地域の関係者・機関が連携・協働していく場（プラットフォーム）づくりを推進します。関係者・機関が集い、知りあう中で、課題について学びあい、情報交換・共有を進めるとともに、相互の連携・協働のもと、課題を解決するための具体的な活動を展開していく、実効性のある場づくりをめざします。

目標（平成 32 年度の姿）

地域課題に応じて関係者・機関が集まり、話しあいながら連携・協働していく場（プラットフォーム）が形成され、課題解決にむけた活動をしています。

取り組み内容と各主体が担う役割

地域で活動しているさまざまな個人、団体が、地域課題の解決にむけて連携・協働していく場（プラットフォーム）づくりを推進していきます。

◆区民、町会・自治会、地域団体	○地域における福祉課題解決にむけたプラットフォーム形成の主体となります。
◆福祉施設（事業者）	○プラットフォームの一員となり、専門的な意見、過去の実例など、地域における課題解決にむけた支援を行います。
◆社会福祉協議会	○地域の課題に応じたプラットフォームの形成を推進します。
◆区	○地域プラザや区民活動センターなど、地域課題を協議する場を整備します。 ○地域の課題に応じたプラットフォームの形成を支援します。

平成 27 年度までの到達目標

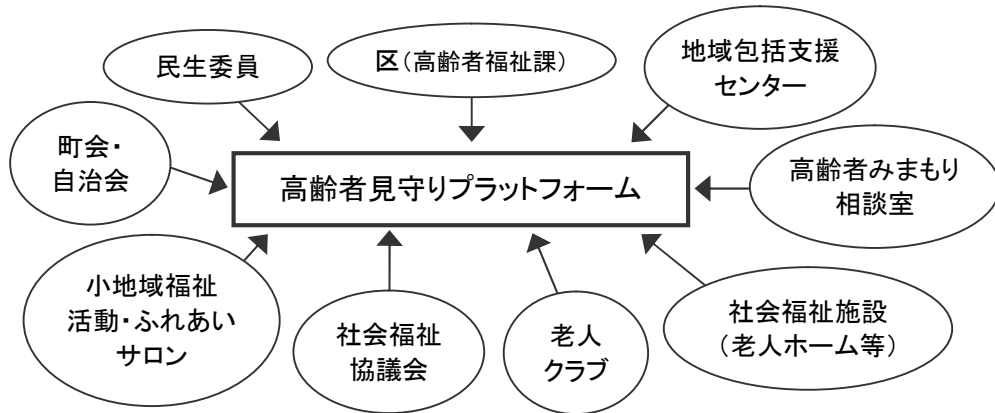
- ◆ 協議の場の整備が進んでいます。
- ◆ 地域の課題に応じたプラットフォームの形成が進められています。

主な事業・活動

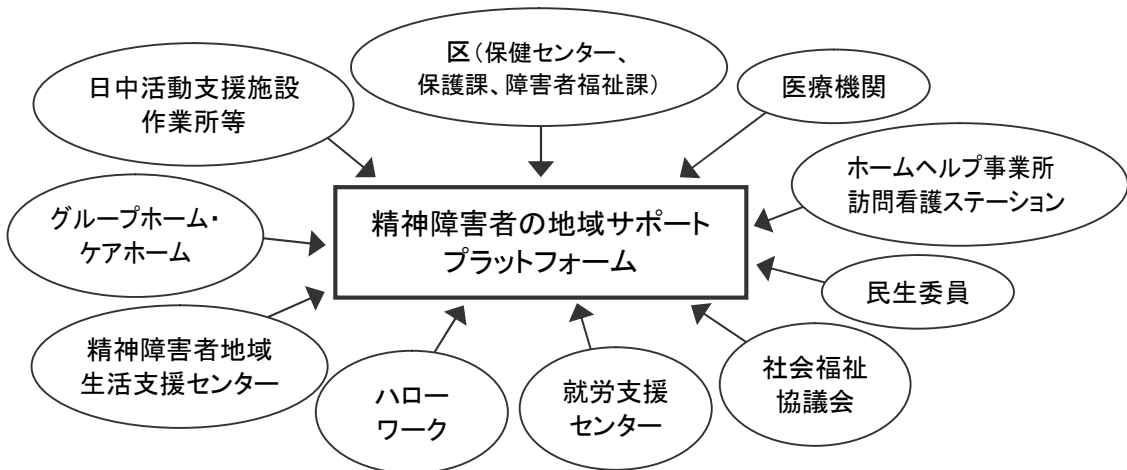
主な事業・活動		主な推進主体
協治(ガバナンス)の推進	協治(ガバナンス)推進条例に基づき、協治(ガバナンス)によるまちづくり推進のためのしくみ(情報の共有・区政への参加・協働の推進)を構築します。	区(区民活動推進課)
地域プラザ・地域ふれあい館の整備	区民が地域活動や地域交流を行うに適したコミュニティ活動の拠点として、6つのエリアごとに地域プラザと地域ふれあい館を整備していきます。	区(区民活動推進課)
区民活動センター(仮称)の整備(再掲)	既存のボランティアセンターの機能・あり方などを見直し、ボランティア・NPOなどの区民活動団体・事業者等の交流・ネットワークの拠点を整備します。	区(区民活動推進課)、ボランティア・NPO、社会福祉協議会
課題別プラットフォームの形成促進(再掲)	地域の課題について、区民や課題の関係者、課題解決における専門家などが集まり、解決方法を話しあうこと等を通じて、お互いが学びあえる場づくりを促進します。	区民、福祉施設(事業所)、NPO、民生委員・児童委員、社会福祉協議会など

<テーマごとのプラットフォーム イメージ図>

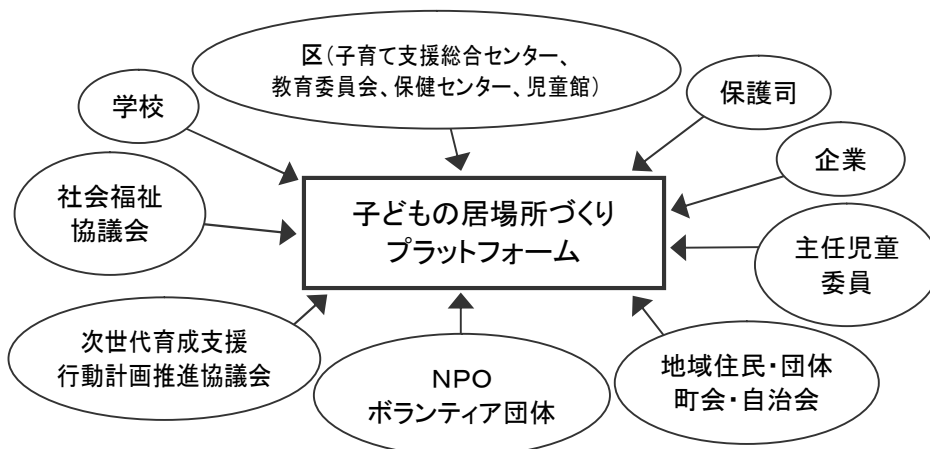
高齢者見守りネットワークのプラットフォーム



精神障害のある人たちへの地域サポートを考えるプラットフォーム



子どもの居場所づくりを考えるプラットフォーム



3. 主な事業・活動の事業目標一覧

◆ 優先的取り組み ◆

(1) 地域における見守り活動の推進

主な事業・活動	平成 21 年度実績	事業目標 (平成 23 年～27 年度)
高齢者みまもり相談室の全区展開	<ul style="list-style-type: none"> 文花高齢者みまもり相談室の開設（平成 22 年度にみどり高齢者みまもり相談室を開設） 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度に高齢者みまもり相談室を 6 か所開設する これにより、区内 8 か所ある地域包括支援センターの区域ごとに相談室が開設され、全区的に高齢者の見守り拠点が整備されることになり、見守り活動の推進が図られる
小地域福祉活動実践地区の拡大促進	<ul style="list-style-type: none"> 小地域福祉活動実施地区 (12 地区) ふれあいサロン活動地区 (12 地区) 	<ul style="list-style-type: none"> 今後、全区に設置した高齢者みまもり相談室を活用し、地域福祉活動コーディネーターの発掘・育成に努める 小地域福祉活動実施地区、ふれあいサロン活動地区の拡大を促進する 27 年度目標 小地域福祉活動実施地区 30 地区 ふれあいサロン活動地区 20 地区
地域福祉施設等の見守り活動	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援総合センターにおける虐待相談の実施 要保護児童対策地域協議会の開催 福祉施設等での自主的な取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> 地域にある各福祉施設や商店・企業に対して、地域の高齢者や子ども等に対する見守り活動の実施について啓発し、見守り活動を行う福祉施設、商店・企業を増やしていく

(2) 福祉教育の推進と地域福祉の担い手の育成・支援

主な事業・活動	平成 21 年度実績	事業目標 (平成 23 年～27 年度)
各世代ごとの、段階的・継続的な福祉教育プログラム体系の整備	<ul style="list-style-type: none"> 小・中・高等学校での「福祉教育」プログラムの実施 ボランティア育成プログラムの実施 シニア世代のボランティア活動の参加促進（シニアむけ入門講座の開催） 	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒に対する福祉教育では、関係機関が連携をとり、段階的・継続的な実施を検討していく 各企業が実施するボランティア体験の受け入れや、ボランティア活動への参加促進、シニア世代に対するボランティア活動入門講座に新たなプログラムを検討するなど、新たな福祉人材担い手の発掘に努める
地域福祉活動コーディネーターの発掘・育成	<ul style="list-style-type: none"> 小地域福祉活動の各委員がコーディネーターの役割を発揮 	<ul style="list-style-type: none"> 小地域の福祉活動をコーディネートする人材の発掘・育成を社会福祉協議会が中心に行っていく

主な事業・活動	平成 21 年度実績	事業目標 (平成 23 年～27 年度)
社会貢献型後見人(市民後見人)の育成	(平成 22 年度から社会貢献型後見人の選定を開始した)	・平成 27 年度までに 30 人の社会貢献型後見人の育成をめざす
民生委員・児童委員やボランティアグループなどへの支援強化	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員活動の支援 ・子育てサポーターの育成 ・町会・自治会活動の支援 ・ボランティア活動に対する支援 ・NPO活動の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員やボランティア活動などについて、その重要性や活動状況をPRするとともに、活動能力の向上を図るための研修なども充実していく ・ボランティアグループやNPO法人の育成に努める

(3) 地域福祉プラットフォームづくり

主な事業・活動	平成 21 年度実績	事業目標 (平成 23 年～27 年度)
課題別プラットフォームの形成促進	・地域包括支援センター会議などの開催	・地域における課題ごとに、関係者や関係団体・機関が集まり、課題の解決にむけた話し合いの場づくりを行っていく
区内相談機関と地域住民活動との連携強化	・区の関係各課や関係機関が連携をとり、問題の解決を図る	・行政と関係機関の連携を強めるとともに、地域で活動されている個人、団体との連携を図るよう努める

(4) 地域福祉活動に関する情報の周知、理解・参加の促進

主な事業・活動	平成 21 年度実績	事業目標 (平成 23 年～27 年度)
(仮称)地域福祉・ボランティアフォーラムの開催		・平成 23 年度から、地域福祉の推進、ボランティア活動の促進を図るため、地域福祉の関係者やボランティア活動者が一堂に会して交流し、学びあうことを目的とした(仮称)地域福祉・ボランティアフォーラムを開催する
地域福祉に関する情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> ・たんぽぽ：50,000 部発行 ・フレフレマイペース：3,000 部発行 (いきいき子育てガイドブックは、平成 22 年度に改訂版を 25,000 部発行)	・高齢・障害・子育てのガイドブックを発行し、その周知に努めていくとともに、地域福祉に関するガイドを目的とした情報発信を効果的に行っていく
民生委員や社会福祉協議会、地域包括支援センター等相談・支援機関のPR強化	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会の活動情報の発信 ・民生委員・児童委員活動の発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の情報発信内容を充実していくとともに、高齢者むけ情報誌「知って得するみまもりだより」を各相談室ごとに発行していく ・地域包括支援センター等のPRに努めていく

◆ 取り組み内容 ◆

基本目標 1 区民が安心して暮らせる福祉のまちをつくる

(1) 地域の中で共に生きる意識を高める(ソーシャル・インクルージョンのまちづくり)

主な事業・活動	平成 21 年度実績	事業目標 (平成 23 年～27 年度)
人権の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発冊子「人権感覚」：7,000 部作成、配布 ・区のお知らせ：3 月、6 月、9 月に「人権・同和問題コラム」を掲載、12 月に人権週間特集記事を掲載 ・人権講演会：2 回開催 ・情報誌「にじ」：11 号 10 月 1 日、12 号 3 月 1 日 各 10,000 部発行、ホームページに掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発冊子：3 年ごとに作成する ・区のお知らせ：「人権・同和問題コラム」を定期的に掲載し、人権週間に特集記事を掲載する ・人権講演会：年 2 回開催する ・情報誌「にじ」：年 2 回（10 月・3 月）発行する（各 10,000 部）、ホームページに掲載する
障害や障害者への理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成 21 年度すみだまつり・こどもまつり」において開催される「区民バザール」との併催により「心身障害者団体・ふれあいバザー」を実施 実施日：10 月 3 日・4 日 参加団体：11 団体 ・すみだまつり、墨田福祉作業所ふれあいまつり、厚生会館まつり、すみだふれあいセンターまつりにおいて啓発ポスターの掲示 ・ふれあいフェスティバルにおいて、車椅子乗車及び介助、アイマスク歩行及び介助、点字コーナーなどの福祉体験や盲導犬、介助犬、聴導犬によるデモンストレーションを実施 実施日：12 月 6 日、来場者：560 人 ・こころの健康や障害に関する正しい知識の普及と理解を深めるため、精神保健福祉講演会を実施 向島保健センター：7 回 170 人 本所保健センター：10 回 209 人 ※介護予防関連事業含む 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施する ・「心身障害者団体・ふれあいバザー」は、すみだまつりの開催にあわせて実施する ・ふれあいフェスティバルは、障害者週間にあわせて実施する ・継続して実施する

主な事業・活動	平成 21 年度実績	事業目標 (平成 23 年～27 年度)
障害者の自主生産品等の共同販売	<ul style="list-style-type: none"> 墨田区内の福祉作業所等の障害者施設・団体が協働していけるネットワーク構築のきっかけとして共同販売を始めることとし、参加団体を募り協議を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続して実施する 平成 22 年度に墨田区福祉作業所等経営支援ネットワーク《K a i》を結成、平成 22 年 8 月から可動式の販売ワゴン「SKY WAGON（スカイワゴン）」で共同販売を開始する 場所：区役所 1 階エスカレーター横 販売日：毎週火曜日・木曜日 10 時～15 時 ※イベント開催時にも出店 今後、共同販売の常設化、店舗や曜日の拡充を検討し、共同受注も拡大していく予定
障害者の就労支援	<ul style="list-style-type: none"> すみだふれあいセンター内、墨田区障害者就労支援センター事業で就労に関する各種相談等を実施 平成 21 年度末実績 登録者数：319 人、就職定着数：138 人 平成 21 年度実績 就職者数：延 38 人 福祉喫茶運営費助成 延従事者数：ともだち/266 人日、ともだちⅡ/273 人日、それいゆさんさん/697 人日 心身障害者雇用拡大のための施設整備助成制度の P R 助成実績：2 件 心身障害者雇用優良事業所の顕彰 顕彰件数：1 事業所 	<ul style="list-style-type: none"> 継続して実施する 障害者の企業等への就労をバックアップするために、就労支援や生活支援、職場定着支援等の障害者就労に関する総合的な支援を行う「障害者就労支援総合施設（仮称）」を平成 23 年度に開設予定
精神障害者への退院促進支援	<ul style="list-style-type: none"> 区内の社会資源を活用し、退院可能な長期入院中の精神障害者が地域で自立し、安定した生活を送ることができるよう、保護課と保健計画課が連携し支援を実施 ケース検討会議：月 1 回 支援者数：5 人 	<ul style="list-style-type: none"> 継続して実施する
障害児の社会参加と家族への支援	<ul style="list-style-type: none"> 1 か所で実施 	<ul style="list-style-type: none"> 拡大する
ソーシャル・インクルージョンの考え方の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> 人権講演会やボランティアまつり、ボランティアスクール等を通じて、適宜実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続して実施する

(2) 誰もが移動しやすいまちをつくる(ユニバーサルデザインのまちづくり)

主な事業・活動	平成 21 年度実績	事業目標 (平成 23 年～27 年度)
福祉のまちづくり施設整備への助成		<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請に基づいて、交付する ・ 交付件数を増加させるため、事業の周知を図る
バリアフリーマップの作成・運営	(平成 22 年度から実施)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 22 年度に作成されたバリアフリーマップの充実を図る
公共サインの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共サイン整備マニュアルを策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共サインを整備する：67 基
道路のバリアフリー整備		<ul style="list-style-type: none"> ・ 曳舟川通りを順次整備する
公園等の公衆トイレの整備		<ul style="list-style-type: none"> ・ 順次整備する
公園出入口のバリアフリー		<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園出入口整備は完了したので、児童遊園の出入口整備を順次行う
歩道の新設・拡幅	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別区道墨 9 号路線（墨田区横網一丁目 11 番から 12 番まで）整備延長：255m 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 順次整備する
心のバリアフリーの普及・啓発と実践	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権の啓発や、障害や障害者への理解の促進を通じて実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 推進していく

(3) 要援護者を守る防犯・防災体制を整備する

主な事業・活動	平成 21 年度実績	事業目標 (平成 23 年～27 年度)
防犯パトロール用品の配布	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 18 年度に各町会・自治会の自主防犯活動組織に対し、用品（13 種類）を一括配布済 ・ 平成 21 年度は、基本的に新規結成団体に対し配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 22 年度に再度、一斉配布済み ・ 平成 23 年度以降は、再度、新規結成団体に対し用品を配布予定
地域安全マップの作成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 21 年度作成団体（町会・自治会）：6 団体 ・ 平成 18 年度から 21 年度までの累計：20 団体 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 22 年度：5 団体を予定 ・ 平成 23 年度以降：毎年 5 団体程度を予定
要援護者への災害時支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名簿作成：年 1 回（1 月 1 日現在） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続して実施する
災害時要援護者サポート隊の結成・活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 21 年度結成数：16 件（うち資器材交付は 15 件） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ サポート隊未結成の町会・自治会に対して結成を推進していく

主な事業・活動	平成 21 年度実績	事業目標 (平成 23 年～27 年度)
災害ボランティア活動体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害ボランティアセンター職員研修に参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害ボランティアセンター運営マニュアルを策定する ・ 職員研修に参加する ・ 防災訓練を実施する

基本目標 2 区民が安心して利用できる福祉サービスを提供する

(1)地域の相談支援体制を充実する

主な事業・活動	平成 21 年度実績	事業目標 (平成 23 年～27 年度)
区内の相談機関相互の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて、区の関係各課や関係機関が連携をとり、問題の解決を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 継続して実施する
地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 要支援認定者介護予防プラン作成 : 1,727 件 新規相談件数 : 4,942 件 虐待対応 ; 48 件 ケアマネジャー支援 : 1,014 件 	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターのPRに努めるとともに、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護支援業務及び包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の充実を図る
高齢者みまもり相談室	<ul style="list-style-type: none"> 相談室開設 : 文花高齢者みまもり相談室 (平成 21 年 5 月) 	<ul style="list-style-type: none"> 相談室の設置 : 地域包括支援センターの区域ごとに整備する (6 か所) 高齢者むけ情報誌「知って得するみまもりだより」を発行する : 毎月 1 回
子育て支援総合センター	<ul style="list-style-type: none"> 子育て相談・問合せ : 615 件 虐待相談対応人数 : 227 件 施設貸出し : 39 件 	<ul style="list-style-type: none"> 充実を図る
精神保健相談(こころの健康相談)	<ul style="list-style-type: none"> 心の健康 <ul style="list-style-type: none"> 向島保健センター : 24 回 35 人 本所保健センター : 12 回 22 人 酒害相談 <ul style="list-style-type: none"> 向島保健センター : 47 回 194 人 思春期相談 <ul style="list-style-type: none"> 本所保健センター : 24 回 53 人 デイケア <ul style="list-style-type: none"> 向島保健センター : 48 回 554 人 本所保健センター : 48 回 536 人 	<ul style="list-style-type: none"> 継続して実施する

(2) 支援が必要な人の権利を守る

主な事業・活動	平成 21 年度実績	事業目標 (平成 23 年～27 年度)
成年後見制度の利用支援	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の区長審判請求：16 件 ・申立て費用助成件数：2 件 ・成年後見制度関係の相談：320 件 ・成年後見制度推進委員会の開催：1 回 ・成年後見制度普及啓発事業「落語で学ぶ！成年後見制度」開催 ・成年後見制度パンフレットの作成 ：3,000 部 ・成年後見制度申立費用貸付制度相談：1 件 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談件数を増やす ・推進委員会を開催する：年 2 回 ・成年後見制度パンフレットを増刷・配布する ・金融機関と連携していく
社会貢献型後見人の育成・支援	(平成 22 年度から社会貢献型後見人の選定を開始した)	・平成 27 年度までに 30 人の社会貢献型後見人の育成をめざす
権利擁護相談	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士による法律相談会 ：12 回実施、9 組相談 	・相談件数を増やす
地域福祉権利擁護事業	<ul style="list-style-type: none"> ・契約中件数：40 件（高齢者 33 件、知的障害者 1 件、精神障害者 6 件） ・対象拡大事業件数：1 件 	・契約件数を増やす
福祉サービスに関する苦情受付	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情関係の相談：8 件 ・苦情調整委員会の開催：1 回 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の P R を強化する ・苦情調整委員会を開催する ：年 1 回
精神障害者への退院促進支援(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・区内の社会資源を活用し、退院可能な長期入院中の精神障害者が地域で自立し、安定した生活を送ることができるよう、保護課と保健計画課が連携し支援を実施 ケース検討会議：月 1 回 支援者数：5 人 	・継続して実施する
高齢者に対する虐待防止	<ul style="list-style-type: none"> ・相談・通報受理件数：53 件 	・養護者支援による虐待防止を推進するとともに、相談・通報事案に対して迅速に対応する
障害者に対する虐待防止	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設における虐待防止マニュアル等の作成及び職員への研修 ・窓口及びケースワーク業務における相談や早期発見 ・虐待予防のための介護者へのレスパイトの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施する ・平成 22 年度に各作業所職員による実行委員会で利用者への新たな権利擁護規程を作成、職員研修を実施し、平成 23 年度から施行する予定

主な事業・活動	平成 21 年度実績	事業目標 (平成 23 年～27 年度)
児童に対する虐待防止	<ul style="list-style-type: none"> ・墨田区要保護児童対策地域協議会の開催 代表者会議：1 回 実務者会議：6 回（分科会を含む） 個別ケース検討会議：31 回 ・児童虐待防止講演会の開催：1 回 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携のもと、虐待防止を図る

(3) 福祉サービスの量と質を確保する

主な事業・活動	平成 21 年度実績	事業目標 (平成 23 年～27 年度)
すみだハート・ライン 21	<ul style="list-style-type: none"> ・利用会員登録者数：249 人、利用者数：150 人 ・協力会員登録者数：204 人、活動者数：119 人 ・派遣回数：4,729 回、活動時間：7,668 時間 ・事業説明会・入門研修：12 回、出前事業説明会：1 回 ・専門研修：3 回、野外交流会：1 回、会報発行：5 回 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな担い手を確保する 事業説明会・入門研修 12 回、出前事業説明会 6 回 専門研修 3 回 ・サービス提供時間を拡大していく
ミニサポート事業	<ul style="list-style-type: none"> ・協力員登録数：37 人 ・利用件数：79 件 ・協力員研修：2 回 ・説明会：11 回 ・会報発行：3 回 	<ul style="list-style-type: none"> ・協力員を確保する 説明会 4 回、研修会 3 回 ・待機者を養成する
ファミリー・サポート・センター	<ul style="list-style-type: none"> ・サポート会員数：210 人 ・ファミリー・サポート両方会員数：13 人 ・ファミリー会員数：735 人 ・援助活動実績：4,684 件 	<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリー・サポート両会員をそれぞれ 20%以上増員する ・サポートに係る人材・サービスの活用促進を図る
福祉サービス第三者評価制度の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・区立施設 認可保育所（5 園）、特別養護老人ホーム（3 施設） ・民間施設 認証保育所（8 園）、認知症対応型共同生活介護（5 施設）、小規模多機能型居宅介護施設（2 施設）、訪問介護施設（1 施設） 	<ul style="list-style-type: none"> ・区立施設の受審を少なくとも 3 年に 1 回実施する ・民間施設についても、少なくとも 3 年に 1 回実施されるように受審の促進と助成を行っていく ・5 年間で 150 施設の受審を予定している

(4)生活に困難を抱えている人の自立を支援する

主な事業・活動	平成 21 年度実績	事業目標 (平成 23 年～27 年度)
療養資金・高額療養費の貸付	<ul style="list-style-type: none"> ・高額療養費：33 件、10,902,232 円 ・室料差額代等：4 件、2,331,000 円 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施する
私立高等学校等入学資金の貸付	<ul style="list-style-type: none"> ・2 件、800,000 円 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施する
生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム・就労支援相談員活用プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援事業活用プログラム： 参加者数 97 人、達成者数 65 人 ・就労支援相談員活用プログラム： 参加者数 115 人、達成者数 56 人 	<ul style="list-style-type: none"> ・各年就労支援事業活用プログラム 120 人（参加者）、就労支援相談員活用プログラム 150 人（参加者） ・参加者を増やすだけでなく、達成者を増やし、より多くの保護受給者が、就労により保護から脱却できるよう支援する
被保護世帯の高校進学等支援プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者数：35 人、達成者数：30 人 	<ul style="list-style-type: none"> ・進学希望の子どもがいる世帯が、より多く参加し、子どもたちが進学できるよう支援する
元ホームレス被保護者自立支援プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者数：80 人、達成者数：65 人 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者数 100 人、達成者数 80 人を目標に各年支援する
母子自立支援プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者数：11 人、達成者数：4 人 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施する
生活福祉資金貸付事業	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉資金 相談件数：188 件 貸付件数：5 件 貸付金額： 2,111,000 円 ・緊急小口資金 相談件数：210 件 貸付件数：35 件 貸付金額： 3,070,000 円 ・不動産担保型生活資金（一般むけ） 相談件数：10 件 貸付件数：0 件 ・教育支援資金 相談件数：307 件 貸付件数：52 件 貸付金額： 61,922,000 円 ・総合支援資金 相談件数：535 件 貸付件数：74 件 貸付金額： 41,121,677 円 ・不動産担保型生活資金（要保護むけ） 相談件数：6 件 貸付件数：0 件 	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付に留まらず、相談者の自立支援にむけ、広く相談援助を行う

基本目標 3 区民の積極的な地域活動を進める

(1) 福祉の施策や活動に関する情報を伝える

主な事業・活動	平成 21 年度実績	事業目標 (平成 23 年～27 年度)
区の施策情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> ・たんぽぽ：50,000 部発行 ・フレーフレーマイペース：3,000 部発行 (いきいき子育てガイドブックは、平成 22 年度に改訂版を 25,000 部発行) 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施する
社会福祉協議会の活動情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ：更新 1 回/月 ・社協だより：5 回/年 ・盲人むけテープ：5 回/年 ・ボランティアセンターだより：12 回/年 ・ボランティアセンター分館だより：12 回/年 ・ハンディキャブ通信：1 回/年 ・ハート・ライン 21 会報：5 回/年 ・ミニサポート会報：5 回/年 ・ファミリー・サポート会報：5 回/年 ・小地域福祉活動・ふれあいサロン通信：3 回/年 ・おもちゃサロン通信：3 回/年 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施する
民生委員・児童委員活動の発信	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌「いずみ」の発行 発行回数：年 4 回 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌「いずみ」の発行 発行回数：年 4 回
(仮称)地域福祉・ボランティアフォーラムの開催		<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度から、地域福祉の推進、ボランティア活動の促進を図るため地域福祉の関係者やボランティア活動者が一堂に会して交流し、学びあうことを目的とした(仮称)地域福祉・ボランティアフォーラムを開催する
地域福祉に関する情報の発信		<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉に関するパンフレットを作成し、配付する
「すみだ・ボランティアの日」の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・区内にポスターを掲示 ・区内 5 か所でティッシュ等を配り啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会等による「すみだ・ボランティアの日」啓発キャンペーンを開催する

(2) 地域福祉に関する学びあいを推進する

主な事業・活動	平成 21 年度実績	事業目標 (平成 23 年～27 年度)
小・中・高等学校での「福祉教育」プログラムの実施	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアスクールの実施 小学校 7 校 15 回、中学校 4 校 7 回、 高校（奉仕の時間含む）3 校 20 回 	<ul style="list-style-type: none"> 学校・教育委員会との連携を図る ボランティアスクールを継続して実施する ボランティアスクール取り組み校を拡大していく 機材・用具を整備していく
小・中・高等学校での「ボランティア協力校」の推進	<ul style="list-style-type: none"> 参加校なし 	<ul style="list-style-type: none"> 協力校を拡大し、実施校との連携を図る
小地域福祉活動への区民の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> 実施 	<ul style="list-style-type: none"> 継続して実施する
ボランティア育成プログラムの充実	<ul style="list-style-type: none"> 手話講習会：40 回 6 クラス 音訳講習会：23 回 1 クラス 点訳講習会：20 回 2 クラス 要約筆記講習会：5 回 1 クラス 入門講座：2 回 	<ul style="list-style-type: none"> 継続して実施する 関係団体等との連携を図り、随時開催していく
課題別プラットフォームの形成促進	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センター会議などの開催 	<ul style="list-style-type: none"> 地域における課題ごとに、関係者や関係団体・機関が集まり、課題の解決にむけた話しあいの場づくりを行っていく

(3) 地域福祉の担い手を育成・支援する

主な事業・活動	平成 21 年度実績	事業目標 (平成 23 年～27 年度)
民生委員・児童委員活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> 新任民生委員への研修：委嘱時 1 回 民生委員活動に対する助言・相談：随時 すみだまつりにおける PR コーナーの設置：年 1 回 施設見学会：年 1 回 全体研修会：年 1 回 	<ul style="list-style-type: none"> 新任民生委員への研修 ：委嘱時 1 回 民生委員活動に対する助言・相談：随時 民生委員活動の区報掲載：年 1 回以上 民生委員に関するホームページの充実 すみだまつりにおける PR コーナーの設置：年 1 回 施設見学会：年 1 回 全体研修会：年 1 回
ファミリー・サポート・センター(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> サポート会員数：210 人 ファミリー・サポート両方会員数 ：13 人 ファミリー会員数：735 人 援助活動実績：4,684 件 	<ul style="list-style-type: none"> ファミリー・サポート両会員をそれぞれ 20%以上増員する サポートに係る人材・サービスの活用促進を図る

主な事業・活動	平成 21 年度実績	事業目標 (平成 23 年～27 年度)
子育てサポーターの育成	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てサポーター養成講座の実施：1 回、認定者数：14 名（合計 54 名） ・救急ショートサポーターと利用者の交流会：2 回 ・子育て支援センター事業での活用（託児）：2 回 ・区主催事業での託児：7 事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・充実を図る
学校内のコーディネーターの養成	<ul style="list-style-type: none"> ・教員への体験研修を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・体験研修、体験研修修了者への養成講座を実施する
ボランティア育成プログラムの充実(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・手話講習会：40 回 6 クラス ・音訳講習会：23 回 1 クラス ・点訳講習会：20 回 2 クラス ・要約筆記講習会：5 回 1 クラス ・入門講座：2 回 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施する 関係団体等との連携を図り、随時開催していく
シニア世代のボランティア活動の参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ・シニア入門講座開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・シニア層むけ講座を開催する ・関係団体との連携をとり、新たなプログラムを作成する
コミュニティワーカーの配置	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤 1 名、非常勤 1 名を配置（他の事業と兼務） 	<ul style="list-style-type: none"> ・体制を整備する
地域福祉活動コーディネーターの発掘・育成	<ul style="list-style-type: none"> ・小地域福祉活動の各委員がコーディネーターの役割を發揮している 	<ul style="list-style-type: none"> ・小地域の福祉活動をコーディネートする人材の発掘・育成を社会福祉協議会が中心に行っていく

(4) 地域活動を活性化する

主な事業・活動	平成 21 年度実績	事業目標 (平成 23 年～27 年度)
町会・自治会活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ推進活動助成、コミュニティ機関紙発行助成、コミュニティ掲示板助成、認可地縁団体への登記料助成、町会・自治会会館建設等補助、町会・自治会会館施設整備補助、「わがまち通信局」支援などを、167 町会・自治会に対して実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ推進活動助成、コミュニティ機関紙発行助成、コミュニティ掲示板助成、認可地縁団体への登記料助成、町会・自治会会館建設等補助、町会・自治会会館施設整備補助、「わがまち通信局」支援などを随時実施する
町会・自治会における地域福祉活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施する
ボランティア活動に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施する
NPO活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザー派遣（3 件）など、実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザー派遣など、随時行う

主な事業・活動	平成 21 年度実績	事業目標 (平成 23 年～27 年度)
区民活動センター (仮称)の整備	・ 検討	・ 区民活動センター整備：1 館
企業のボランティア 活動の参加促進	・ 各種イベント等への参加協力	・ 新たな参加企業の開拓と連携を図る
介護支援ボランティア アポイント制度	・ 平成 21 年 7 月より事業開始 ボランティア登録数：118 人 指定介護施設数：6 か所(22 年度 11 か所)	・ 指定介護施設を増設していく (現在は、特養、老健のみのため、 今後、デイサービス等の施設へ拡 充していく)
魅力ある公園花壇づ くり	・ 日進公園 (2 年目終了)	・ 新規に実施する公園数：2 公園

基本目標 4 区民が地域で支えあい・助けあうしくみを確立する

(1) 日ごろからの地域のつながりをつくる

主な事業・活動	平成 21 年度実績	事業目標 (平成 23 年～27 年度)
「すみだ やさしいまち宣言」の推進	・「すみだ やさしいまち宣言」行動指針の改定	・「すみだ やさしいまち宣言」行動指針に基づき、随時行っていく
ふれあいサロン	・10 地区で実施	・ふれあいサロン活動地区の拡大を促進する：目標 20 地区
おもちゃサロン	・1 か所で実施	・拡大していく
小地域福祉活動推進地区の拡大	・12 地区で実施	・小地域福祉活動実施地区の拡大を促進する：目標 30 地区
小地域福祉活動の実施マニュアルの活用	・実施	・実施マニュアルを改訂する ・ふれあいサロンマニュアルを新規に作成する

(2) 地域における見守り活動を推進する

主な事業・活動	平成 21 年度実績	事業目標 (平成 23 年～27 年度)
高齢者みまもり相談室(再掲)	・相談室開設：文花高齢者みまもり相談室（平成 21 年 5 月）	・相談室の設置：地域包括支援センターの区域ごとに整備する（6 か所） ・高齢者むけ情報誌「知って得するみまもりだより」を発行する ：毎月 1 回
子育て支援総合センター(再掲)	・子育て相談・問合せ：615 件 ・虐待相談対応人数：227 件 ・施設貸出し：39 件	・充実を図る
要保護児童対策地域協議会の機能強化	・墨田区要保護児童対策地域協議会の開催 代表者会議：1 回 実務者会議：6 回（分科会を含む） 個別ケース検討会議：31 回 ・児童虐待防止講演会の開催：1 回	・関係機関との連携のもと、虐待防止を図る
閉じこもり・うつ予防	・向島保健センター：閉じこもり予防講演会 1 回 47 人 ・本所保健センター：うつ予防講演会 1 回 23 人	・継続して実施する（向島保健センターにおける閉じこもり予防講演会は、うつ予防講演会として実施する）
ふれあいサロン(再掲)	・10 地区で実施	・ふれあいサロン活動地区の拡大を促進する：目標 20 地区

主な事業・活動	平成 21 年度実績	事業目標 (平成 23 年～27 年度)
ミニ・デイサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・登録者数：分館 17 人、文花 10 人 ・バスハイク：1 回 ・クリスマス会：各 1 回 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数を増やす ・活動内容の充実を図る
会食	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設において適宜実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施する
多様な小地域福祉活動の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施する
小地域福祉活動間のネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・年 2 回連絡会を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・充実を図る
障害児の社会参加と家族への支援（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・1 か所で実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・拡大する

(3) 地域をつなぐ協働のしくみをつくる

主な事業・活動	平成 21 年度実績	事業目標 (平成 23 年～27 年度)
協治(ガバナンス)の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)協治(ガバナンス)推進条例検討委員会による答申 ・(仮称)協治(ガバナンス)推進条例案要綱の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・協治(ガバナンス)推進条例に基づき、協治(ガバナンス)によるまちづくり推進のための仕組み(情報の共有・区政への参加・協働の推進)を構築する
地域プラザ・地域ふれあい館の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域プラザ 基本設計：1 館、基本構想：1 館 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域プラザ整備：2 館
区民活動センター(仮称)の整備(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・区民活動センター整備：1 館
課題別プラットフォームの形成促進(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター会議などの開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における課題ごとに、関係者や関係団体・機関が集まり、課題の解決にむけた話しあいの場づくりを行っていく

第6章

計画の推進体制

1. 計画の周知、理解・共有の推進

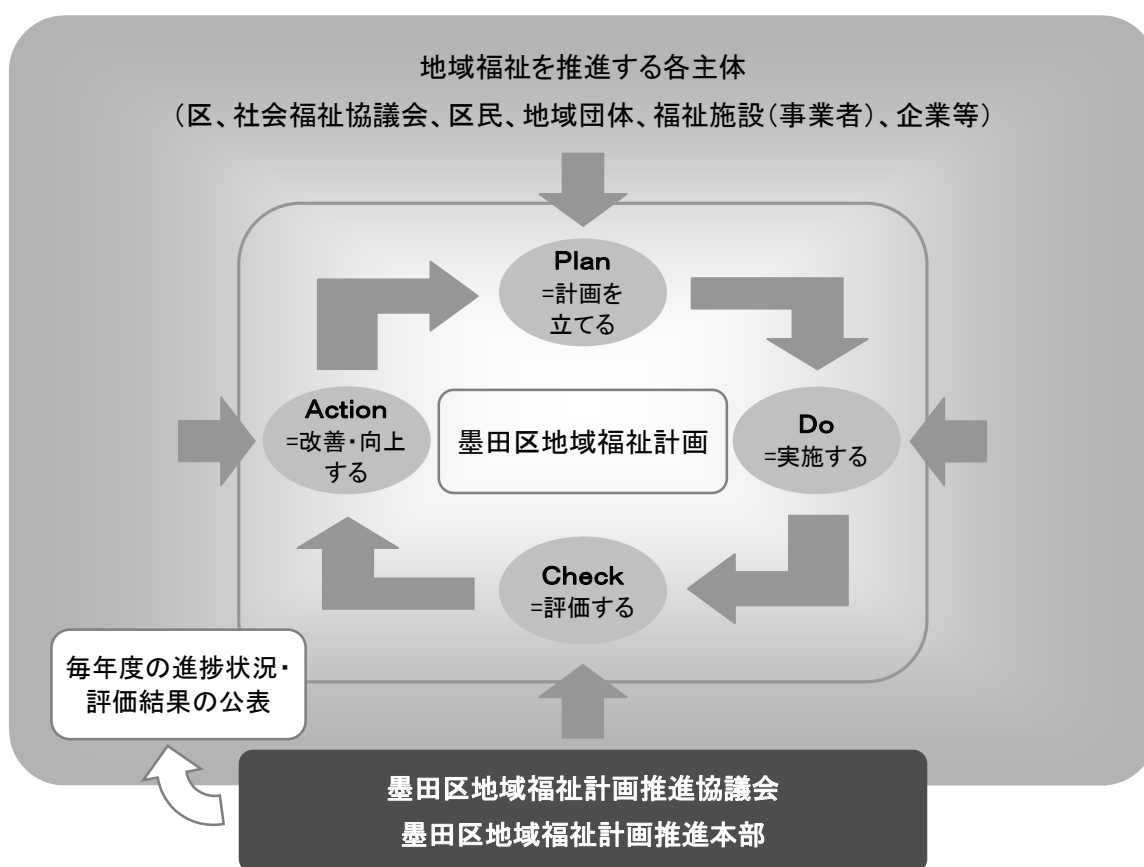
本計画は、区内にあるたくさんの活動主体の一部のみが、例えば区のみが実現に努力しても達成できるものではありません。計画が推進されるためには、できる限り多くの区民や団体等の理解と参加が不可欠です。

そこで、区は、計画期間を通して、社会福祉協議会などとともに、各種の会合、事業実施の際などあらゆる機会を捉えて、計画の周知と計画への理解を得ることに努力します。特に計画推進の初年度に多くの区民や団体に知っていただくことが大切であることから、平成23年度は、年度の早い時期に、多くの区民・団体に参加を呼びかけて、（仮称）地域福祉・ボランティアフォーラムを開催し、計画の周知・共有と推進のための意見交流等を行います。

2. 計画の進捗管理と評価

本計画の進捗状況は、墨田区地域福祉計画推進協議会と墨田区地域福祉計画推進本部（両方とも事務局は、墨田区福祉保健部厚生課）において毎年度把握し、評価を行います。

進捗状況及び評価結果は、ホームページに公表するものとします。地域福祉を推進する各主体者は、評価結果を参考にしてそれぞれの翌年度の事業や活動に反映させていくものとします。



3. 評価方法

毎年度の評価は、第5章の取り組み内容ごとに掲げている「平成27年度までの具体的目標」の達成状況について、以下の事業の実施状況や区民の意識調査等に基づき、現況を把握して行います。

(1) 個別事業の調査

区は、区や社会福祉協議会等の事業について、毎年度事業実施状況調査を実施します。

(2) 区民意識の調査

区は、毎年度、墨田区住民意識調査等各種の調査結果を活用して、区民意識の把握に努めるほか、地域福祉に関する区民意識に関する独自の調査を、平成23年度（計画開始初年度）、平成26年度（計画4年目、計画改定年の前年度）に実施します。

(3) 地域団体や社会福祉団体等の活動に関する調査

区は、社会福祉協議会と協力して、町会・自治会や社会福祉団体等に対して、地域福祉活動に関する活動の現況及び意向について調査を行うこととします。

4. 前期計画の達成状況の評価と後期計画への反映

計画4年目、計画改定年の前年度である平成26年度に前期計画の達成見込み状況を評価し、計画5年目の計画改定（後期計画の策定）に反映させます。

また、5年間の前期計画期間経過後、平成28年に前期計画の達成状況を評価し、後期計画の推進に活かすものとします。

年度	2011 平成 23	2012 平成 24	2013 平成 25	2014 平成 26	2015 平成 27	2016 平成 28	2017 平成 29	2018 平成 30	2019 平成 31	2020 平成 32
計画年次	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
計画の実施										
計画推進のためのバックアップ作業	計画周知・共有 (仮称)地域福祉・ボランティアフォーラム開催 初年度住民意識調査等実施			計画改定にむけての住民意識調査等実施 計画改定にむけての評価	計画改定(後期計画策定)	前期計画実施結果の評価				

資 料

1. 計画の検討体制・検討経過

(1) 墨田区地域福祉計画推進協議会

墨田区地域福祉計画推進協議会設置要綱

平成5年12月21日
5墨厚厚第555号

(招集)

第5条 推進協議会は、会長が招集する。

(設置)

第1条 墨田区の福祉・保健分野の基本計画である墨田区地域福祉計画の推進及び改定に当たり、墨田区と福祉・保健・医療関係者とが協議するため、墨田区地域福祉計画推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第7条 委員に対しては、会議への出席1回につき別に定める額の報酬を支給する。ただし、区、社会福祉法人墨田区社会福祉事業団及び社会福祉法人墨田区社会福祉協議会の職員には支給しない。

(構成)

第2条 推進協議会は、地域福祉に積極的に関与している個人、団体等の中から、区長が任命し、又は委嘱する委員21人以内をもって構成する。

(庶務)

第8条 推進協議会の庶務は、福祉保健部厚生課において処理する。

(会長及び副会長等)

第3条 推進協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、推進協議会の委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会議を主宰し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営について必要な事項は、別に定める。

(協議事項)

第4条 推進協議会は、区長の求めに応じ、次の事項を協議し、その結果を報告する。

(1) 墨田区地域福祉計画に基づく事業の推進に関すること。

(2) 墨田区地域福祉計画の見直しに関すること。

(3) その他区長が必要と認める事項

付 則

この要綱は、平成6年2月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

墨田区地域福祉計画推進協議会委員名簿

区 分	氏 名	所 属 等	任 期
会 長	野 原 健 治	興望館館長	22. 4. 1～24. 3. 31
副会長	山 口 稔	関東学院大学教授	同上
委 員	鈴 木 洋	すみだ医師会会長	同上
委 員	小 西 正 裕	東京都本所歯科医師会会長	同上
委 員	青 山 晰 子	墨田区薬剤師会会長	同上
委 員	大 屋 善次郎	墨田区民生委員・児童委員協議会会長	22. 4. 1～22. 11. 30
委 員	吉 田 政 美	墨田区民生委員・児童委員協議会会長	22. 12. 1～24. 3. 31
委 員	西 山 恒 八	墨田区障害者施策推進協議会会長	22. 4. 1～24. 3. 31
委 員	浮 嶋 松 男	墨田区障害者団体連合会会長	同上
委 員	横 田 一 夫	墨田区老人クラブ連合会副会長	同上
委 員	植 竹 香 苗	墨田区特別養護老人ホーム たちばなホーム施設長	同上
委 員	今 牧 茂	墨田区社会福祉事業団事務局長	同上
委 員	深 野 紀 幸	墨田区社会福祉協議会事務局長	同上
委 員	北 村 嘉津美	墨田区男女共同参画推進委員会委員	同上
委 員	石 鍋 光 子	朗読奉仕「くさぶえ」	同上
委 員	伊 藤 林	個人ボランティア	同上
委 員	本 宮 秀 明	全国福祉情報研究会3SUNネット墨田支部	同上
委 員	小 川 昭	墨田区ボランティアサークル連絡会会長	同上
委 員	齊 藤 宮 子	点訳グループ「きつつき」会長	同上
委 員	細 川 保 夫	墨田区福祉保健部長	同上
委 員	鈴 木 陽 子	墨田区子育て支援担当部長	同上
委 員	稲 垣 智 一	墨田区保健衛生担当部長	同上

墨田区地域福祉計画推進協議会計画改定作業部会委員名簿

区 分	氏 名	所 属 等
部会長	野 原 健 治	興望館館長
委 員	山 口 稔	関東学院大学教授
委 員	布 施 英 雄	共愛館理事長
委 員	永 廣 修	すみだボランティアセンター所長
委 員	植 竹 香 苗	墨田区特別養護老人ホームたちばなホーム施設長
委 員	小 川 昭	墨田区ボランティアサークル連絡会会長
委 員	相 澤 邦 雄	墨田区福祉保健部厚生課長
委 員	高 村 弘 晃	墨田区福祉保健部高齢者福祉課長
委 員	岩 佐 一 郎	墨田区福祉保健部子育て支援担当子育て計画課長

■ 墨田区地域福祉計画推進協議会検討経過

第1回	平成22年5月25日(火) 午後2時～午後4時 墨田区役所 庁議室	・ 墨田区地域福祉計画の改定について
第2回	平成22年11月15日(月) 午後2時～午後4時 墨田区役所 123 会議室	・ 墨田区地域福祉計画の「中間のまとめ(案)」について ・ 墨田区地域福祉計画等の進捗状況報告について
第3回	平成23年2月4日(金) 午前10時～午前12時 墨田区役所 121 会議室	・ 墨田区地域福祉計画(案)について

■ 墨田区地域福祉計画推進協議会計画改定作業部会検討経過

第1回	平成22年6月2日(水) 午後2時30分～午後5時 興望館	・ 作業部会の発足とメンバー、役割について ・ 作業部会の進め方、拡大作業部会等について ・ 地域福祉ワークショップ「ワールド・カフェ」の実施について
第2回	平成22年6月18日(金) 午後5時～午後7時 墨田区役所 82 会議室	・ ワールド・カフェの実施結果について ・ 墨田区地域福祉計画の評価(現計画の総括)について ・ 拡大作業部会の進め方について ・ 墨田区地域福祉計画素案の構成について
第3回	平成22年7月12日(月) 午後5時～午後7時 墨田区役所 82 会議室	・ 高齢者・児童分野の拡大作業部会の実施結果について ・ 今後の拡大作業部会の進め方について
第4回	平成22年8月20日(月) 午後5時～午後7時 墨田区役所 21 会議室	・ ボランティア・生活困窮者・障害者分野の拡大作業部会の実施結果について ・ 墨田区地域福祉計画案について
第5回	平成22年9月13日(月) 午後5時～午後7時 墨田区役所 21 会議室	・ 墨田区地域福祉計画の「中間のまとめ(案)」について
第6回	平成22年10月4日(月) 午後5時～午後7時 墨田区役所 91 会議室	・ 墨田区地域福祉計画の「中間のまとめ(案)」について

(2) 墨田区地域福祉計画推進本部

墨田区地域福祉計画推進本部設置要綱

平成5年12月21日
5墨厚厚第555号

(設置)

第1条 地域福祉計画に基づく福祉施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、墨田区地域福祉計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(構成)

第2条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、区長とし、推進本部を総括する。

3 副本部長は、副区長とする。

4 本部員は、教育長及び部長（部長相当職を含む。）の職にある者をもって充てる。

5 本部長は、特に必要があると認めるときは、審議事項に関係のある職員に推進本部への出席を求めることができる。

(審議事項)

第3条 推進本部において審議する事項は、次のとおりとする。

(1) 墨田区地域福祉計画及び福祉保健分野の個別計画に基づく施策の総合調整及び推進に関すること。

(2) その他本部長が必要と認める事項

(招集)

第4条 推進本部は、本部長が招集し、主宰する。

2 本部長に事故があるときには、副本部長がその職務を代理する。

(幹事会)

第5条 推進本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表に掲げる者をもって構成する。

3 幹事会は、推進本部に付議する事案を調査・検討するほか、施策の推進に必要な事項を協議する。

4 幹事会は、効率的な運営を図るため必要と認めるときは、協議事項に関係のある幹事をもって開催することができる。

5 幹事会に、ワーキンググループを置くことができる。

6 ワーキンググループの構成員及び検討事項並びに運営に関する事項は、福祉保健部長が定める。

(事務局)

第6条 推進本部に事務局を置く。

2 事務局長は、福祉保健部長をもって充てる。

3 事務局長は、次の職務を行う。

(1) 幹事会を招集し、主宰すること。

(2) 推進本部に付議する事案の調整、整理及び提出に関すること。

(3) 推進本部の決定事項に係る事務の執行調整に関すること。

(4) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

4 事務局長は、前項第2号から第4号までの事務を行うに当たり、各本部員等に対し、必要な資料の提出又は報告を求めることができる。

5 事務局長は、必要に応じて、協議事項に関係のある職員に幹事会への出席を求めることができる。

6 事務局の庶務は、福祉保健部厚生課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営その他必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この要綱は、平成6年2月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

[別 表]

墨田区地域福祉計画推進本部幹事会構成員	
企 画 経 営 室	企画・行政改革担当課長
総 務 部	総務課長
区 民 部	窓口課長
区民活動推進部	区民活動推進課長
区民活動推進部環境担当	リサイクル清掃課長
産 業 観 光 部	生活経済課長
福 祉 保 健 部	厚生課長、保護課長、障害者福祉課長、介護保険課長、 高齢者福祉課長
福祉保健部子育て支援担当	子育て計画課長、児童・保育課長、 子育て支援総合センター館長
福祉保健部保健衛生担当	保健計画課長、向島保健センター所長、本所保健センター所長
都 市 計 画 部	都市計画課長
都 市 整 備 部	都市整備課長
教育委員会事務局	庶務課長

墨田区地域福祉計画改定ワーキンググループ構成員		
委員長	福祉保健部 厚生課長	
委 員	企 画 経 営 室	企画・行政改革担当主査、政策担当主査
	総 務 部	人権同和・男女共同参画課男女共同参画担当主査
	危機管理担当	防災課防災係長
	区民活動推進部	区民活動推進課区民活動推進担当主査
	福 祉 保 健 部	厚生課厚生担当主査、保護課保護第五係主査 障害者福祉課障害者企画担当主査、 介護保険課管理・計画担当主査 高齢者福祉課高齢者支援担当主査
	子育て支援担当	子育て計画課子育て計画担当主査
	保健衛生担当	保健計画課保健計画担当主査
	都 市 計 画 部	都市計画課庶務・交通担当主査
	都 市 整 備 部	都市整備課事業調整担当主査
	教育委員会事務局	庶務課庶務・教職員担当主査

■ 墨田区地域福祉計画推進本部検討経過

第1回	平成22年11月9日(火) 午前11時～午前12時 墨田区役所 庁議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 墨田区地域福祉計画、墨田区障害者行動計画の「中間のまとめ(案)」について ・ 墨田区地域福祉計画等の進捗状況報告について
第2回	平成23年1月25日(火) 午前11時～午前12時 墨田区役所 庁議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 墨田区地域福祉計画、墨田区障害者行動計画中間のまとめのパブリック・コメント手続の実施結果について ・ 墨田区地域福祉計画(案)、墨田区障害者行動計画(案)について

■ 墨田区地域福祉計画推進本部幹事会検討経過

第1回	平成22年11月1日(月) 午後1時30分～ 午後2時30分 墨田区役所 123会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 墨田区地域福祉計画、墨田区障害者行動計画の「中間のまとめ(案)」について ・ 墨田区地域福祉計画等の進捗状況報告について
第2回	平成23年1月18日(火) 午前10時30分～ 午前11時30分 墨田区役所 121会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 墨田区地域福祉計画、墨田区障害者行動計画中間のまとめのパブリック・コメント手続の実施結果について ・ 墨田区地域福祉計画(案)、墨田区障害者行動計画(案)について

■ 墨田区地域福祉計画推進ワーキンググループ検討経過

第1回	平成22年5月31日(月) 午前10時～ 午前11時30分 墨田区役所 81会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉計画の改定について ・ 計画改定概要、骨子(案)、協議会の概要 ・ 地域福祉の推進に基づく各課の課題について
第2回	平成22年10月19日(火) 午前10時～午前11時 墨田区役所 123会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 墨田区地域福祉計画の「中間のまとめ(案)」について

2. ワークショップ・拡大作業部会の結果概要

ワークショップや拡大作業部会、庁内の墨田区地域福祉計画推進ワーキンググループでは、地域福祉推進にむけてさまざまな意見があげられました。以下は、その内容から、墨田区における地域福祉推進にむけた課題をカテゴリーごとに分類・整理したものです。

課 題	具体的な意見(問題意識)
福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの頃からの福祉教育を推進することが重要。 ● 地域とかかわる 10 代・20 代が増えるよう、高校生の福祉教育も充実を。 ● ボランティア精神の見直し、ボランティア体験の充実を。 ● 学校だけでなく、地域のさまざまな機会を通じた福祉教育が必要。
福祉人材の発掘・育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティアに興味があるのに実際には活動していない人を活動につなげるしくみが必要。 ● 団塊・シニア世代やお父さん、サラリーマンの出番づくりを。 ● 民生委員の後継者が不足している、民生委員を支えるネットワークがない。 ● 地域づくりを進めるキーパーソンとしての役割を担うコーディネーターの育成を。
町会・自治会組織の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ● 都内の中では町会・自治会活動が活発だが、最近では組織が高齢化している。 ● 古い体質の組織があり、若い人が参加しづらい。どうやって参加してよいかわからない人もいる。新しい人、若い人が活躍できるようにすべき。
ボランティアやNPO活動等の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域で活動する人が偏っている。 ● 個人ボランティア登録者数が伸び悩んでいる。 ● 社会人がボランティア活動できるような体制づくりが必要。 ● 地域活動の拠点が必要。

課 題	具体的な意見(問題意識)
地域の人と人とのつながりの再生	<ul style="list-style-type: none"> ● 少子高齢化や核家族化、マンション等の集合住宅の増加などにより、次第に地域のつながりが弱くなってきている。 ● 家族のきずなを深める機会も少なくなってきている。 ● 人と人とのつながりが強く、あいさつ・声かけから人がつながる連帯感あるまちづくりを。 ● 小学校単位で地域のつながりをつくることが重要。 ● 多くの世代が交流できる場が必要。 ● 障害者への地域の理解を育むためには、自然なかたちでの交流を増やしていくことが大事。
支えあい・助けあいのネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域のつながりが弱まっている中で、地域で孤立している高齢者、障害者等の問題、孤立死の問題が生じている。 ● 両隣からの支えあい・助けあい、見守りあうまちづくりを。 ● 災害時要援護者支援体制の周知・充実を。 ● 障害児の学童の送迎や、親亡き後の障害者の地域生活支援など、地域で障害児・者を支えていくことが必要。
共生意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域のつながりが残っている反面、異質な人を受け入れにくい排他性がある。 ● 偏見や差別意識を解消し、互いに知り合い、ふれあう中で、理解しあえる機会づくりを。 ● 地域から孤立しがちな人、排除されている人が相談できる場が必要。

3. 用語解説

NPO	民間非営利組織（Non-Profit Organization）の略称で、営利を目的とせず、社会貢献を目的として活動する民間団体の総称です。
協治(ガバナンス)	区民、地域団体、NPO、企業、区など多様な主体が、それぞれ果たすべき責任と役割を自覚しながら、共に考え、行動することで、地域の課題の解決を図ろうという社会のあり方のことです。 区では、平成23年4月1日から「墨田区協治（ガバナンス）推進条例」を施行し、より広範に区民や区内団体・事業者等との協働による地域運営を推進しようとしています。
心のバリアフリー	高齢者、障害者等が安心して日常生活や社会生活ができるようにするために、施設整備（ハード面）だけでなく、高齢者、障害者等の困難を自らの問題として認識し、偏見や誤解などに起因する心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力していくことを意味します。
小地域福祉活動	地域の住民同士の支えあい・助けあい活動のこと。区内では、お互いが顔見知りである町会・自治会を範囲に活動が展開されています。
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人の財産管理や施設への入退所等の生活に配慮する身上監護を、本人に代わって、法的に権限を与えられた成年後見人等が行うことによって、本人を保護し、権利が守られるよう支援する制度です。本人の判断能力の程度により、後見・補佐・補助の3つの類型があります。
ソーシャル・インクルージョン	社会から疎外されている、孤立しているといった状況にある人々を、社会的つながりを構築することによって、社会の構成員として包み支えあっていこうという考え方のことです。
団塊・シニア世代	団塊の世代とは、1947（昭和22）年から1949（昭和24）年までのベビーブームに生まれた世代のことです。シニア世代とは、本計画では50代・60代の世代のことを指しています。
DV(ドメスティック・バイオレンス)	夫や恋人、パートナーなど親密な関係にある（あった）異性からふるわれる暴力のことです。広い意味では、女性や子ども、高齢者や障害者など、家庭内の弱者への暴力としても使われることがあります。
プラットフォーム	本計画では、共通の目的（地域課題の解決）を達成するために、地域福祉のさまざまな担い手が出会い、情報交換や話しあいなどを行いながら連携・協働する場のことを指しています。
ユニバーサルデザインとバリアフリー	ユニバーサルデザインは、製品、建物、環境について、男性も女性も、障害のある人もない人も、あらゆる人が利用しやすいよう、はじめから考えてデザインするという考え方のことです。すでにあるバリア（障壁）を取り除くバリアフリーに対して、ユニバーサルデザインは最初からバリアを生み出さないことを意味します。

4. 付属資料①－第5章「取り組み内容」体系表

基本目標	取り組み項目	目標(平成 32 年度の姿)	取り組み内容
<p style="text-align: center;">1 区民が安心して暮らせる福祉のまちをつくる</p>	<p>(1) 地域の中で共に生きる意識を高める (ソーシャル・インクルージョンのまちづくり)</p>	<p>地域の中で共に生き、支えあっていこうという意識が地域に根付き、誰もが疎外・差別されることなく暮らしています。</p>	<p>人それぞれの個性を互いに尊重し、誰もが地域社会の一員として共に支えあう意識を高める各種の啓発や、交流・支援活動を実施します。</p>
	<p>(2) 誰もが移動しやすいまちをつくる (ユニバーサルデザインのまちづくり)</p>	<p>誰もが移動しやすい墨田区内になっています。</p>	<p>公共施設や民間施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進するとともに、移動に困難を抱えている人に対して積極的に支援をする地域をつくります。</p>
	<p>(3) 要援護者を守る防犯・防災体制を整備する</p>	<p>要援護者が犯罪にあわず、災害時に救助される地域の支援体制が確立されています。</p>	<p>高齢者や障害者、子どもなどの要援護者が犯罪にあわないよう、また、災害時に救助されるように、地域の支援体制を整備します。</p>

各主体が担う役割	平成 27 年度までの 到達目標	主な事業・活動
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 区民：区や地域団体等が実施する啓発活動やイベントに積極的に参加し、交流を広げます。 ◆ 地域団体、福祉施設（事業者）：交流活動を自ら実施するとともに、区や他の団体・施設・事業者が実施する活動にも参加します。 ◆ 区、社会福祉協議会：人権意識、共生意識を高める事業やさまざまな交流・支援事業を実施していきます。／区や地域団体等が実施する啓発活動やイベントに、区民が参加しやすい体制づくりに努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 人権啓発事業や障害児・者等に対する理解を促進する活動が盛んに行われています。 ◆ 障害者の自主生産品等の常設の販売コーナーが設置され、地域との交流が広がっています。 ◆ 地域の中で共に生き、社会的自立をめざす意識が高まり、ソーシャル・インクルージョンの考え方に基づく交流・支援活動が展開されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 人権の啓発 ◆ 障害や障害者への理解の促進 ◆ 障害者の自主生産品等の共同販売 ◆ 障害者の就労支援 ◆ 精神障害者への退院促進支援 ◆ 障害児の社会参加と家族への支援 ◆ ソーシャル・インクルージョンの考え方の普及・啓発
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 区民：まちで困っている人をみかけたら声をかけ・手助けをする、自転車は自転車置き場に止めるなど、誰もが外出しやすい環境となるよう、できることから取り組みます。 ◆ 商店・事業所：店舗等のバリアフリー整備を行います。整備ができない場合は、お困りの方に手を貸すなどの行動を行います。 ◆ 区：道路や交通機関、公共施設、民間施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進・支援するとともに、誰もが暮らしやすい生活環境の整備にむけた区民の意識啓発やまちのバリアフリー情報の発信を行っていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ユニバーサルデザインによる対応が、公共施設及び大規模民間施設で広く進んでいます。 ◆ 中小規模の民間施設において、区の助成金制度の活用などにより、バリアフリー化対応の整備が進んでいます。 ◆ まちで移動に困っている人に積極的に声をかける人や障害物の除去に配慮する人の割合が高まっています。 ◆ バリアフリーに関する情報が広く共有されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 福祉のまちづくり施設整備への助成 ◆ バリアフリーマップの作成・運営 ◆ 公共サインの整備 ◆ 道路のバリアフリー整備 ◆ 公園等の公衆トイレの整備 ◆ 公園出入口のバリアフリー ◆ 歩道の新設・拡幅 ◆ 心のバリアフリーの普及・啓発と実践
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 区民：町会・自治会で実施している防犯・防災活動に参加します。／日ごろの取り組みの中から、地域の高齢者や障害者、子どもなどの要援護者の把握に努め、犯罪の抑制にむけた取り組みを実施するとともに、災害時には救助等の支援を行います。 ◆ 町会・自治会等：防災訓練や防犯パトロールを実施し、地域住民の参加を促します。／災害時要援護者サポート隊の結成・活動に努めます。／住民が参加しやすい体制づくりに努めます。 ◆ 区：災害時要援護者支援体制の整備や、高齢者や障害者、子どもなどが犯罪にあわないための支援体制を整備します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 日ごろの取り組みを通じて、要援護者が犯罪や災害の被害にあわないよう行動していく意識が地域で高まっています。 ◆ 災害時に要援護者を救助できるように、「墨田区災害時要援護者総合支援プラン」に基づく支援体制が整備され、多くの人に周知されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 防犯パトロール用品の配布 ◆ 地域安全マップの作成 ◆ 要援護者への災害時支援体制の整備 ◆ 災害時要援護者サポート隊の結成・活動支援 ◆ 災害ボランティア活動体制の整備

基本目標	取り組み項目	目標(平成 32 年度の姿)	取り組み内容
<p style="text-align: center;">2</p> 区民が安心して利用できる福祉サービスを提供する	(1)地域の相談支援体制を充実する	身近な窓口でさまざまな問題に関する相談が気軽にできるようになっており、また、迅速に対応・解決できる体制が確立されています。	さまざまな地域の問題について、誰もが利用しやすい相談体制と問題に迅速に対応・解決するシステムの整備を推進します。
	(2)支援が必要な人の権利を守る	福祉サービスを必要とする区民の権利が守られ、適切なサービスを利用して地域で安心して暮らしています。	福祉サービスを必要とする区民の権利を守ります。また、適切にサービスが利用できる支援体制を整備します。

各主体が担う役割	平成 27 年度までの到達目標	主な事業・活動
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 区民：問題について、どこへ、誰に相談すればよいか、地域の相談窓口や民生委員・児童委員について理解を深めます。 ◆ 民生委員・児童委員：地域の相談支援機関や民生委員・児童委員等の活動を周知します。／地域で支援を必要としている人を相談支援機関に速やかにつなぎます。 ◆ 福祉施設（事業者）、社会福祉協議会：相談機関における相談機能の充実を図ります。／地域の関係機関間の連携や職員の資質向上を図り、多様な地域の課題に迅速に対応・解決にあたります。 ◆ 区：区民が利用しやすい、総合的な福祉相談窓口体制を整備します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 区、社会福祉協議会をはじめとする各相談機関間の連携が強化されています。 ◆ 区民が利用しやすい、総合的な福祉相談窓口体制が検討され、整備が進められています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 区内の相談機関相互の連携強化 ◆ 地域包括支援センター ◆ 高齢者みまもり相談室 ◆ 子育て支援総合センター ◆ 精神保健相談（こころの健康相談）
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 区民：認知症高齢者や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人の権利を守る、成年後見制度についての理解を深めます。 ◆ 民生委員・児童委員、福祉施設（事業者）：判断能力が不十分な人を必要な支援につなぎます。 ◆ 社会福祉協議会：福祉サービスの利用支援「地域福祉権利擁護事業」や身体・知的・精神の障害により、自分で財産の保全が困難である方などの「財産保全サービス」、「成年後見制度利用支援事業」、福祉サービス利用に関する「苦情対応」などの支援を総合的・一体的に行います。 ◆ 区：区民の権利が守られるよう、適切な政策を立て、各主体者の活動の支援等に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 判断能力が不十分な人の権利擁護事業や成年後見制度について、多くの区民が理解し、必要な人が利用しています。 ◆ 社会貢献型後見人（市民後見人）が育成され、活動しています。 ◆ 社会福祉協議会（すみだ福祉サービス権利擁護センター）が実施している苦情相談、苦情調整委員会が、よく知られ、適切に利用されています。 ◆ 高齢者・障害者・児童における虐待防止ネットワークの機能強化により、虐待防止・早期発見・当事者の支援等に迅速な対応が行われ、高齢者・障害者・児童の権利が擁護されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 成年後見制度の利用支援 ◆ 社会貢献型後見人の育成・支援 ◆ 権利擁護相談 ◆ 地域福祉権利擁護事業 ◆ 福祉サービスに関する苦情受付 ◆ 精神障害者への退院促進支援（再掲） ◆ 高齢者に対する虐待防止 ◆ 障害者に対する虐待防止 ◆ 児童に対する虐待防止

基本目標	取り組み項目	目標(平成 32 年度の姿)	取り組み内容
<p style="text-align: center;">2</p> <p>区民が安心して利用できる福祉サービスを提供する</p>	<p>(3) 福祉サービスの量と質を確保する</p>	<p>福祉サービスの利用者がサービスを適切に選択し、利用しています。</p>	<p>福祉サービスの利用者がサービスを適切に選択できるよう、サービスの質と量を確保し、適切に選択・利用できるようにします。</p>
	<p>(4) 生活に困難を抱えている人の自立を支援する</p>	<p>貧困により日常生活に支障をきたすことがなく、誰もが自立した生活を送り、また、自立をめざして前向きに暮らしています。</p>	<p>地域のあらゆる社会資源を活用し、生活困窮者を支援します。</p>

各主体が担う役割	平成 27 年度までの 到達目標	主な事業・活動
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 区民：地域の課題を解決するための活動に協力・参加します。 ◆ 地域団体：得意分野を活かし、区との協働のもと、地域のニーズや課題に対応した活動・サービス提供を推進します。 ◆ 福祉施設（事業者）：専門性を発揮して、質の高い福祉サービス事業を提供します。／区との協働のもと、地域のニーズや課題に対応した活動・サービス提供を推進します。／サービスの担い手の研修や活動・サービスに対する評価を通じて、活動・サービスの質の確保に取り組みます。 ◆ 社会福祉協議会：地域のニーズや課題に対し、住民参加によるサービス提供を推進します。／地域の課題を解決するために必要な新たな活動やサービスの研究・開発に取り組みます。 ◆ 区：福祉サービスが適切に選択・利用できるように、サービスの質と量の確保及び適切に選択できるシステムの整備に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 福祉サービス事業者が、福祉サービス第三者評価制度等の外部評価を受けています。 ◆ 第三者機関による評価制度がよく知られており、サービスの選択に適切に利用されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ すみだハート・ライン 21 ◆ ミニサポート事業 ◆ ファミリー・サポート・センター ◆ 福祉サービス第三者評価制度の推進
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 区民：区民一人ひとりが、自立した生活を継続できるよう努力するとともに、家族や近隣の人々を見守り・支援し、お互いに助けあって生活していきます。 ◆ 地域団体、福祉施設（事業者）：生活困窮者が自立した地域生活に戻れるよう、もしくは続けられるよう支援します。 ◆ 区、社会福祉協議会：生活に困窮している区民への生活相談を実施し、生活保護や貸付等、必要とする支援を実施していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域団体等と区との連携・協働のもと、生活保護受給者が地域の一員として充実した生活を送ることをめざす、社会生活の自立支援の充実が図られています。 ◆ ホームレスや経済的に困窮している人が、孤立することなく生活をしています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 療養資金・高額療養費の貸付 ◆ 私立高等学校等入学資金の貸付 ◆ 生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム・就労支援相談員活用プログラム ◆ 被保護世帯の高校進学等支援プログラム ◆ 元ホームレス被保護者自立支援プログラム ◆ 母子自立支援プログラム ◆ 生活福祉資金貸付事業

基本目標	取り組み項目	目標(平成 32 年度の姿)	取り組み内容
<p style="text-align: center;">3</p> <p>区民の積極的な地域活動を進める</p>	<p>(1)福祉の施策や活動に関する情報を伝える</p>	<p>誰もが地域福祉に関する施策や活動についての情報を、必要に応じて得ることができるようになっています。また、知ってもらいたい人に情報が伝わっています。</p>	<p>地域福祉に関する施策や活動についての情報が、その情報を必要とする人や、それを知れば活動に参加したいと考えている人に届くよう、各主体が多様な手段で伝達に努めます。</p>
	<p>(2)地域福祉に関する学びあいを推進する</p>	<p>地域福祉への理解と関心が各世代において高まっており、ボランティア活動などに参加する人が多くなっています。</p>	<p>地域、企業、社会福祉協議会、教育委員会などの各主体が連携を図り、子どもから高齢者までの各世代において、さまざまなテーマで福祉教育を推進し、区民の地域福祉への理解・関心とボランティア活動などへの参加を促進していきます。</p>

各主体が担う役割	平成 27 年度までの 到達目標	主な事業・活動
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 区民：地域福祉に関する施策や活動についての情報を積極的に入手し、地域福祉についての理解を深めます。 ◆ 地域団体、福祉施設（事業者）、社会福祉協議会：自身がもつ情報発信手段を活用して、地域福祉に関する施策や地域活動についての周知活動を推進します。 ◆ 区：区民や地域団体等が地域福祉活動を行っていくために必要な情報を積極的に提供していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 必要な人や知ってもらいたい人に、地域福祉に関する施策や活動の情報が概ね周知されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 区の施策情報の発信 ◆ 社会福祉協議会の活動情報の発信 ◆ 民生委員・児童委員活動の発信 ◆ （仮称）地域福祉・ボランティアフォーラムの開催 ◆ 地域福祉に関する情報の発信 ◆ 「すみだ・ボランティアの日」の啓発
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 区民：福祉教育の機会に積極的に参加し、地域の福祉に対する理解と関心を深めるとともに、地域福祉の担い手として、地域の課題を解決する行動力を養います。 ◆ 地域団体：活動を通じて、区民の福祉意識の啓発や体験を通じた学習機会の提供を進めます。 ◆ 福祉施設（事業者）：施設の地域開放など、区民が福祉を身近に感じられる機会を積極的につくります。／地域のボランティアや小・中学生等の体験学習等の受け入れを促進し、体験を通じた学習機会を提供します。 ◆ 社会福祉協議会：学校との連携を強化し、小学校から高校まで、学校における福祉教育を推進します。／各種講座や体験プログラムの開催等を通じて、区民の福祉に対する理解と関心を高めます。／地域の関係機関・団体等との連携・協働により、福祉教育プラットフォームの形成を推進します。 ◆ 区：区立学校の教育プログラムにおいて、社会福祉協議会などと連携して、福祉教育を推進します。／福祉教育プラットフォームの形成を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域福祉への関心が各世代を通じて高まっています。 ◆ 身近な福祉課題について、関係する区民や機関が集まり、解決にむけて取り組むことにより、区民同士が学びあい、地域福祉の担い手として成長していける場（福祉教育プラットフォーム）が設けられています。 ◆ 各世代を通じた段階的、継続的な福祉教育プログラム体系の構築により、年齢層や経験に応じて、多様な福祉教育が受けられるようになっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 小・中・高等学校での「福祉教育」プログラムの実施 ◆ 小・中・高等学校での「ボランティア協力校」の推進 ◆ 小地域福祉活動への区民の理解促進 ◆ ボランティア育成プログラムの充実 ◆ 課題別プラットフォームの形成促進

基本目標	取り組み項目	目標(平成 32 年度の姿)	取り組み内容
<p style="text-align: center;">3</p> <p>区民の積極的な地域活動を進める</p>	<p>(3) 地域福祉の担い手を育成・支援する</p>	<p>地域福祉活動に継続的に携わる人が地域に豊富にいます。</p>	<p>民生委員・児童委員やボランティアセンターの登録者などが十分に活動できるように、地域全体で支援します。また、町会・自治会などの小地域で福祉活動を担う人材を育成・支援します。</p>

各主体が担う役割	平成 27 年度までの 到達目標	主な事業・活動
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 区民：自らの知識や経験を活かして、できることから地域福祉活動に取り組みます。／民生委員・児童委員について理解を深め、その活動に協力します。 ◆ 地域団体：イベントや講座、地域の行事の開催などの活動を通じて、地域福祉の担い手となる区民を発掘し、活動につないでいきます。 ◆ 福祉施設（事業者）：事業や活動へのボランティア受け入れなどを通じて、ボランティア等の地域福祉人材を発掘・育成します。 ◆ 社会福祉協議会：各種講習講座等の開催を通じて、幅広い世代のボランティア確保・育成を推進します。／学校と連携して、次代の地域福祉の担い手となる生徒・学生のボランティア活動を促進します。／小地域福祉活動に取り組むグループを育成します。／小地域福祉活動を実践する人の中から、その活動の核となる小地域福祉活動のリーダーを育成します。 ◆ 区：民生委員・児童委員に関する支援やPRを行うとともに、社会福祉協議会をはじめとする地域団体の事業・活動を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域における民生委員・児童委員の存在意義や重要性が広く周知されています。 ◆ ボランティア活動の参加促進が図られ、地域福祉の担い手が増えています。 ◆ 地域で福祉活動を担う人など地域福祉の推進役となる地域福祉活動コーディネーターが育成され、地域で活躍しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 民生委員・児童委員活動の支援 ◆ ファミリー・サポート・センター（再掲） ◆ 子育てサポーターの育成 ◆ 学校内のコーディネーターの養成 ◆ ボランティア育成プログラムの充実（再掲） ◆ シニア世代のボランティア活動の参加促進 ◆ コミュニティワーカーの配置 ◆ 地域福祉活動コーディネーターの発掘・育成

基本目標	取り組み項目	目標(平成 32 年度の姿)	取り組み内容
<p style="text-align: center;">3 区民の積極的 な地域活動を進める</p>	<p>(4)地域活動を活性化する</p>	<p>より多くの区民が地域活動に参加し、地域で活躍しています。</p>	<p>地域活動に多くの区民が参加するよう、地域全体で推進していきます。</p>

各主体が担う役割	平成 27 年度までの 到達目標	主な事業・活動
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 区民：町会・自治会活動など、地縁型の活動への理解を深め、積極的に参加します。／ボランティアやNPO等が行う地域活動に協力・参加します。／活動の場の提供、募金や寄付等により、地域活動を支援します。 ◆ 町会・自治会等、地域団体：地域の住民に町会・自治会の意義を伝え、加入を促進し、自治活動の強化に取り組みます。／町会に属している住民とマンション等の自治会に属している住民間の交流や情報交換を推進します。／さまざまな地域活動を主体的に実践・推進します。／地域団体間や福祉施設等の関係機関との交流や連携を促進します。 ◆ 福祉施設（事業者）：施設の専門性を活かして、地域活動に取り組みます。／活動の場の提供や施設備品の貸し出しなどにより、地域活動を支援します。 ◆ 社会福祉協議会：ボランティアのコーディネート機能を充実し、住民活動やボランティア活動を促進します。／地域団体、福祉施設等が交流や連携できる機会をつくります。／それぞれの地域の実情にあった活動プログラムの提案や、活動の場の提供等を通じて、地域福祉活動を支援します。 ◆ 区：地域活動に多くの区民が参加するよう支援・促進事業を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 町会・自治会活動に参加している人が多くなっています。 ◆ 地区ごとに町会とマンションなどの集合住宅との交流・相互支援が進んでいます。 ◆ お祭りなどの地域イベントや地域の防火・防犯活動などの活動が活発になっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 町会・自治会活動の支援 ◆ 町会・自治会における地域福祉活動の推進 ◆ ボランティア活動に対する支援 ◆ NPO活動の支援 ◆ 区民活動センター（仮称）の整備 ◆ 企業のボランティア活動の参加促進 ◆ 介護支援ボランティアポイント制度 ◆ 魅力ある公園花壇づくり

基本目標	取り組み項目	目標(平成 32 年度の姿)	取り組み内容
<p style="text-align: center;">4</p> <p>区民が地域で 支えあい・助 けあうしくみを 確立する</p>	<p>(1)日ごろからの地域のつながりをつくる</p>	<p>困ったときに相談したり助けてくれる人が地域にいるような、縁のある社会を取り戻しています。</p>	<p>あいさつや声かけなど、日常の行いを通じて近隣 住民との関係を築き、その輪を広げていくことで、地域とつながりがある人を増やしていきます。</p>
	<p>(2)地域における見守り活動を推進する</p>	<p>区内の全地域で、高齢者や子どもなどの要援護者などに対する見守りネットワークが構築され、地域で孤立している人や家庭がいなくなっています。</p>	<p>地域包括支援センターの区域ごとに高齢者みまもり相談室を整備し、その活動内容を地域住民に周知します。また、町会・自治会などの小地域での地域見守り活動を推進し、重層的な地域見守りネットワークを構築していきます。</p>
	<p>(3)地域をつなぐ協働のしくみをつくる</p>	<p>地域課題に応じて関係者・機関が集まり、話しあいながら連携・協働していく場（プラットフォーム）が形成され、課題解決にむけた活動をしています。</p>	<p>地域で活動しているさまざまな個人、団体が、地域課題の解決にむけて連携・協働していく場（プラットフォーム）づくりを推進していきます。</p>

各主体が担う役割	平成 27 年度までの 到達目標	主な事業・活動
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 区民：あいさつや声かけを積極的に行って、困ったときに助けあえる隣人関係を築きます。 ◆ 町会・自治会等：小地域福祉活動等、地域の実情にあった福祉活動を推進します。 ◆ 福祉施設（事業者）：地域の方々が気軽に集まれるようなイベントを実施します。 ◆ 区、社会福祉協議会：近隣住民がつながりをつくる取り組みを支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域においてあいさつや声かけが、より広く、頻繁に行われるようになっていきます。 ◆ 小地域福祉活動がより多くの地域に広がっています。 ◆ 新しい住民と従来からの住民の交流が進んでいます。 ◆ 学校や児童館など地域の身近な施設を中心にした小地域の交流が進んでいます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「すみだ やさしいまち宣言」の推進 ◆ ふれあいサロン ◆ おもちゃサロン ◆ 小地域福祉活動推進地区の拡大 ◆ 小地域福祉活動の実施マニュアルの活用
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 区民：手助けや支援を必要とする方を認識した場合は、日常生活の範囲で見守りを行います。／異変を感じた場合は、高齢者みまもり相談室やその他の福祉関係施設に情報提供を行います。 ◆ 福祉施設（事業者）：区民から情報提供を受けた場合は、高齢者みまもり相談室や区への橋渡しを行います。 ◆ 区、社会福祉協議会：区は社会福祉協議会と、見守りネットワークを構築します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域包括支援センターの区域ごとに、高齢者みまもり相談室が整備されています。 ◆ ふれあいサロン活動や小地域福祉活動が、多くの地区で行われています。 ◆ 高齢者みまもり相談室や子育て支援総合センターと小地域福祉活動などの地域活動との連携により、全区的に地域の見守りネットワークが整備されています。 ◆ 区民の見守り意識が高まっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 高齢者みまもり相談室（再掲） ◆ 子育て支援総合センター（再掲） ◆ 要保護児童対策地域協議会の機能強化 ◆ 閉じこもり・うつ予防 ◆ ふれあいサロン（再掲） ◆ ミニ・デイサービス ◆ 会食 ◆ 多様な小地域福祉活動の展開 ◆ 小地域福祉活動間のネットワークづくり ◆ 障害児の社会参加と家族への支援（再掲）
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 区民、町会・自治会、地域団体：地域における福祉課題解決にむけたプラットフォーム形成の主体となります。 ◆ 福祉施設（事業者）：プラットフォームの一員となり、専門的な意見、過去の実例など、地域における課題解決にむけた支援を行います。 ◆ 社会福祉協議会：地域の課題に応じたプラットフォームの形成を推進します。 ◆ 区：地域プラザや区民活動センターなど、地域課題を協議する場を整備します。／地域の課題に応じたプラットフォームの形成を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 協議の場の整備が進んでいます。 ◆ 地域の課題に応じたプラットフォームの形成が進められています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 協治（ガバナンス）の推進 ◆ 地域プラザ・地域ふれあい館の整備 ◆ 区民活動センター（仮称）の整備（再掲） ◆ 課題別プラットフォームの形成促進（再掲）

5. 付属資料②－墨田区地域福祉計画関係年表

年度	1992 平成4	1993 平成5	1994 平成6	1995 平成7	1996 平成8	1997 平成9	1998 平成10	1999 平成11	2000 平成12	2001 平成13	2002 平成14	2003 平成15	2004 平成16	2005 平成17	
国の動き等	1988 ・ゴールドプラン			・新ゴールドプラン					・社会福祉基礎構造改革 ・介護保険スタート ・社会福祉法施行 ・成年後見制度 ・ゴールドプラン21			・次世代育成支援推進法			
墨田区基本計画												協治(か)ハ'ナ)の考え方	基本構想・基本計画		
地域福祉計画	策定 内容 検討	策定	1993～2000 第一次墨田区地域福祉計画					第二次墨田区地域福祉計画							
	※老人保健法及び老人福祉法に基づく「老人保健福祉計画」 ※東京都地域福祉推進計画における「区市町村地域福祉計画」											改定	改定		
障害者行動計画	1983～1990 第1期行動計画			1991～2000 第2期行動計画						第3期行動計画(前期)					
障害福祉計画															
高齢者福祉総合計画 介護保険事業計画												第1期計画		第2期計画	
次世代育成支援行動計画															
区民の健康づくり総合計画	1984～	1989～	1994～					前計画							
地域福祉活動計画(社会福祉協議会)									1997～2001 第1次活動計画		前計画				
										改定				改定	

2006 平成18	2007 平成19	2008 平成20	2009 平成21	2010 平成22	2011 平成23	2012 平成24	2013 平成25	2014 平成26	2015 平成27	2016 平成28	2017 平成29	2018 平成30	2019 平成31	2020 平成32
・介護保険制度改正 ・障害者自立支援法施行			・社会福祉法・介護保険10年			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 2013年以降 ～超高齢社会～ 高齢化率 25.2% (2013) → 33.7% (2035) → 40.5% (2055) ※社会保障・人口問題研究所、平成18年12月推計 </div>								
計画策定														
墨田区基本計画														
改定														
第二次墨田区地域福祉計画														
第二次後期計画(現計画)														
第三次墨田区地域福祉計画														
改定 改定予定														
第三次後期計画														
改定														
第3期行動計画(後期)(現計画)														
第4期行動計画(前期)														
第1期計画														
第2期計画														
改定														
第2期計画														
第3期計画														
第4期計画														
改定														
前期計画														
後期計画(現計画)														
改定														
現計画														
改定														
後期計画														
前計画														
現計画														
改定														

墨田区地域福祉計画

～みんな(協治)でつくる人にやさしい福祉のまち～

平成 23(2011)年 3 月

発 行 墨田区

〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目 23 番 20 号

TEL(03)5608-6150 FAX(03)5608-6938

編 集 墨田区福祉保健部厚生課
